

第6次 | 春日井市

# 障がい者総合福祉計画



令和6年3月  
春日井市





## はじめに

本市では、これまで、2021(令和3)年に「障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり」を基本理念とする第5次春日井市障がい者総合福祉計画を策定し、障がい福祉施策を推進してまいりました。

国においても、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正などの法整備により、障がいのある人自らが地域で望む生活ができるよう、支援の充実が図られています。

一方で、少子高齢化や一人世帯の増加などの社会構造の変化に伴い、障がいのある人を取り巻く課題は、複雑化・複合化してきています。このため、障がいのある人だけでなく、家族等関係者も含めた包括的な支援体制の構築に努めているところです。

このような現状を踏まえ、これまでも一貫して取り組んできた計画の基本理念を引き継ぎ、3つの重点目標を中心として、今後3年間の障がい福祉サービスの活動量やその施策について定めた第6次春日井市障がい者総合福祉計画を策定いたしました。

今後も、本計画の基本理念にありますとおり、障がいのある人もない人も、誰もがいきがいをもち、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる、地域共生社会の実現をめざして、地域の皆様や、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用など各分野の方々と連携し、施策の推進に取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり御協力いただきました春日井市障がい者施策推進協議会、春日井市地域自立支援協議会の委員の皆様を始め、アンケート調査や意見募集など、さまざまな機会において御参加いただきました多くの市民の皆様から感謝申し上げます。

2024(令和6)年3月

春日井市長 石黒直樹



# 目次

第1章 計画策定について.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	2
2 国の動向.....	3
3 計画の位置づけ.....	5
4 計画の対象.....	6
5 計画の期間.....	6
第2章 障がいのある人の現状と推計、サービスの実績と評価.....	7
1 人口の推移と推計.....	8
2 障がいのある人の推移と推計.....	9
3 障がい福祉サービス・相談支援の実績と評価.....	16
4 地域生活支援事業の実績と評価.....	24
5 障がい児通所支援・相談支援の実績と評価.....	26
第3章 計画の基本的な考え方.....	29
1 基本理念.....	30
2 基本的視点.....	31
3 重点目標.....	32
4 施策の体系.....	34
第4章 施策の推進.....	37
1 生活支援.....	38
2 障がい児の支援.....	46
3 保健・医療.....	51
4 教育.....	54
5 文化芸術活動・スポーツ等.....	57
6 雇用・就業、経済的自立の支援.....	59
7 生活環境.....	62
8 情報アクセシビリティ.....	64
9 防災・防犯.....	66
10 差別の解消及び権利擁護の推進.....	69
11 行政サービス等における配慮.....	72

第5章 計画の推進 .....	75
1 庁内関係機関の連携 .....	76
2 関係機関の連携 .....	76
3 広報・啓発活動の推進 .....	76
4 計画の進行管理 .....	77
資料編 .....	79
1 策定の経緯と体制 .....	80
2 春日井市障がい者総合福祉計画改定に係るアンケート調査の概要 .....	85
3 調査結果 .....	88
4 第5次計画の数値目標に対する実績 .....	127
5 用語解説 .....	129



.....

# 第1章

## 計画策定について

.....

# 1 計画策定の背景と趣旨

国は、2011（平成23）年に「障害者基本法」を改正し、「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という新たな目的を掲げました。その後、2012（平成24）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」、2013（平成25）年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」、2016（平成28）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が施行されるなど、障がい福祉を取り巻く環境は、地域社会における共生の実現に向けて大きく変化してきました。

また、2016（平成28）年「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）」、2021（令和3）年「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下「医療的ケア児支援法」という。）」の施行や、2022（令和4）年「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」改正などの法整備により、障がいのある人自らが望む生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、家族等関係者への支援など、地域共生社会の取り組みが進められています。

その一方で、複雑化・複合化する生活課題を抱えた世帯、制度の狭間にある人や必要な情報が届いていない人などへの支援といった地域課題が表面化し、課題の整理や多様なニーズに対応する包括的な支援体制の構築など、より専門性を要する対応が求められるようになってきました。

このような社会情勢の中、春日井市（以下「本市」という。）の障がい福祉における考え方や理念など、今後の方向性や目標を明確にするとともに、障がいの有無にかかわらず住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民・事業者・行政等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力して取り組んでいくことが大切です。

この度、「第5次春日井市障がい者総合福祉計画」が2023（令和5）年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の趣旨や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため「第6次春日井市障がい者総合福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。



## 2 国の動向

### 障がい者施策に関わる主な関連法令の動向

障がいのある人に関する施策は、社会情勢に合わせ新たな法律の施行や制度の構築が行われるなど常に変化しています。本計画は、以下の法律、制度等を踏まえながら策定しています。

#### ■国の動き

年	国の主な法律・制度等	概要
2006 (H18)年	障害者権利条約の国連総会採択	障がい者の尊厳と権利を保障するための人権条約
	障害者自立支援法の施行	福祉サービス体系の再編
2007 (H19)年	障害者権利条約への署名	障害者権利条約の締結に向けた法整備等の開始
2009 (H21)年	障害者雇用促進法の一部改正	障害者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等
2010 (H22)年	障害者自立支援法、児童福祉法の一部改正	利用者負担の見直し、障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化等
2011 (H23)年	障害者基本法の一部改正	目的規定や障がい者の定義の見直し等
2012 (H24)年	障害者虐待防止法の施行	障がい者の虐待の防止に係る国等の責務、早期発見の努力義務を規定
2013 (H25)年	障害者総合支援法の施行	障害者自立支援法を改称 障害者基本法の一部改正を踏まえた基本理念、障がい者の範囲の拡大、障害支援区分の創設等
	障害者優先調達推進法の施行	公的機関の物品やサービスの調達を、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進
	障害者基本計画(第3次)の策定	基本原則の見直しや障がい者の自己決定の尊重を明記
2014 (H26)年	障害者権利条約批准	障害者権利条約の批准書を国際連合事務総長に寄託 2014(平成26)年2月19日より国内において効力を生じる
2015 (H27)年	難病法の施行	原因が分からず、効果的な治療方法がない難病の医療費助成の対象を拡大
2016 (H28)年	障害者差別解消法の施行	障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止等
	障害者雇用促進法の一部改正	雇用の分野における、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化等
	障害者総合支援法、児童福祉法の一部改正	障がい者の地域生活の支援や障がい児支援へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等
2018 (H30)年	障害者基本計画(第4次)の策定	共生社会の実現をめざす、障がい者自らの決定に基づく社会参加、自己実現の支援を明記
	地域包括ケアシステム強化法の施行	介護保険と障がい福祉制度に新たに共生型サービスを位置づけ等
	障害者文化芸術推進法の施行	障がい者の文化芸術活動の推進に関する施策の推進 地方公共団体に計画策定を努力義務化

年	国の主な法律・制度等	概要
2019 (R1)年	障害者文化芸術活動推進基本計画の策定	障がい者の文化芸術活動の幅広い促進、作品等の創造への支援強化、地域での作品等の発表、交流の促進等
	読書バリアフリー法の施行	アクセシブルな電子書籍等、視覚障がい者等の読書環境の整備等
	障害者雇用促進法の一部改正	障がい者の活躍の場の拡大及び国及び地方公共団体の雇用状況の把握等、国及び地方公共団体に障害者活躍推進計画の作成・公表を義務化、事業主に対する給付制度、中小事業主の認定制度の新設等
2021 (R3)年	障害者差別解消法の一部改正	事業者による障がい者への合理的な配慮の提供を義務化、国や地方公共団体の連携協力の責務の追加、差別を解消するための支援措置の強化等
	医療的ケア児支援法の施行	子どもや家族が住んでいる地域にかかわらず、適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
2022 (R4)年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	障がいのある人が障がいの種類や程度にあったコミュニケーション手段を選択できるようにすることを規定
	児童福祉法等の一部改正	児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことを明確化、児童発達支援の類型の一元化、障がい児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化等
	障害者総合支援法の一部改正	障がい者等の希望する生活を実現するための障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等
2023 (R5)年	障害者基本計画(第5次)の策定	共生社会の実現に向けた支援とともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するための施策の基本的方向を明記

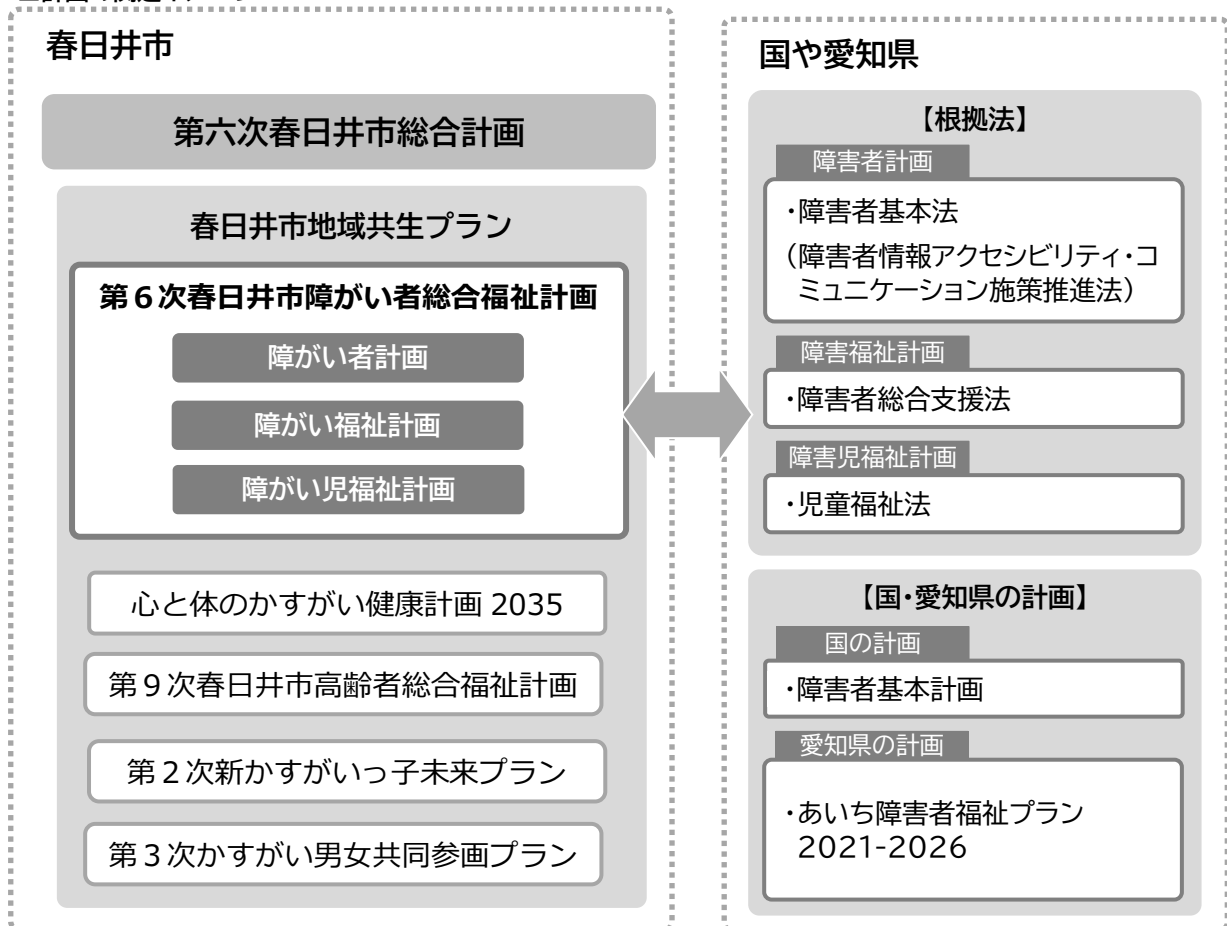
### 3 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に定める市町村障害者計画と、「障害者総合支援法」第88条第1項に定める市町村障害福祉計画、「児童福祉法」第33条の20第1項に定める市町村障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

本市の「第六次春日井市総合計画」を上位計画とするとともに、「春日井市地域共生プラン」で示す共通して取り組むべき事項を踏まえて策定します。また、その他の福祉分野の計画を始め、市の関連計画とも整合を図っています。

また、国の「障害者基本計画」及び愛知県の「あいち障害者福祉プラン 2021-2026」との整合を図っています。

#### ■計画の関連イメージ



## 4 計画の対象

本計画は、市民、企業（事業所）、行政機関などすべての個人及び団体を対象とします。

また、「障がいのある人」、「障がいのある子ども」とは、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある人及び難病患者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」とします。

## 5 計画の期間

本計画の期間は、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間とします。

（年度）

2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
第五次春日井市総合計画						第六次春日井市総合計画								
春日井市地域福祉計画、 春日井市地域福祉活動計画 （第3次計画）						春日井市 地域共生プラン （第4次計画）								
第2次 春日井市 障がい者 総合福祉 計画		第3次 春日井市 障がい者 総合福祉 計画		第4次 春日井市 障がい者 総合福祉 計画		第5次 春日井市 障がい者 総合福祉 計画		第6次 春日井市 障がい者 総合福祉 計画						

.....

**第2章**  
**障がいのある人の現状と推計、**  
**サービスの実績と評価**

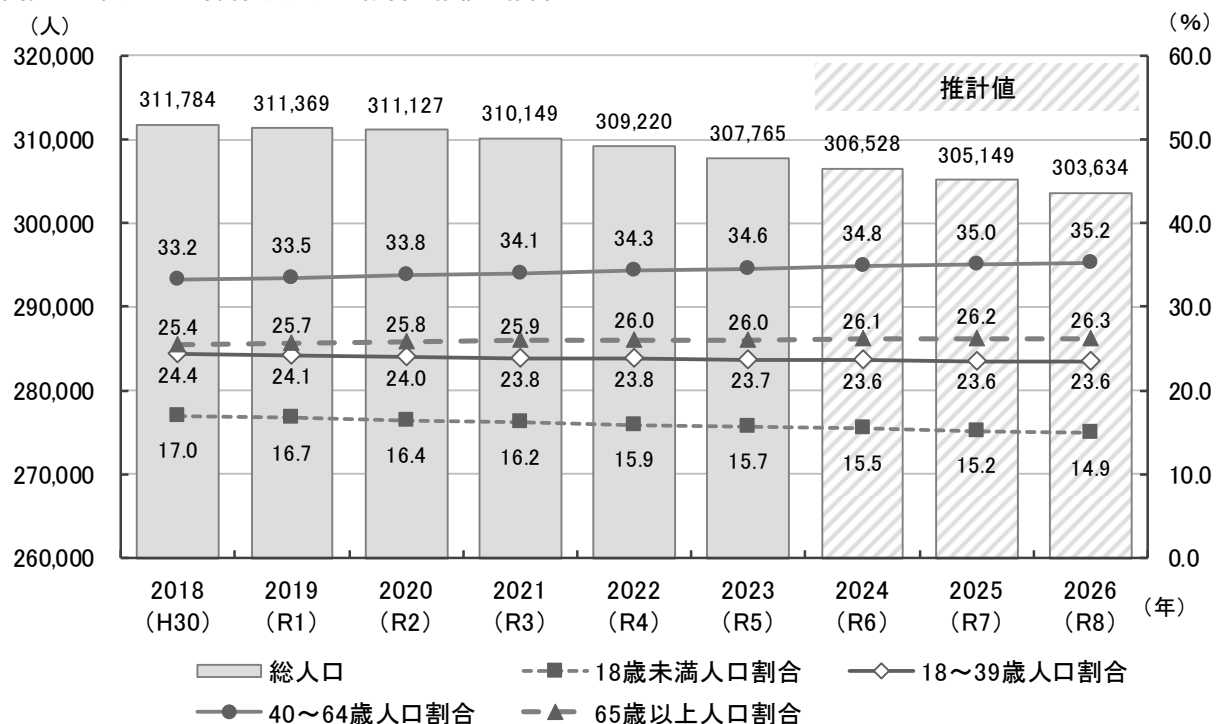
.....

# 1 人口の推移と推計

本市の総人口は、2023（令和5）年10月1日現在で307,765人となっており、2018（平成30）年以降は減少しています。年齢区分別人口割合をみると、18歳未満人口、18～39歳人口の各割合は少しずつ減少していますが、40～64歳人口、65歳以上人口の割合は少しずつ増加しており、少子高齢化が進行しています。

今後の推計をみると、総人口は減少することが見込まれます。また、高齢化率はゆるやかに高くなっていくことが見込まれます。

図表1 総人口と年齢区分別人口割合の推移と推計



資料：～2023（令和5）年：住民基本台帳（各年10月1日）、  
2024（令和6）年～：コーホート変化率法による推計値

図表2 総人口と年齢区分別人口の推移と推計

(年)							▶推計値			
	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	
18歳未満	52,843	51,976	51,149	50,229	49,172	48,193	47,362	46,381	45,369	
18～39歳	76,015	75,173	74,614	73,875	73,554	72,895	72,273	71,888	71,546	
40～64歳	103,599	104,303	105,106	105,633	106,108	106,510	106,794	106,856	106,935	
65歳以上	79,327	79,917	80,258	80,412	80,386	80,167	80,099	80,024	79,784	
総人口	311,784	311,369	311,127	310,149	309,220	307,765	306,528	305,149	303,634	

資料：～2023（令和5）年：住民基本台帳（各年10月1日）、  
2024（令和6）年～：コーホート変化率法による推計値

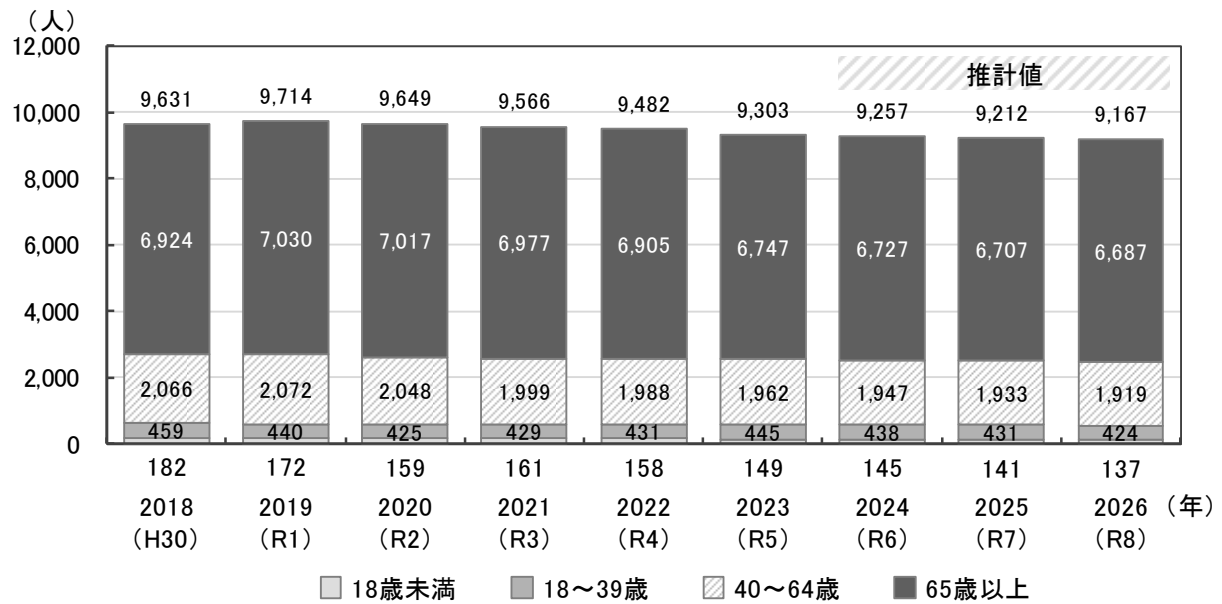
## 2 障がいのある人の推移と推計

### (1) 身体障がいのある人の推移と推計

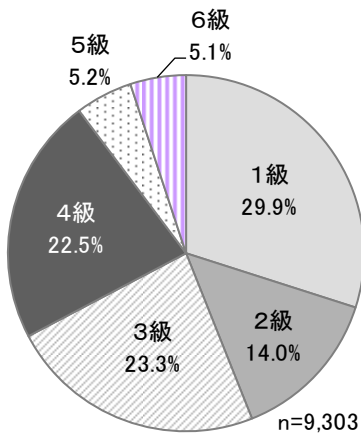
身体障がい者手帳所持者数は、減少傾向となっています。年齢区別にみると、多少の増減はあるものの、いずれの年齢区分でもゆるやかに減少していくことが見込まれています。

等級別でみると、1級の割合が約3割と最も高く、3級、4級もそれぞれ2割以上と高くなっています。障がい種別でみると、肢体不自由の割合が約半数と最も高くなっています。

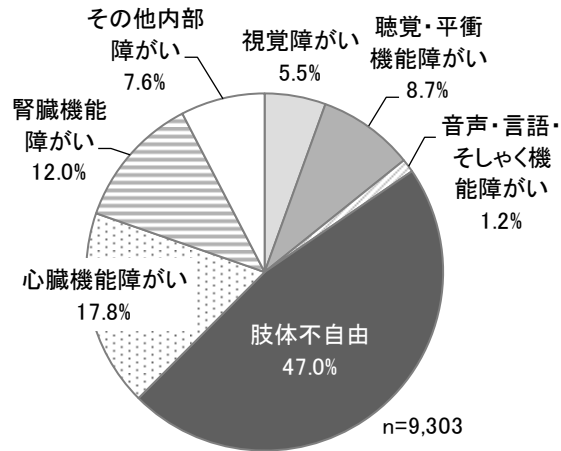
図表3 年齢区別身体障がい者手帳所持者数の推移と推計



図表4 等級別身体障がい者手帳所持者数の割合



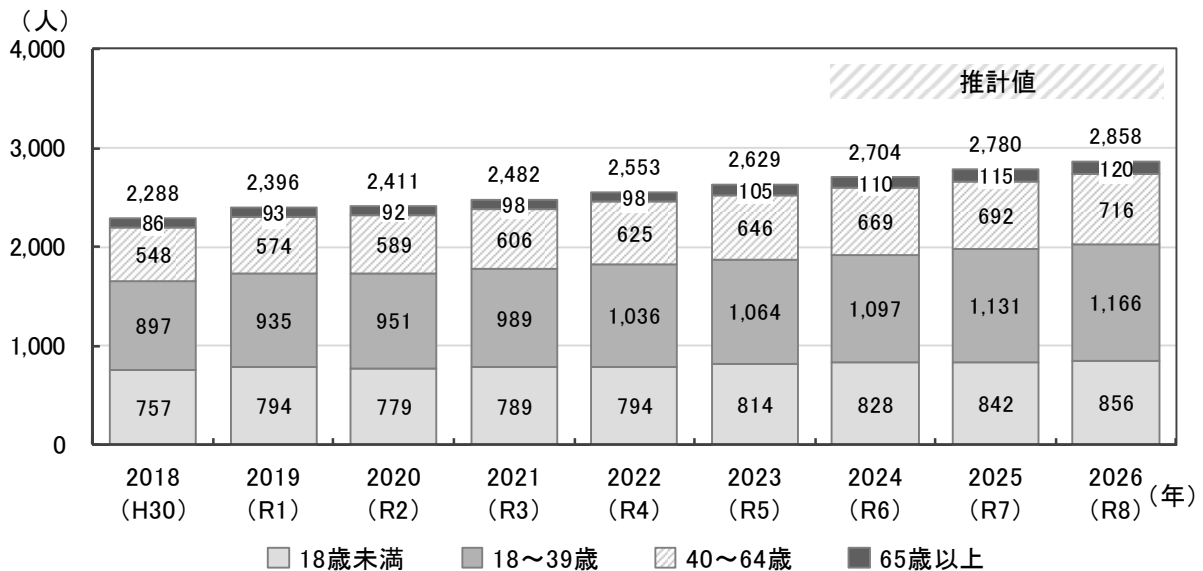
図表5 障がい種別身体障がい者手帳所持者数の割合



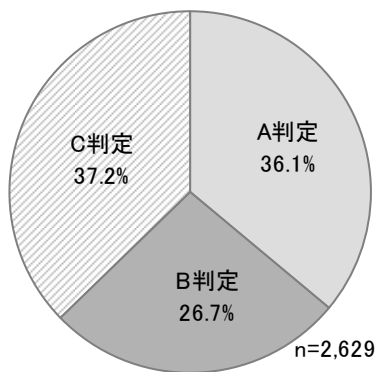
## (2) 知的障がいのある人の推移と推計

療育手帳所持者数は、増加傾向となっています。年齢区別にみると、18歳未満と18～39歳が多くなっています。いずれの年齢区分も、ゆるやかに増加することが見込まれています。等級別でみると、C判定、A判定がそれぞれ約4割と高くなっています。

図表6 年齢区別療育手帳所持者数の推移と推計



図表7 等級別療育手帳所持者数の割合



A判定：I Q35 以下又はI Q36～50 かつ  
3級以上の身体障がい

B判定：I Q36～50

C判定：I Q51～75

資料：2023（令和5）年10月1日

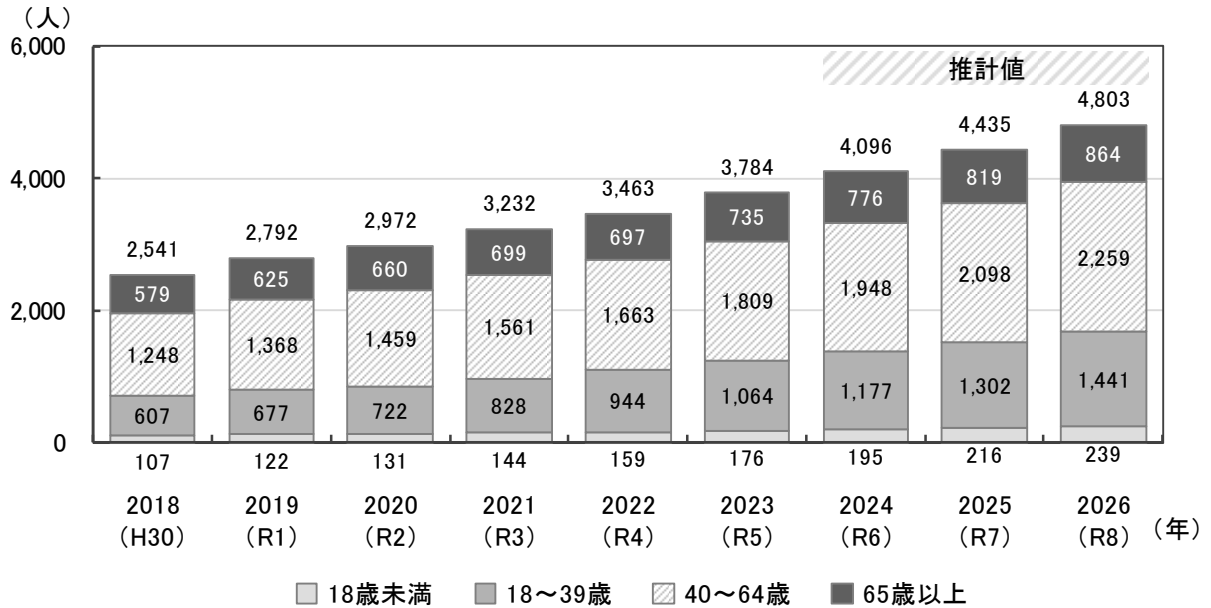


### (3) - 1 精神障がいのある人の推移と推計

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、一貫して増加しています。年齢区分別にみると、40～64歳が多く、いずれの年齢区分でも増加しています。今後も、いずれの年齢区分でも増加していくことが見込まれています。

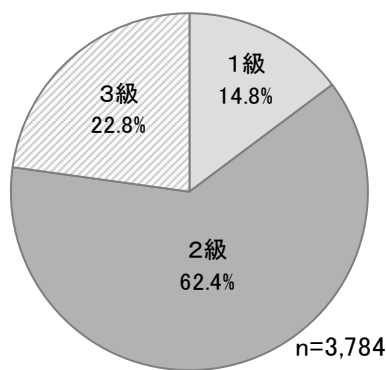
等級別でみると、2級の割合が約6割と最も高く、次いで3級、1級となっています。

図表8 年齢区分別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移と推計



資料：各年 10月1日

図表9 等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の割合



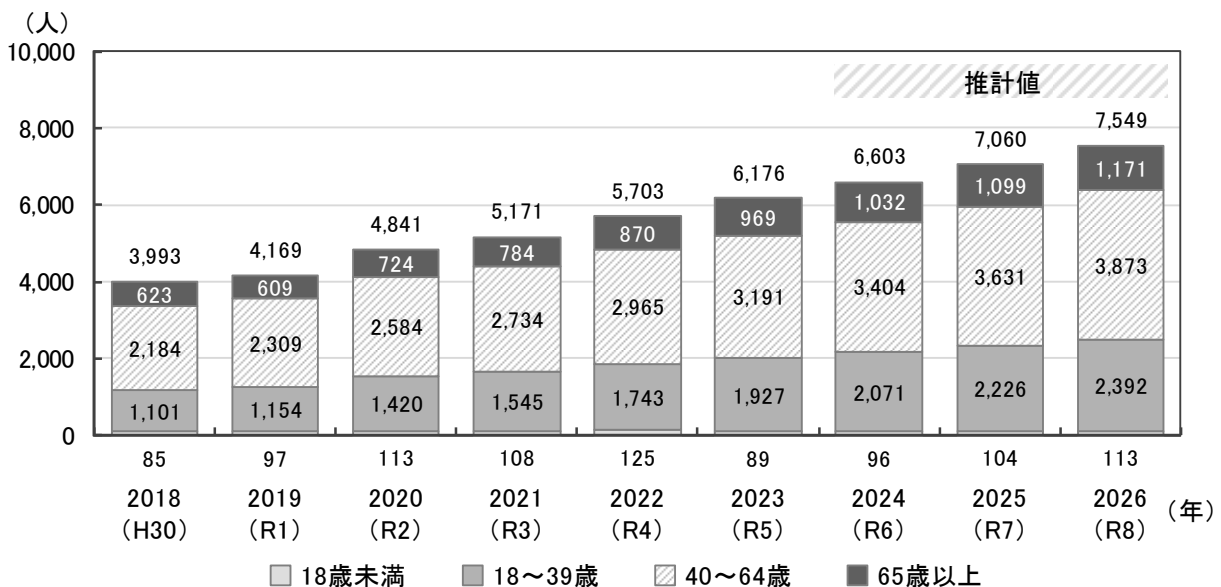
- 1級：日常生活を営むことが不能な程度
- 2級：日常生活に著しい制限がある程度
- 3級：日常生活に制限がある程度

資料：2023（令和5）年 10月1日

### (3) - 2 自立支援医療（精神通院）受給者の推移と推計

自立支援医療（精神通院）受給者数は、一貫して増加しています。年齢区別にみると、40～64歳が多くなっています。いずれの年齢区分でも、増加することが見込まれています。

図表 10 年齢区分別自立支援医療（精神通院）受給者数の推移と推計



資料：各年 10 月 1 日

### (4) 発達障がいのある人の現状

「発達障がい」とは、「発達障害者支援法」において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。また、「発達障がい者」とは、発達障がいを有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける人、「発達障がい児」とは、発達障がい者のうち 18 歳未満の人とされています。

発達障がいは一見すると分かりにくいいため、周囲や本人自身が困難さに気づいたり、理解したりすることが難しいこともあります。

#### 発達障がいのある人の数は？

文部科学省が 2022（令和 4）年に実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果では、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒は小・中学校の通常学級に 8.8%在籍していると推計されました。

なお、2012（平成 24 年）に行った調査においては、一部質問項目等が異なるため、単純比較はできませんが、6.5%という結果でした。

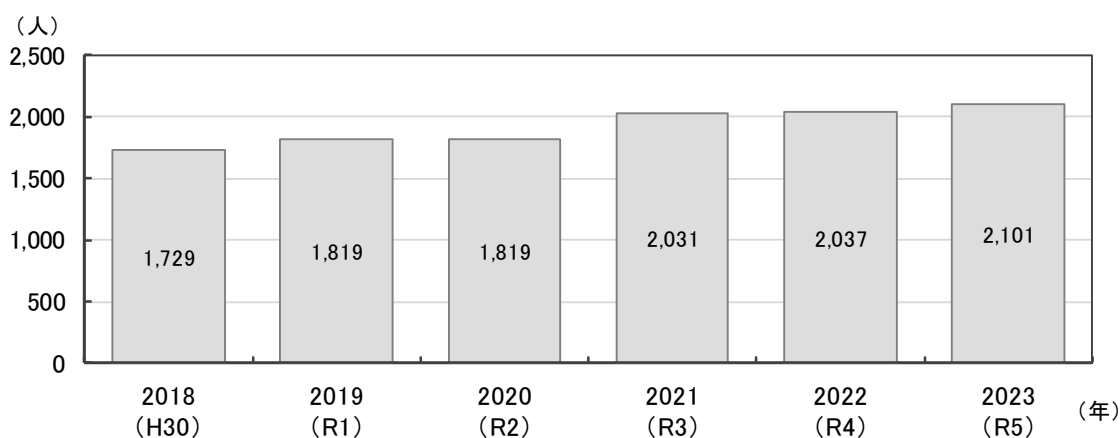
## (5) 難病患者の推移

特定医療費受給者証（指定難病）の受給者数は2015（平成27）年に難病法が施行されたことにより、難病法施行前から継続して医療費助成を受けている軽症者の支給認定を行う経過措置が終了した2018（平成30）年以降も微増しています。

小児慢性特定疾病受給者数は、年度による増減はありますが、ここ数年は200人以上で推移しています。

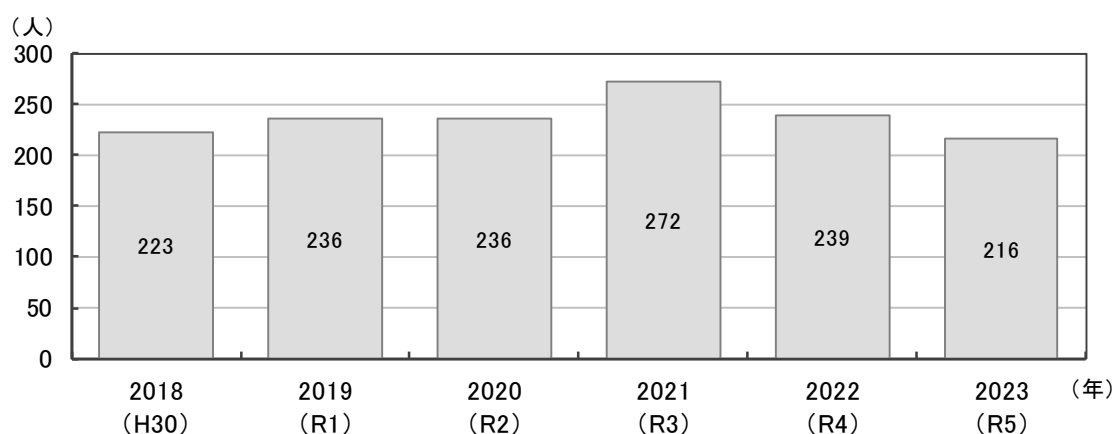
指定難病の対象となる疾病は拡大されており、2021（令和3）年11月からは対象疾病数が338疾病となっています。また、小児慢性特定疾病についても2021（令和3）年11月から788疾病が対象となっています。

図表11 特定医療費受給者証（指定難病）の受給者数の推移



資料：各年3月31日

図表12 小児慢性特定疾病の受給者数の推移



資料：各年3月31日

### 難病の定義と医療費助成制度

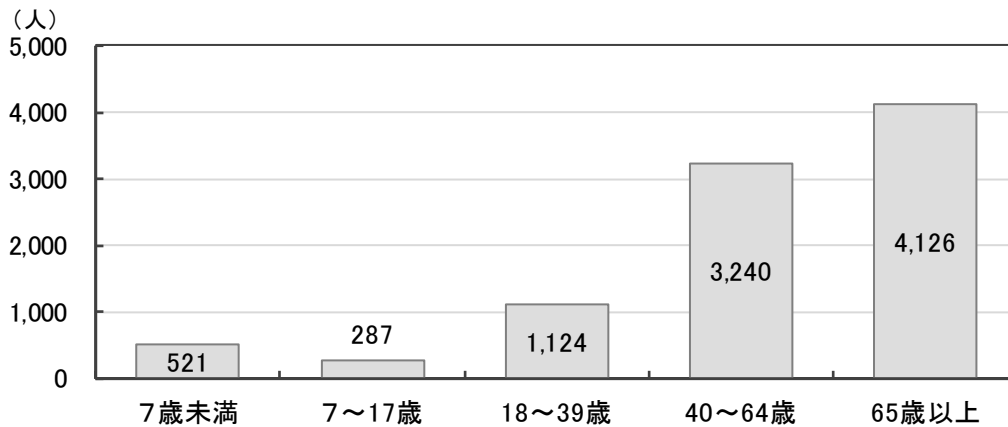
原因不明で治療方法が確立されていない希少な疾病で長期間の療養を必要とするものを難病といいます。患者本人のみならず、介助者への経済的・精神的負担が大きいため、医療費が高額となる疾病、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高い疾病については、特定疾患、指定難病とされ医療費が助成されます。

また、18歳未満の子どもの慢性疾病のうち、生命を長期に脅かす、症状や治療が長期にわたる、高額な医療費の負担が続くといった疾病については、小児慢性特定疾病とされ医療費が助成されます。

## (6) 初めて障がい者手帳を取得した年齢

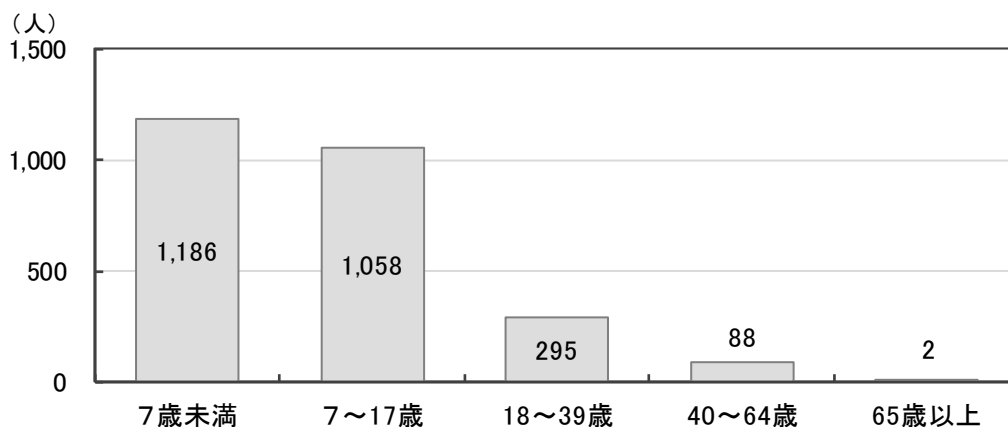
初めて障がい者手帳を取得した年齢は、身体障がい者手帳では40歳以上、療育手帳では18歳未満、精神障がい者保健福祉手帳では18歳から64歳が多くなっています。

図表13 初めて障がい者手帳を取得した年齢（身体障がい者手帳）



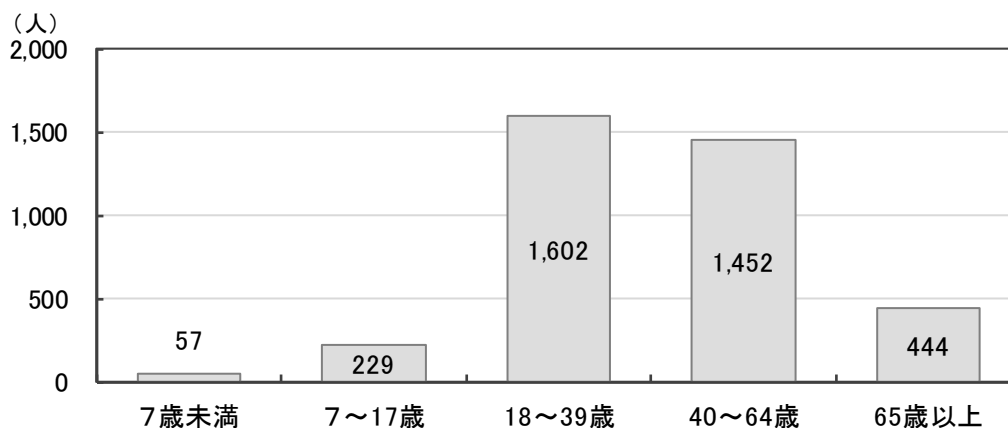
資料：2023（令和5）年10月1日

図表14 初めて障がい者手帳を取得した年齢（療育手帳）



資料：2023（令和5）年10月1日

図表15 初めて障がい者手帳を取得した年齢（精神障がい者保健福祉手帳）



資料：2023（令和5）年10月1日

## (7) 特別支援学校・特別支援学級の児童・生徒数の推移

2019（平成31）年4月に瀬戸つばき特別支援学校が開校しました。特別支援学級の生徒数は、ここ数年一貫して増加しています。

図表 16 特別支援学校の児童・生徒数の推移 (人)

学校名	年度	小学部						中学部			高等部			合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	
支援学校 春日台特別	2020(R2)	5	9	10	10	9	9	10	20	10	33	33	31	189
	2021(R3)	4	5	7	10	10	9	9	14	19	27	33	31	178
	2022(R4)	12	4	7	7	10	10	15	9	12	33	28	30	177
	2023(R5)	6	14	7	8	7	8	13	10	9	18	33	23	156
支援学校 小牧特別	2020(R2)	6	3	5	1	0	3	3	5	6	1	9	8	50
	2021(R3)	3	6	3	5	1	0	3	3	5	7	1	9	46
	2022(R4)	2	3	6	3	5	1	0	3	3	5	7	1	39
	2023(R5)	2	1	3	6	3	5	1	0	3	4	5	7	40
特別支援学校 春日井高等	2020(R2)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	8	7	6	21
	2021(R3)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	9	8	7	24
	2022(R4)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	8	9	8	25
	2023(R5)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	13	8	9	30
特別支援学校 瀬戸つばき	2020(R2)	3	4	3	4	2	5	4	6	6	7	2	2	48
	2021(R3)	1	3	4	3	4	2	6	4	6	10	7	2	52
	2022(R4)	4	1	3	4	3	4	11	6	6	14	9	9	74
	2023(R5)	4	4	1	3	4	3	7	9	6	10	13	9	73

資料：各年5月1日

図表 17 特別支援学級（小学校、中学校）の児童・生徒数の推移 (学級・人)

年度	小学校								中学校					合計
	学級数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	学級数	1年	2年	3年	合計	
2020(R2)	105	42	43	67	54	62	55	323	38	46	40	45	131	454
2021(R3)	108	47	55	59	75	62	61	359	39	48	54	40	142	501
2022(R4)	111	56	59	64	60	75	63	377	44	49	54	56	159	536
2023(R5)	121	78	72	64	73	64	82	433	44	51	55	54	160	593

資料：各年5月1日

### 3 障がい福祉サービス・相談支援の実績と評価

#### (1) 訪問系サービス

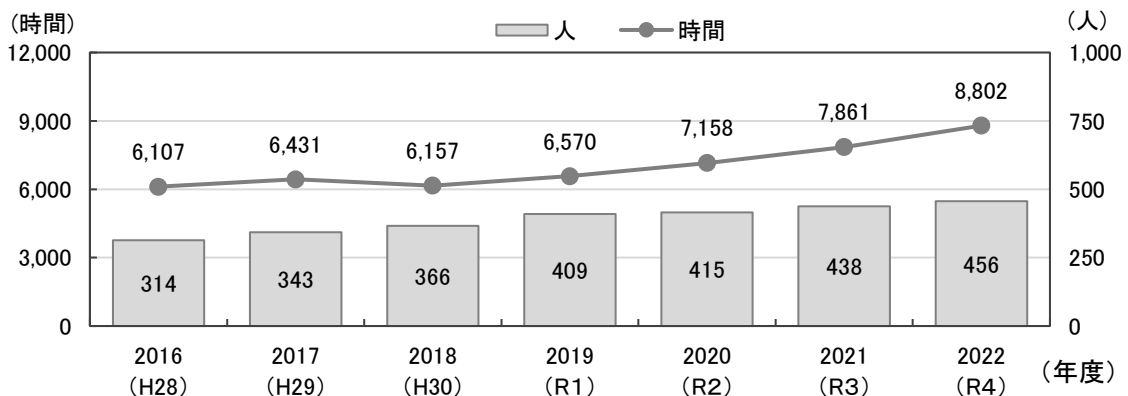
区分	単位	2018(H30)年度			2019(R1)年度			2020(R2)年度			2021(R3)年度			2022(R4)年度				
		活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	支給決定	利用率(%)
居宅介護	人	335	366	109.3	346	409	118.2	357	415	116.2	434	438	100.9	461	456	98.9	652	69.9
	時間	6,530	6,157	94.3	6,745	6,570	97.4	6,967	7,158	102.7	6,642	7,861	118.4	6,715	8,802	131.1	16,268	
重度訪問介護	人	11	5	45.5	12	5	41.7	13	4	30.8	6	5	83.3	7	3	42.9	4	75.0
	時間	770	265	34.4	840	505	60.1	910	386	42.4	624	411	65.9	714	211	29.6	488	
同行援護	人	32	29	90.6	34	30	88.2	36	36	100.0	32	39	121.9	34	37	108.8	45	82.2
	時間	416	380	91.3	442	342	77.4	468	423	90.4	374	454	121.4	410	441	107.6	996	
行動援護	人	23	21	91.3	24	18	75.0	25	16	64.0	23	16	69.6	24	25	104.2	35	71.4
	時間	253	238	94.1	264	178	67.4	275	134	48.7	244	147	60.2	252	384	152.4	879	
重度障がい者等包括支援	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	-
	時間	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	-

【活動指標】 1か月当たりでそのサービスを利用する人の数とその利用時間又は延べ日数を推計により算出したもの  
 【実績】 その年度の3月分の利用実績  
 【達成率】 実績÷活動指標×100(%)で算出したもの  
 【支給決定(人)】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定している人数  
 【支給決定(時間)】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定している時間数  
 【支給決定(延べ日数)】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定している日数  
 【利用率】 実績÷支給決定(人)×100(%)で算出したもの

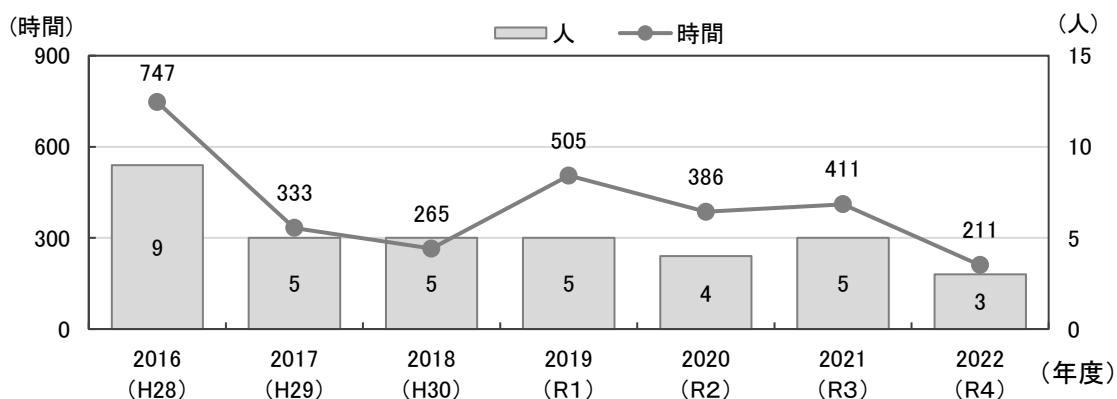
※計画相談支援については、年間の総利用者数を算出し、12か月で除した値です。  
 ※「3 障がい福祉サービス・相談支援の実績と評価」において共通

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、グラフは2016(平成28)年度からのデータを掲載しています。

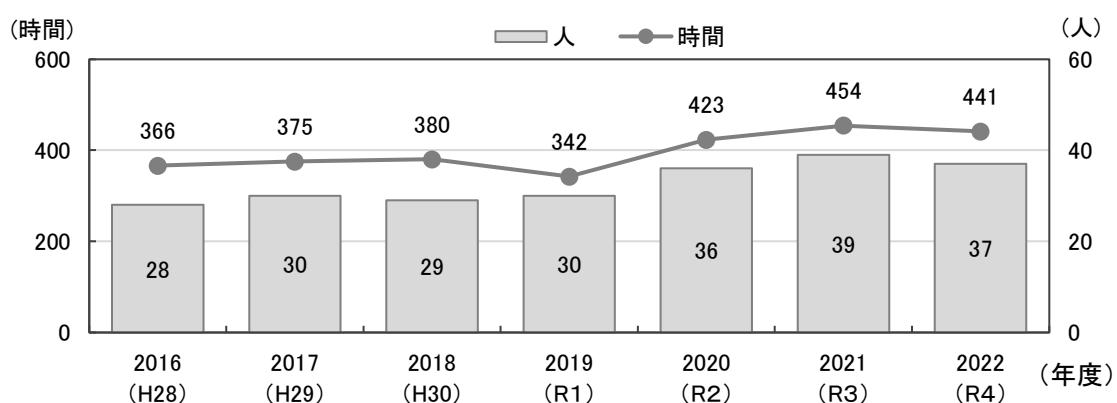
図表 18 居宅介護



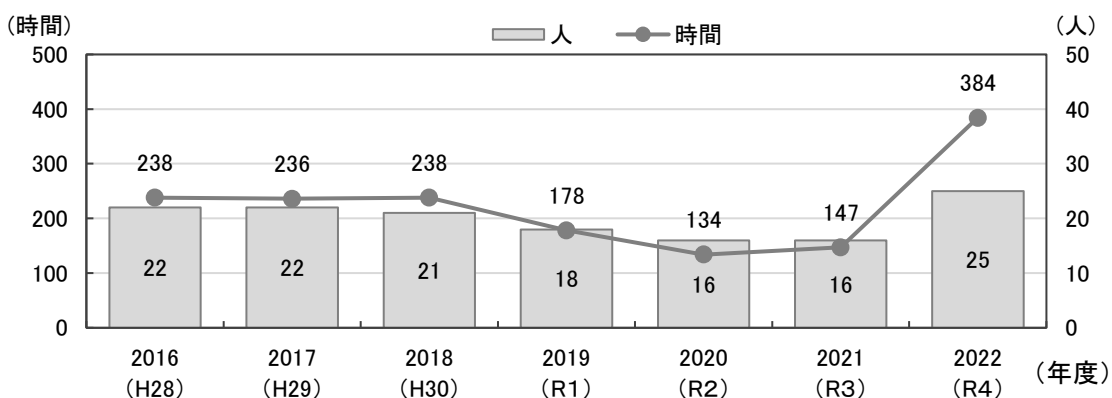
図表 19 重度訪問介護



図表 20 同行援護



図表 21 行動援護



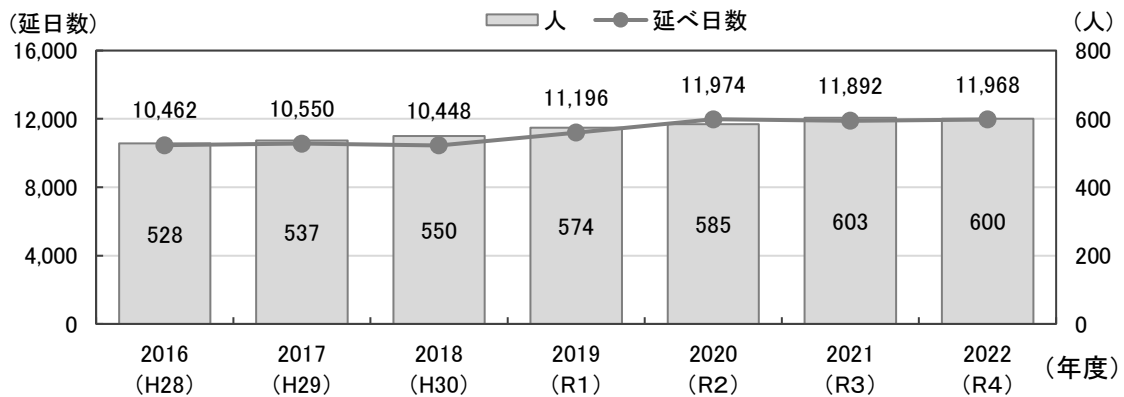
評価

- ・居宅介護の利用実績は上昇していますが、担い手が不足しており、希望した時間帯、曜日、性別等のニーズに対応できていない状況です。
- ・重度訪問介護、同行援護はサービスを提供できる事業所が少なく、新規の受け入れも難しい傾向があります。
- ・行動援護の利用実績は、市内に新たな事業所が開設されたため増加していますが、実際のニーズには対応しきれない状況です。

## (2) 日中活動系サービス

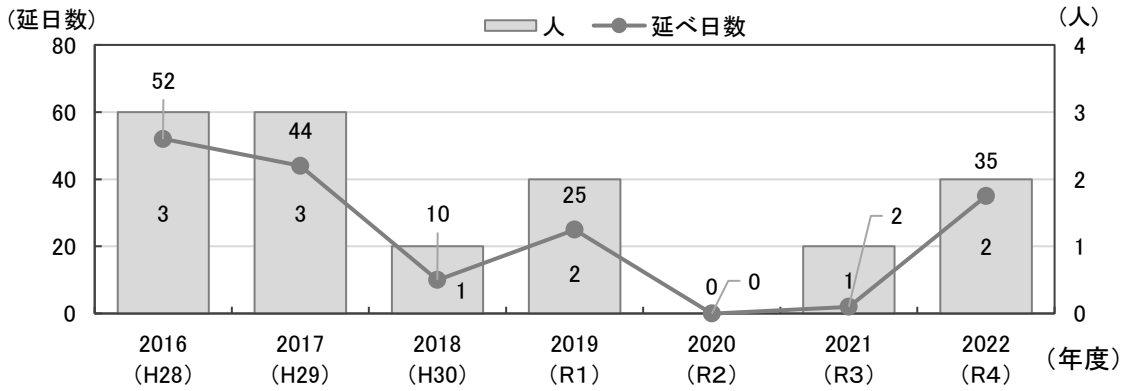
区分	単位	2018(H30)年度			2019(R1)年度			2020(R2)年度			2021(R3)年度			2022(R4)年度				
		活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	支給決定	利用率(%)
生活介護	人	563	550	97.7	581	574	98.8	600	585	97.5	613	603	98.4	653	600	91.9	628	95.5
	延べ日数	10,695	10,448	97.7	11,044	11,196	101.4	11,405	11,974	105.0	11,887	11,892	100.0	12,586	11,968	95.1	13,696	
自立訓練 (機能訓練)	人	4	1	25.0	4	2	50.0	4	0	0.0	3	1	33.3	3	2	66.7	3	66.7
	延べ日数	68	10	14.7	68	25	36.8	68	0	0.0	45	2	4.4	45	35	77.8	51	
自立訓練 (生活訓練)	人	7	9	128.6	8	12	150.0	9	16	177.8	16	24	150.0	18	25	138.9	30	83.3
	延べ日数	98	117	119.4	112	146	130.4	126	247	196.0	208	245	117.8	234	220	94.0	535	
自立訓練 (生活訓練 (うち精神)	人		4		6		5		12		22		22					
	延べ日数		32		68		97		138		195							
宿泊型 自立訓練	人	-	2	-	-	3	-	-	4	-	4	3	75.0	4	1	25.0	1	100.0
	延べ日数	-	62	-	-	87	-	-	124	-	124	93	75.0	124	31	25.0	31	
就労 移行支援	人	71	103	145.1	78	83	106.4	85	133	156.5	105	141	134.3	123	136	110.6	183	74.3
	延べ日数	1,184	1,624	137.2	1,294	1,401	108.3	1,414	2,178	154.0	1,746	2,238	128.2	2,018	2,164	107.2	4,157	
就労継続 支援(A型)	人	253	218	86.2	263	224	85.2	273	239	87.5	233	242	103.9	241	283	117.4	336	84.2
	延べ日数	5,060	4,256	84.1	5,260	4,340	82.5	5,460	4,938	90.4	4,488	4,811	107.2	4,618	5,741	124.3	7,710	
就労継続 支援(B型)	人	453	474	104.6	483	497	102.9	513	550	107.2	538	621	115.4	583	689	118.2	798	86.3
	延べ日数	8,607	8,017	93.1	9,177	8,708	94.9	9,747	10,237	105.0	9,344	10,985	117.6	10,026	12,283	122.5	17,536	
就労 定着支援	人	8	22	275.0	9	31	344.4	10	50	500.0	27	49	181.5	34	41	120.6	56	73.2
療養介護	人	21	19	90.5	22	20	90.9	23	19	82.6	22	19	86.4	23	18	78.3	19	94.7
短期入所 (福祉型)	人	104	94	90.4	132	90	68.2	141	95	67.4	94	82	87.2	96	90	93.8	343	26.2
	延べ日数	632	596	94.3	670	560	83.6	718	650	90.5	606	434	71.6	616	555	90.1	2,166	
短期入所 (医療型)	人	6	6	100.0	8	8	100.0	9	3	33.3	11	5	45.5	15	6	40.0	54	11.1
	延べ日数	28	24	85.7	30	35	116.7	32	14	43.8	39	42	107.7	44	18	40.9	394	

図表 22 生活介護

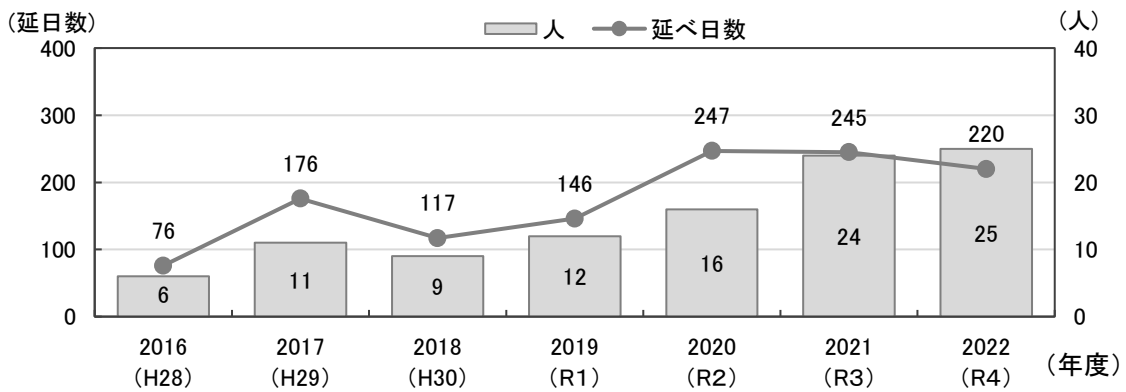




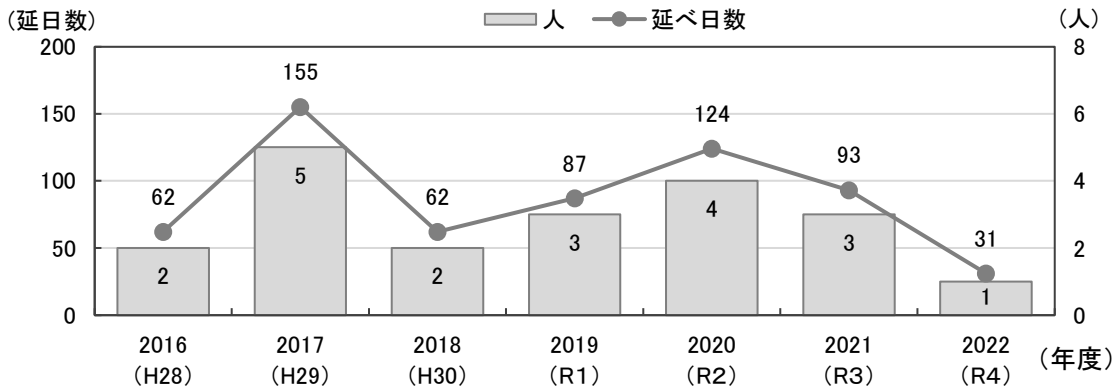
図表 23 自立訓練（機能訓練）



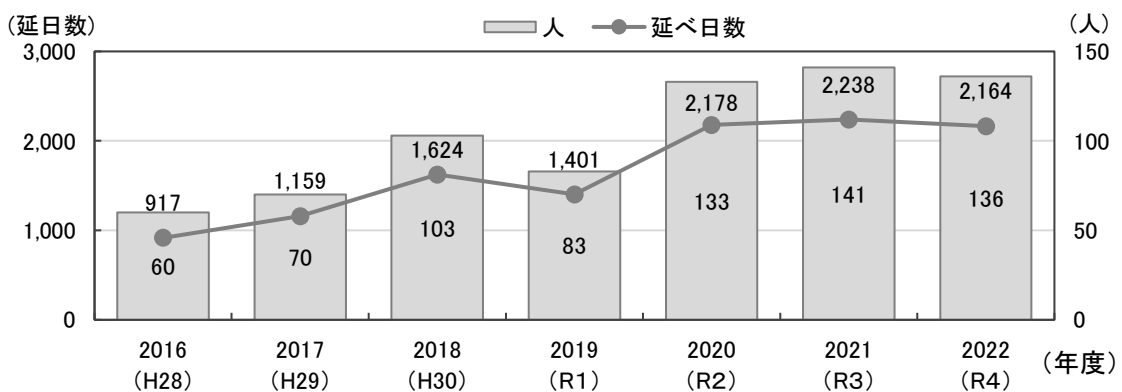
図表 24 自立訓練（生活訓練）



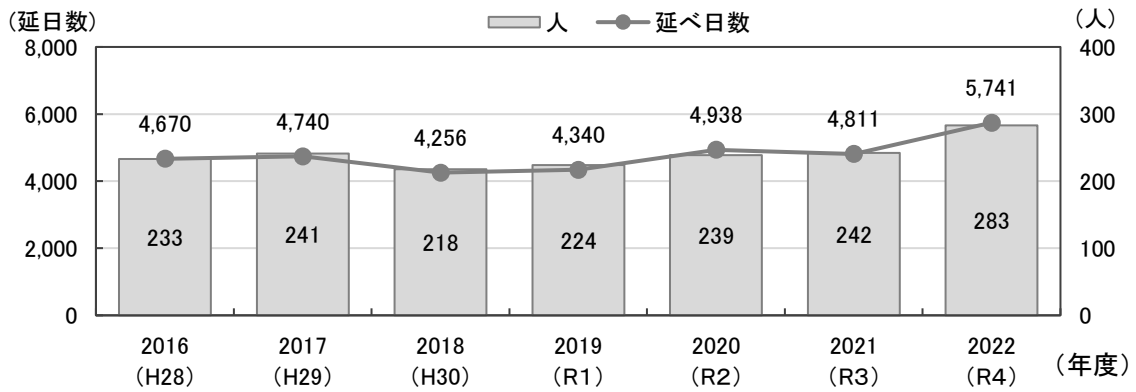
図表 25 宿泊型自立訓練



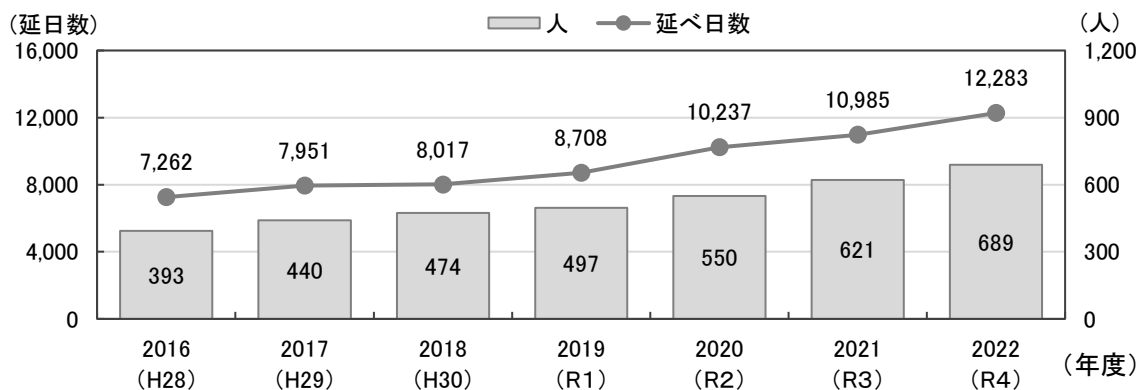
図表 26 就労移行支援



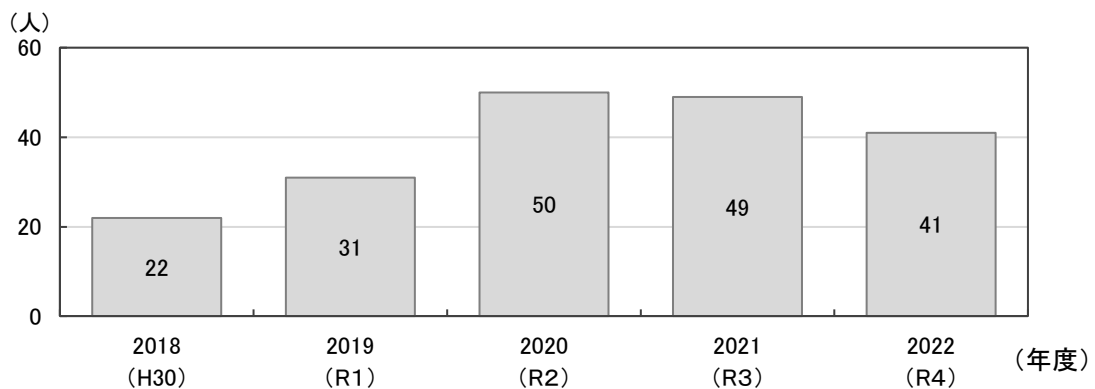
図表 27 就労継続支援（A型）



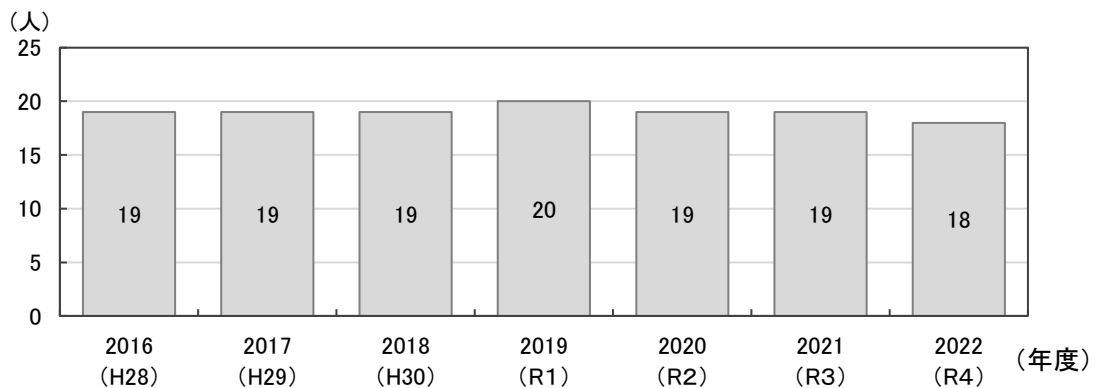
図表 28 就労継続支援（B型）



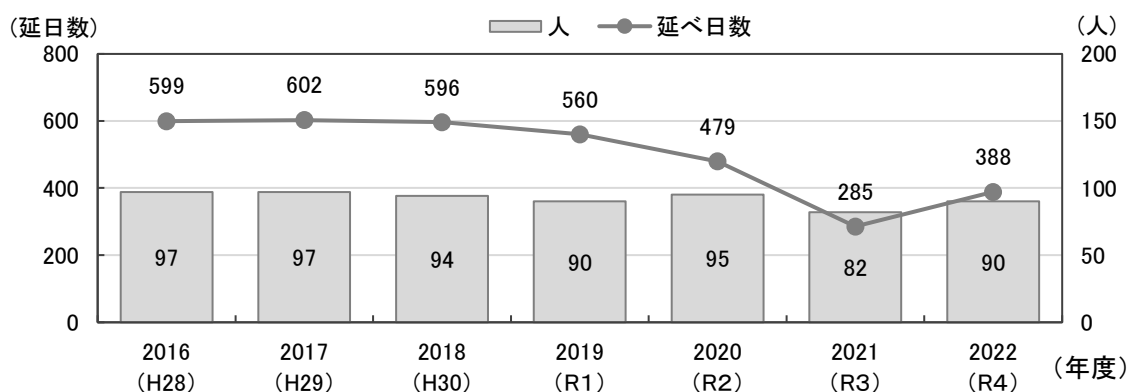
図表 29 就労定着支援（2018（平成30）年度新設）



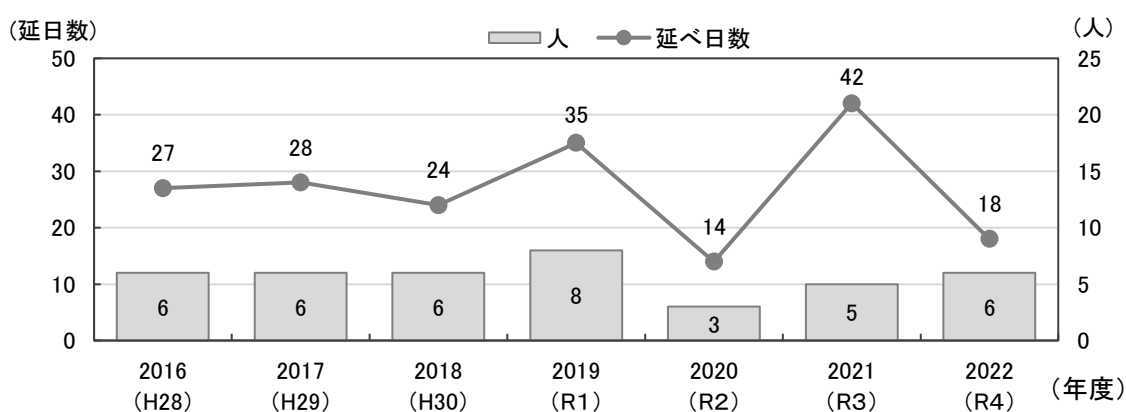
図表 30 療養介護



図表 31 短期入所（福祉型）



図表 32 短期入所（医療型）



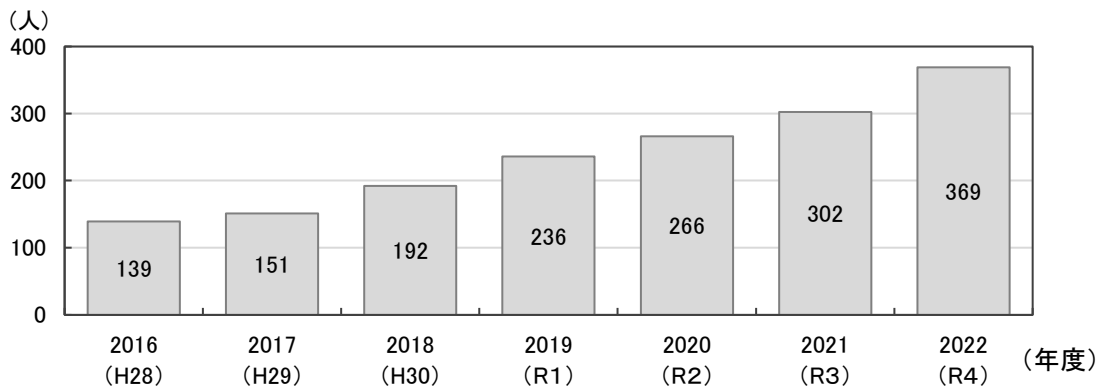
評価

- 生活介護の利用実績は上昇傾向にありますが、入浴や医療的ケアに対応できる事業所が少なく、整備する必要があります。
- 就労移行支援は、コロナ禍で一般就労に移行しづらい状況を理由とした利用の延長により実績が増えています。
- 就労継続支援（B型）は在宅支援に対応できる事業所が増えています。一方で、在宅就労はコロナ禍を終え、利用が絞られてくることが想定されるため、利用実績を注視していく必要があります。
- 就労系事業所数が増え、特にB型が増加していますが、作業内容も様々であるため、利用者のニーズに合った事業所の見極めが必要です。
- 短期入所は医療的ケア児、重症心身障がい児に対応できる事業所が少ない状況です。また、コロナ禍で受け入れ停止になった事業所があり、さらにコロナ禍により一時的にニーズが減ったこともあり、支給決定と実績に開きがあります。

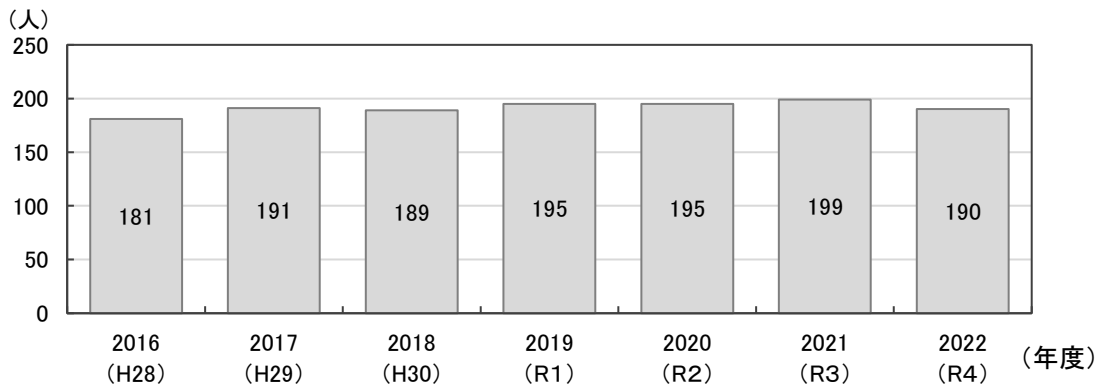
### (3) 居住系サービス

区分	単位	2018(H30)年度			2019(R1)年度			2020(R2)年度			2021(R3)年度			2022(R4)年度				
		活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	支給決定	利用率(%)
自立生活援助	人	3	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	0	-
共同生活援助	人	155	192	123.9	165	236	143.0	175	266	152.0	270	302	111.9	296	369	124.7	418	88.3
共同生活援助(うち精神)	人		24			36			35			50		87				
施設入所支援	人	178	189	106.2	170	195	114.7	162	195	120.4	195	199	102.1	195	190	97.4	192	99.0

図表 33 共同生活援助



図表 34 施設入所支援



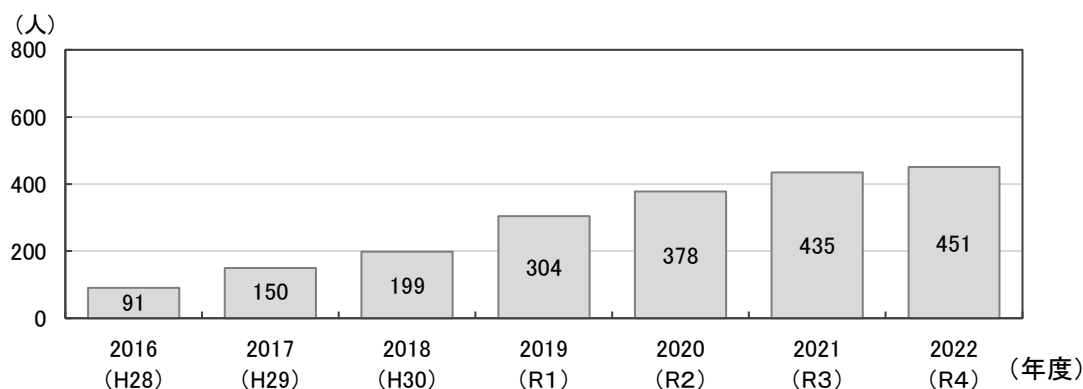
**評価**

- 共同生活援助は実績が活動指標を上回った状態で上昇していますが、医療的ケア児、重症心身障がい児に対応できる事業所は少ない状況です。
- 夜間の看護師配置や喀痰（かくたん）吸引のできる事業所が増えれば、医療的ケアが必要な方等のサービス利用の選択肢も増えるといった意見があります。
- 2021（令和3）年度から2022（令和4）年度にかけて施設入所支援の実績は減少していますが、これは地域移行（1名）、死亡（8名）によるものです。

## (4) 相談支援

区分	単位	2018(H30)年度			2019(R1)年度			2020(R2)年度			2021(R3)年度			2022(R4)年度				
		活動 指標	実績	達成率 (%)	活動 指標	実績	達成率 (%)	活動 指標	実績	達成率 (%)	活動 指標	実績	達成率 (%)	活動 指標	実績	達成率 (%)	支給 決定	利用率 (%)
計画 相談支援	人	160	199	124.4	343	304	88.6	490	378	77.1	482	435	90.2	510	451	88.4	1,931	23.4
地域 移行支援	人	2	2	100.0	2	1	50.0	2	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	0	-
地域 移行支援 (うち精神)	人	/	1	/	/	1	/	/	0	/	/	0	/	0	/	/	/	/
地域 定着支援	人	1	0	0.0	1	2	200.0	1	1	100.0	2	0	0.0	2	0	0.0	0	-
地域 定着支援 (うち精神)	人	/	0	/	/	1	/	/	1	/	/	0	/	0	/	/	/	/

図表 35 計画相談支援



## 評価

- ・計画相談支援の利用実績は上昇傾向にありますが、相談支援事業所、相談支援専門員のいずれも不足している状況です。
- ・新規事業所の開設や人材確保のため、計画相談支援事業所の経営や運営が安定する仕組みが必要です。
- ・地域移行支援事業を利用せずに、委託の相談支援事業で精神科病院からの退院調整等の支援を行っているケースがあります。現在は、精神科病院でも退院促進の取り組みがなされ、3か月以上の入院ができなくなっており、新規での長期入院患者は減少しています。

## 4 地域生活支援事業の実績と評価

区分	単位	2018(H30)年度			2019(R1)年度			2020(R2)年度			2021(R3)年度			2022(R4)年度				
		活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	支給決定	利用率(%)
<b>障がい者相談支援事業</b>																		
事業所数	か所	5	5	100.0	5	5	100.0	5	5	100.0	5	5	100.0	5	5	100.0		
相談員数	人	12	12	100.0	12	12	100.0	12	12	100.0	12	13	108.3	12	13	108.3		
相談件数	件	12,137	9,136	75.3	12,740	9,486	74.5	13,332	8,674	65.1	9,562	9,245	96.7	9,638	10,014	103.9		
成年後見制度 利用支援事業	人	6	1	16.7	7	3	42.9	8	4	50.0	4	4	100.0	5	8	160.0		
<b>意思疎通支援事業</b>																		
手話通訳者 窓口設置者数	人	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0		
手話通訳者 派遣件数	件	435	528	121.4	446	509	114.1	457	314	68.7	524	324	61.8	539	292	54.2		
要約筆記者 派遣件数	件	10	7	70.0	10	11	110.0	11	1	9.1	10	7	70.0	11	10	90.9		
移動支援 事業	人	251	251	100.0	254	264	103.9	258	204	79.1	265	189	71.3	266	217	81.6	475	45.7
	時間	24,070	27,925	116.0	24,407	28,721	117.7	24,749	18,211	73.6	29,152	19,623	67.3	29,589	21,210	71.7		
<b>地域活動支援センター事業</b>																		
事業所数 (市内)	か所	15	13	86.7	16	13	81.3	17	14	82.4	14	18	128.6	15	16	106.7		
事業所数 (市外)	か所	6	7	116.7	6	7	116.7	6	8	133.3	7	8	114.3	7	6	85.7		
利用人数	人	289	318	110.0	304	351	115.5	319	363	113.8	413	424	102.7	480	414	86.3	484	85.5
日中一時 支援事業	人	110	140	127.3	115	111	96.5	120	97	80.8	115	90	78.3	119	87	73.1	173	50.3
	回	4,180	4,440	106.2	4,370	4,500	103.0	4,560	3,802	83.4	5,175	4,647	89.8	5,355	4,613	86.1		
訪問入浴 サービス事業	回	1,356	1,169	86.2	1,374	1,066	77.6	1,392	894	64.2	1,078	707	65.6	1,090	970	89.0	1,608	60.3
<b>日常生活用具給付等事業</b>																		
介護・訓練 支援用具	件	23	26	113.0	24	28	116.7	25	22	88.0	29	15	51.7	30	21	70.0		
自立生活 支援用具	件	55	48	87.3	58	59	101.7	61	52	85.2	60	59	98.3	61	46	75.4		
在宅療養等 支援用具	件	89	80	89.9	94	97	103.2	99	120	121.2	107	106	99.1	118	127	107.6		
情報・意思疎 通支援用具	件	45	38	84.4	54	78	144.4	64	37	57.8	85	46	54.1	93	45	48.4		
排泄管理 支援用具	件	7,066	6,513	92.2	7,405	6,834	92.3	7,761	6,903	88.9	7,039	7,014	99.6	7,250	7,130	98.3		
居室生活動 作補助用具	件	14	15	107.1	15	7	46.7	16	10	62.5	8	13	162.5	9	7	77.8		
合計	件	7,292	6,720	92.2	7,650	7,103	92.8	8,026	7,144	89.0	7,328	7,253	99.0	7,561	7,376	97.6		
自動車運転 免許取得助成	件	4	3	75.0	5	1	20.0	6	3	50.0	3	2	66.7	3	3	100.0		
自動車改造 助成	件	8	9	112.5	9	11	122.2	10	4	40.0	12	3	25.0	13	5	38.5		

- 【見込み量】 年間で、そのサービスを利用する人の実人数とその延べ利用時間又は延べ日数を推計により算出したもの  
 【実績】 その年度のサービスを利用した人の実人数とその延べ利用時間又は延べ日数  
 【達成率】 実績÷活動指標×100(%)で算出したもの  
 【支給決定(人)】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定している人数  
 【利用率】 実績÷支給決定(人)(回)×100(%)で算出したもの

評価

- 移動支援は、2020（令和2）年度に減少に転じ、2022（令和4）年度に再び上昇しています。特に土日に利用希望者が多いですが、ヘルパー不足により利用できない人が多い状況です。新型コロナウイルス感染症が収束し、今後利用希望者が増加することで、さらに対応できない状況が予想されます。
- 地域活動支援センターの利用者数は、上昇しています。
- 日中一時支援は、医療的ケアに対応できる事業所が少ない状況です。

## 5 障がい児通所支援・相談支援の実績と評価

区分	単位	2018(H30)年度			2019(R1)年度			2020(R2)年度			2021(R3)年度			2022(R4)年度				
		活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	活動指標	実績	達成率(%)	支給決定	利用率(%)
児童発達支援	人	341	394	115.5	364	434	119.2	388	467	120.4	488	572	117.2	549	631	114.9	672	93.9
	延べ日数	2,390	2,967	124.1	2,550	3,261	127.9	2,720	4,052	149.0	3,731	4,983	133.6	4,268	5,403	126.6	11,206	48.2
医療型児童発達支援	人	3	0	0.0	4	1	25.0	5	0	0.0	2	1	50.0	3	0	0.0	2	0.0
	延べ日数	13	0	0.0	18	1	5.6	22	0	0.0	10	1	10.0	15	0	0.0	8	0.0
放課後等デイサービス	人	523	564	107.8	575	585	101.7	633	665	105.1	645	725	112.4	711	833	117.2	913	91.2
	延べ日数	7,322	7,805	106.6	8,050	7,788	96.7	8,862	9,786	110.4	8,582	10,094	117.6	9,457	11,736	124.1	19,396	60.5
保育所等訪問支援	人	4	1	25.0	5	4	80.0	6	6	100.0	10	11	110.0	13	35	269.2	110	31.8
	延べ日数	10	1	10.0	12	5	41.7	14	7	50.0	14	12	85.7	24	44	183.3	433	10.2
居宅訪問型児童発達支援	人	10	0	0.0	11	0	0.0	12	2	16.7	1	1	100.0	2	1	50.0	1	100.0
	延べ日数	40	0	0.0	44	0	0.0	48	7	14.6	1	3	300.0	2	4	200.0	10	40.0
障がい児相談支援	人	64	55	85.9	98	125	127.5	302	146	48.3	354	279	78.8	391	303	77.5	1,213	25.0
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人	1	0	0.0	1	2	200.0	1	3	300.0	4	4	100.0	5	5	100.0		
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	人							1		0.0	30		0.0	30	15	50.0		-

※障がい児相談支援については、年間の総利用者数を算出し、12か月で除した値です。

※医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数は年間の値です。

※児童発達支援センターの実施分を含みます。

【活動指標】 1か月当たりでそのサービスを利用する人の数とその利用時間又は延べ日数を推計により算出したもの

【実績】 その年度の3月分の利用実績

【達成率】 実績÷活動指標×100(%)で算出したもの

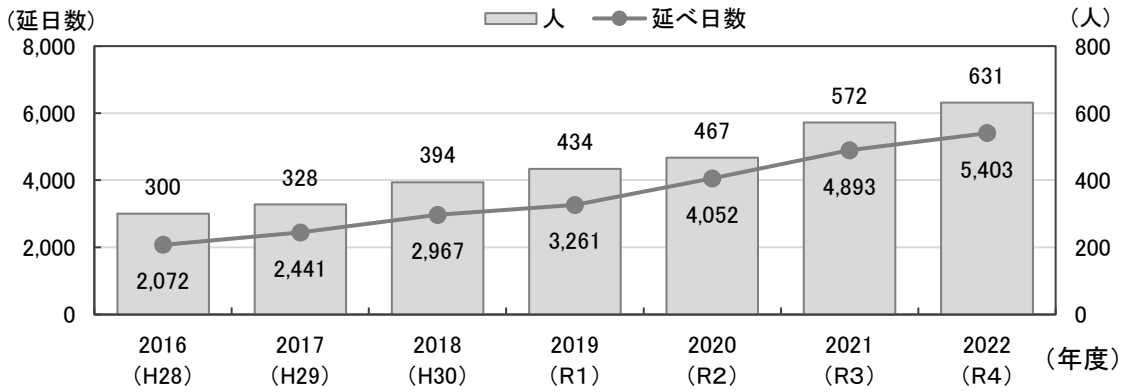
【支給決定(人)】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定している人数

【支給決定(延べ日数)】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定している日数

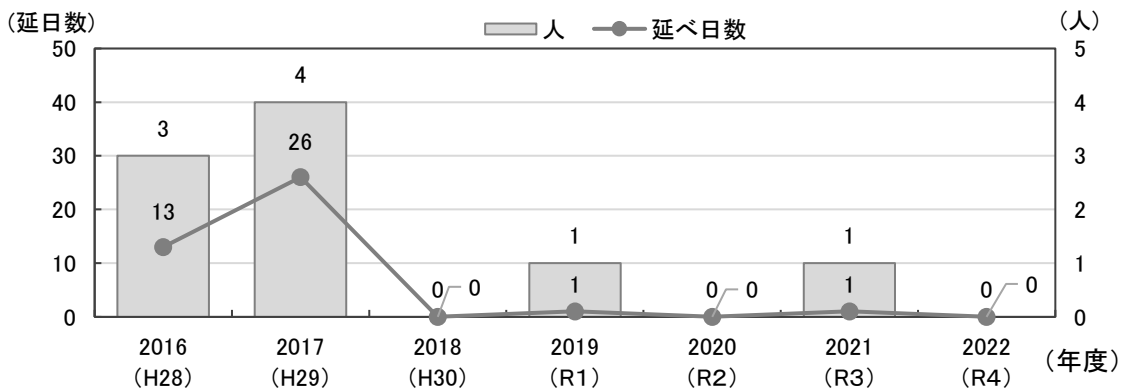
【利用率】 実績÷支給決定(人)×100(%)で算出したもの



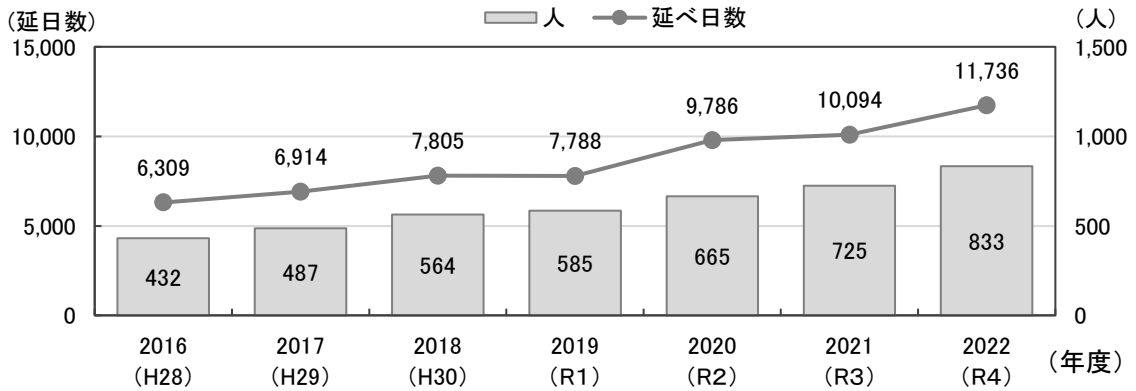
図表 36 児童発達支援



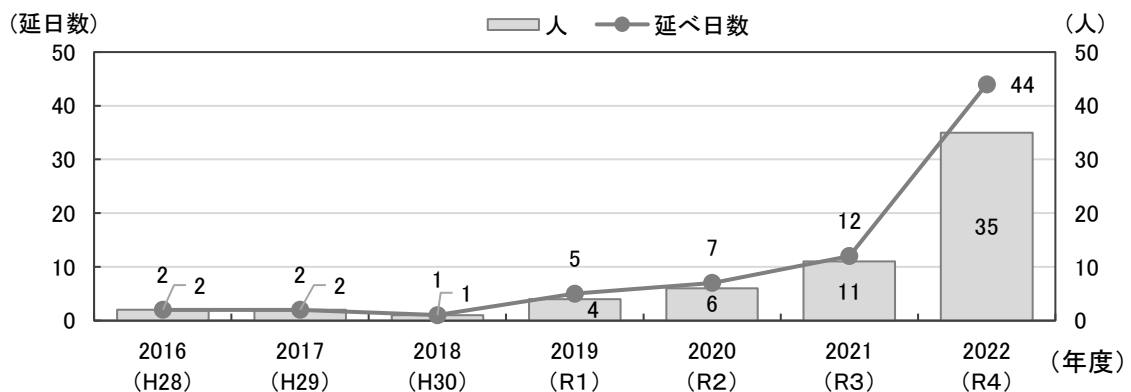
図表 37 医療型児童発達支援



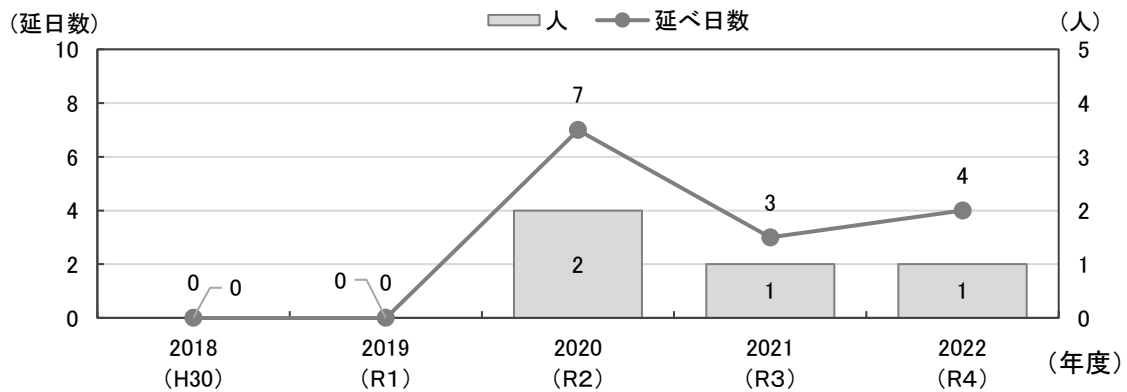
図表 38 放課後等デイサービス



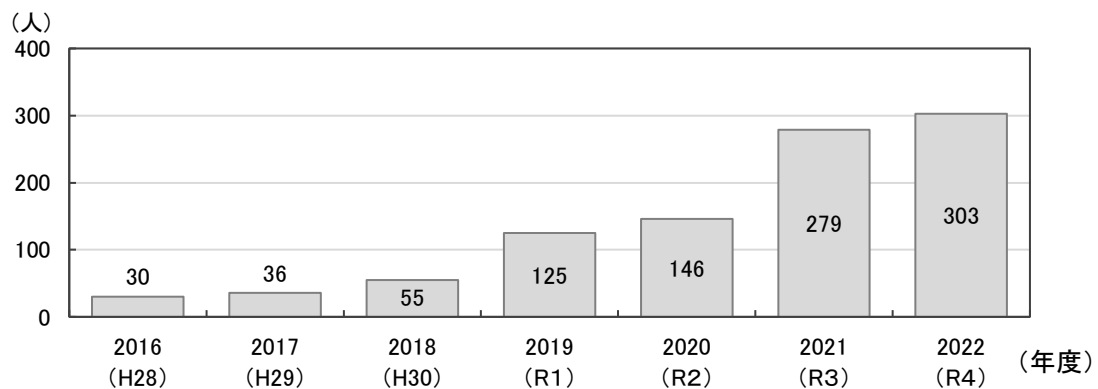
図表 39 保育所等訪問支援



図表 40 居宅訪問型児童発達支援（2018（平成 30）年度新設）



図表 41 障がい児相談支援



評価

- 児童発達支援は、実績が活動指標を上回って上昇しています。親子通所の児童発達支援では、保護者と情報共有やコミュニケーションがとりやすいため、保護者の子の障がい特性への理解が深まり、適切な関わり方を学ぶことができますが、事業所が少ない状況です。そのため、親子通所ができる事業所が定員を満たすことにより、年度途中からの新規利用が難しくなっています。
- 医療的ケア児や重症心身障がい児を受け入れる事業所が少ない状況です。
- 多機能型の事業所は増加していますが、支援の質の向上を求める意見が出ています。
- 障がい児や保護者の意向が、反映されにくい状況が発生する場合もあるようです。

.....

# 第3章

## 計画の基本的な考え方

.....

# 1 基本理念

---

本市では、障がいのある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の実現をめざして、それぞれの障がいの特性を踏まえた専門的な支援の充実や関係機関の連携体制の構築など、様々な障がい福祉施策を推進してきました。

今後も、多様化する課題やニーズに対応するため、支援の質の向上を図るとともに、障がいのある人やその家族の視点に立ち、関係機関と連携しながら、障がいのある人もない人も、共に生きられるまちづくりを推進していく必要があります。

本計画においても、引き続き「障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり」基本理念とし、障がい福祉施策を推進します。

**障がいのある人が安心して  
自立・共生できるまちづくり**

## 2 基本的視点

第六次総合計画に掲げるめざすまちの姿「福祉や医療が充実したまち」及び本計画の基本理念を実現するため、国が示す障害者基本計画を基に本計画における各分野に共通する横断的な考え方として、次のような基本的視点を定めます。

### 基本的視点1 障害者権利条約の理念の尊重

障害者権利条約にある「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」という考え方のもと、自らの意思で決定し社会に参加する主体として、障がいのある人を捉え、障がい福祉施策の推進にあたります。

また、障がいのある人が適切に意思決定できるよう、相談の実施や意思疎通手段を選択する機会の提供等を促進します。

### 基本的視点2 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

障がいのある人の社会参加の妨げとなる社会的障壁をなくし、一人ひとりの個性や能力が最大限に活かされるよう、施設・設備等のハード面から、サービス、情報、制度等のソフト面まで、様々な場面における環境整備を進めていきます。

### 基本的視点3 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がいのある人がおかれる環境や求める支援は、ライフステージとともに変化します。生涯を通じて途切れない支援を受けられるよう、障がいのある人を中心に、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野が横断的に連携することで、総合的に施策を展開します。

### 基本的視点4 障がい特性、複合的困難等に配慮したきめ細かい支援

障がいの特性や状態、生活の実態により、障がいのある人やその家族が必要とする支援は異なります。また、障がいのある女性や子ども、高齢者は、障がいのあることに加えて、それぞれの特性により、複合的に困難な状況に置かれている場合があります。そのため、それぞれの抱える困難に留意しながら、個々の実情やその家族など関係者にも配慮した、きめ細かい支援を行います。

## 3 重点目標

本計画は、11の分野で構成し、さらにその下に複数の基本的方向を設定しています。そのうち、次の項目について重点的に取り組みます。

### (1) 地域における生活支援の充実

障がいのある人やその家族が必要な時に必要な支援を地域で受けられるよう、地域の様々な機関が連携した重層的・包括的な支援体制を整備します。

#### 主な取り組み

- 障がい福祉サービス及び支援員等の質的向上と専門的人材の育成・確保
- 相談支援専門員の増員と資質向上
- 指定特定相談支援事業所及び指定障がい児相談支援事業所の増設
- 基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターによる指定特定相談支援事業所等への支援
- 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センター及び障害者就業・生活支援センターの周知
- 重層的・包括的な支援体制の整備
- 地域生活支援拠点の運用

### (2) 障がい児支援の充実

発達障がいや重症心身障がい児、医療的ケアを必要とする子どもなど、多様な状況にある子どもが個性を活かして、のびのびと成長できるよう支援します。また、すべてのライフステージで途切れない支援を行うため、保健・福祉・教育等の関係機関で連携を図ります。

#### 主な取り組み

- 重症心身障がい児が利用可能な事業所の確保
- 医療的ケア児等への支援の充実
- 児童発達支援センターを中核とした支援体制の強化・拡充
- サポートブックの活用の推進
- 学校生活支援員の配置の推進

### (3) 障がいに対する理解の促進

---

障がいのある人が対面する、様々な社会的障壁の解消をめざして、障がいや、障がいのある人への理解の促進に努めます。また、障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、支え合いながら地域で安心して暮らすことのできる共生社会の普及・啓発に努めます。

#### 主な取り組み

- 障がい者の権利と差別解消に関する啓発
- 障がい者の虐待防止に関する啓発
- 合理的配慮の理解促進
- 障がい福祉教育や交流学習等の推進

## 4 施策の体系

### 基本理念

障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり

### 基本的視点

- ◆障害者権利条約の理念の尊重
- ◆社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- ◆当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- ◆障がい特性、複合的困難等に配慮したきめ細かい支援

### 分野

- 1 生活支援
- 2 障がい児の支援
- 3 保健・医療
- 4 教育
- 5 文化芸術活動・スポーツ等
- 6 雇用・就業、経済的自立の支援
- 7 生活環境
- 8 情報アクセシビリティ
- 9 防災・防犯
- 10 差別の解消及び権利擁護の推進
- 11 行政サービス等における配慮



基本的方向

- ① **障がい福祉サービスの充実**
- ② **地域生活支援事業の充実**
- ③ **重層的支援体制の整備**
- ④ 自立した生活を支えるサービスの推進

- ① **障がい児支援の充実**
- ② 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減
- ③ **教育環境の充実**
- ④ 障がい福祉教育の充実
- ⑤ 権利擁護の推進
- ⑥ **医療的ケア児等への支援の充実**

- ① 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減
- ② 精神保健福祉施策の推進
- ③ 難病施策の推進
- ④ 感染症予防・対策の推進

- ① 教育環境の充実
- ② 障がい福祉教育の充実
- ③ 生涯学習環境の充実

- ① 文化芸術活動の推進
- ② スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ③ 交流の促進

- ① 障がい者雇用の促進
- ② 福祉的就労の充実

- ① 福祉のまちづくりの推進
- ② 住環境の整備

- ① 情報提供の充実
- ② 意思疎通支援の充実

- ① 防火・防災対策の充実
- ② 防犯対策の充実
- ③ 見守り活動の充実

- ① **障がいを理由とする差別の解消の推進**
- ② **権利擁護の推進**
- ③ **障がい福祉教育の充実**
- ④ **地域共生社会の推進**

- ① 市役所等における配慮及び障がい者理解の促進
- ② 選挙における配慮
- ③ 情報提供の充実

※重点的に取り組む項目を太字にしています。  
 (分野をまたがって再掲している場合は、主となる方を太字にしています。)



.....

# 第4章 施策の推進

.....

# 1 生活支援

## 現状と課題

アンケート調査の結果では、将来くらしたい場所について、「自宅」が知的障がいのある人で約6割、その他の障がいのある人で7割以上と最も高くなっており、知的障がいのある人では「グループホーム」が約2割となっています。

家族へのアンケート調査の結果では、今後の支援意向について、障がいのある人の家族全体では「自宅での支援」が約6割と最も高くなっています。知的障がいのある人の家族では「グループホームに入居し、福祉サービスを利用しながら支援していきたい」が約3割、精神障がいのある人の家族では「施設や病院などに入所・入院させたい」が約2割と他の障がいに比べると高くなっており、引き続き在宅での生活支援とともに、親が年老いた時を見据えた支援が求められています。

また、支援に負担を感じている介助者は約6割となっており、具体的に困っていることとしては、「心身が疲れる」「必要な時に他の人に支援を頼めない」がいずれも4割前後となっています。国の「障害者基本計画（第5次）」では、ヤングケアラーを始めとする家族支援を進める方向性が新たに盛り込まれています。本市においても、ヤングケアラーを始めとした障がいのある人の家族への支援に取り組む必要があります。

悩みや困ったことを相談する相手については、「家族」が最も高く、「市の窓口」「相談支援センター」は低くなっています。さらに、障がい者生活支援センター（春日苑、かすがい、JHNまある、あっとわん）、基幹相談支援センター（しゃきょう）について、「知っている」がいずれの障がいのある人においても半数以下となっており、公的な相談窓口のさらなる周知が必要です。

障がい福祉サービス等の提供においては、一人ひとりの障がい特性や障がいの状態、生活実態等に応じた支援が求められます。中でも今後は強度行動障がいのある人の支援ニーズの把握や、複雑化・複合化する課題を持つ世帯への支援等も進め、多様な人が利用できる支援体制を整備していくことが重要です。

## 基本的方向

障がいのある人やその家族がいつまでも地域で安心して暮らし続けることができるよう、サービスの提供体制や相談支援体制の充実、その周知を図ります。そのため、利用が増加しているサービスを中心に、事業所等の拡充などによるサービス量の確保に努めるとともに、人材の育成等の質の向上に取り組みます。また、既存の相談支援や地域活動の取組を活かしつつ、ダブルケアや8050問題、生活困窮など複雑化・複合化する生活課題を抱えた世帯・制度の狭間にある人に対して、全世代・全対象に対応した包括的な支援体制を整備します。

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| ① 障がい福祉サービスの充実 | ② 地域生活支援事業の充実       |
| ③ 重層的支援体制の整備   | ④ 自立した生活を支えるサービスの推進 |

## 成果目標

	項目	2022（令和4）年度 実績値	2026（令和8）年度 目標値
1	施設入所者数※1	190人	190人
2	施設入所からグループホームなどへ移行する人の数（計画期間中の累計）※2	3人	12人
3	相談支援専門員の数	52人	67人
4	サービス等利用計画を作成した人のうち、計画相談支援・障がい児相談支援を利用した人の割合※3	86.9%	100%
5	障がい者生活支援センターを知っている人の割合	24.5%	50%
6	家族が介助を負担に感じている人の割合	56.1%	45%

※1 国の基本指針では、2022（令和4）年度末時点の施設入所者数を2026（令和8）年度末までに5%以上削減するとされていますが、本市においては多くの施設入所待機者がいることから、現状維持としています。

※2 国の基本指針では、2022（令和4）年度末時点の施設入所者数の6%以上を2026（令和8）年度末までに地域生活へ移行するとされ、さらに、2023（令和5）年度末の未達成分も加味することとされていますが、現状を踏まえた目標値としています。

※3 サービス等利用計画には、セルフプランも含まれます。

具体的施策

◎は新規の取り組みです

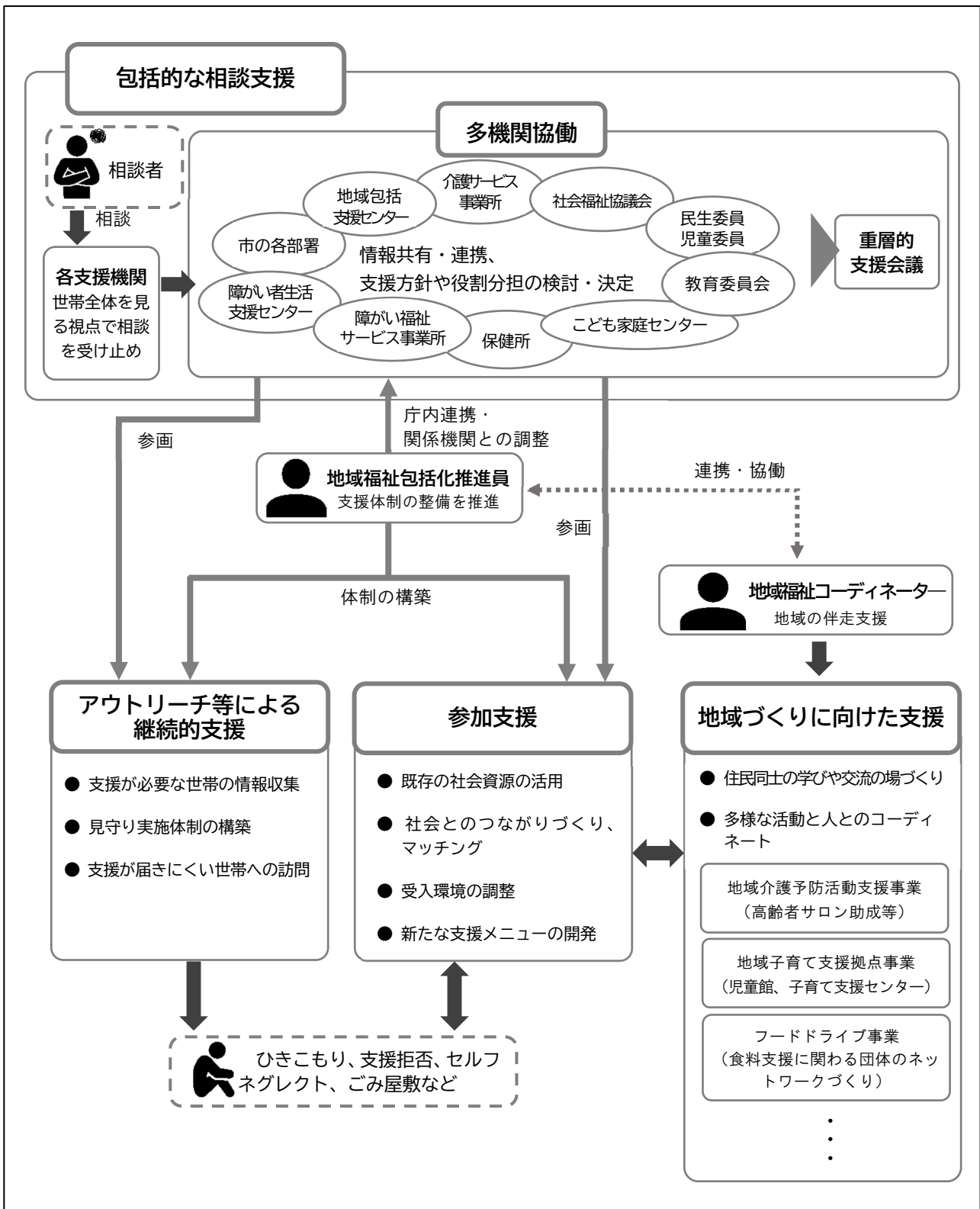
施策	取り組み
<p>① 障がい福祉サービスの充実 <b>重点</b></p>	
<p>ア 居宅介護、生活介護、計画相談支援等の事業拡大や受け入れ体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導します。</li> <li>・障がい者福祉施設整備補助を行います。</li> <li>・地域自立支援協議会でサービスの量的・質的な調査を実施します。</li> </ul>
<p>イ 計画相談支援の利用促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画相談支援を周知します。</li> <li>・基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターによる指定特定相談支援事業所への助言を行います。</li> <li>・相談支援専門員の増員及び指定特定相談支援事業所の増設を積極的に進めます。</li> <li>・指定特定相談支援事業所の空き状況を集約し、計画相談支援の利用を促進します。</li> <li>・地域自立支援協議会で進捗管理を行います。</li> </ul> <p>◎相談支援初任者研修受講費の一部を助成します。</p>
<p>ウ 相談支援専門員の資質向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県社会福祉協議会等の研修への参加を促します。</li> <li>・地域自立支援協議会で事例検討や学習会を開催します。</li> </ul> <p>◎支援センター勉強会（事業者間研修）を実施して従事者のスキルアップを図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導・助言を行い、地域の相談支援体制を強化します。</li> <li>・基幹相談支援センターが基幹型地域包括支援センターと共同し、複合的なケアや制度の狭間に置かれている人の支援などに関する専門職研修を実施します。</li> </ul>
<p>エ 居宅介護、生活介護、計画相談支援等の専門の人材の育成・確保及び質的向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導します。</li> <li>・地域自立支援協議会で研修会を実施します。</li> <li>・多職種間の連携を図ります。</li> <li>・障がい福祉の職場について広報します。</li> </ul> <p>◎強度行動障がい児者等の支援ニーズの実態把握と対応を検討します。</p>
<p>オ 居宅介護、生活介護等の医療的ケアを行うことができる人材の育成・確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員等に対する喀痰（かくたん）吸引等研修の参加を促します。</li> </ul>
<p>カ 居宅介護、生活介護等の指定基準遵守及び利用者のニーズの聴取</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導します。</li> <li>・地域自立支援協議会で利用者のニーズ調査を実施します。</li> </ul>
<p>キ 地域移行支援、地域定着支援の利用促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関と連携し、地域移行支援の利用を促進します。</li> <li>・地域定着支援の利用を促進します。</li> </ul>

施策	取り組み
ク 地域生活支援拠点の運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所や医療機関など関係機関と連携し地域生活支援拠点を運用します。</li> <li>・緊急時に一時保護する居室を確保します。</li> <li>・宿泊体験用のグループホームの居室を確保します。</li> <li>・休日においても相談支援を実施します。</li> <li>・賃貸住宅を利用してひとり暮らし体験を行った際の家賃を助成します。</li> <li>・地域生活支援拠点の運用状況について定期的に検証します。</li> </ul>
ケ 共生型サービスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人が介護サービス移行後も使い慣れた事業所においてサービスを利用できるよう支援します。</li> </ul>
コ 障がいのある人の家族支援	<p>◎基幹相談支援センターや障がい福祉サービス事業所等の連携のもと、ヤングケアラーを始めとする、障がいのある人の家族を支援するために必要なサービス体制の構築に努めます。</p>
<b>② 地域生活支援事業の充実</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">重点</span>	
ア 意思疎通支援、日常生活用具給付等事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所に手話通訳者を設置します。</li> <li>・医療機関などへ手話通訳者や要約筆記者を派遣します。</li> <li>・代読・代筆支援を行います。</li> <li>・日常生活用具の対象品目等の拡充について検討します。</li> </ul>
イ 移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援、訪問入浴（以下「地域生活支援サービス」という。）の事業の拡大や受け入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援サービス事業所への実地指導を行います。</li> <li>・地域自立支援協議会でサービスの量的・質的な調査を実施します。</li> <li>・移動支援のヘルパーの増員について、事業所への働きかけを行います。</li> <li>・精神障がいに対応した地域活動支援センターの拡充について検討します。</li> </ul>
ウ 地域生活支援サービスの専門的人材の育成・確保及び質的向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援サービス事業所への実地指導を行います。</li> <li>・地域自立支援協議会で研修会を実施します。</li> <li>・多職種間の連携を図ります。</li> <li>・障がい福祉の職場について広報します。</li> </ul>
エ 地域生活支援サービスの医療的ケアを行うことができる人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員等に対する喀痰（かくたん）吸引等研修の参加を促します。</li> </ul>
オ 地域生活支援サービスの指定基準遵守及び利用者のニーズの聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援サービス事業所への実地指導を行います。</li> <li>・地域自立支援協議会で利用者のニーズ調査を実施します。</li> </ul>
カ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ等に掲載します。</li> <li>・障がい福祉サービスガイドで周知します。</li> <li>・医療機関等へ周知します。</li> <li>・基幹相談支援センター等で家族向けの交流・学習の機会を提供します。</li> </ul>

施策	取り組み
<b>③ 重層的支援体制の整備（ア、イ、ウを一体的に実施）</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">重点</span>	
ア 包括的な相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の身近な圏域で、属性や世代を問わない相談を受け止める体制を整備します。</li> <li>◎支援関係者のチームを形成し、多機関の協働をコーディネートします。</li> <li>◎必要な情報や支援が届いていない人等へ、アウトリーチ等による継続的支援を行います。</li> </ul>
イ 参加支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎見守りや社会参加等の支援を行うため、地域資源の活用や開発を行います。</li> </ul>
ウ 地域づくりに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の地域福祉の取組を活かしながら、住民同士の出会いと学び合いの場づくりや、多様な活動と人とをコーディネートし、支え合いの地域づくりを行います。</li> </ul>
<b>④ 自立した生活を支えるサービスの推進</b>	
ア 意思決定支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定支援ガイドラインに基づき、意思決定支援の理解や普及を促進します。</li> </ul>
イ 各種手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉応援券を支給します。</li> <li>・福祉応援券が利用できる店舗の拡充を進めます。</li> <li>・外国人重度障がい者福祉手当を支給します。</li> </ul>
ウ 日常生活支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用を促進します。</li> <li>・寝具乾燥サービスを実施します。</li> <li>・車椅子の貸出を実施します。</li> <li>・配食サービスの費用を一部助成します。</li> <li>・緊急通報システムを設置します。</li> <li>・さわやか収集事業を実施します。</li> <li>・ヘルプマーク、ヘルプカードを配布し、利用を促進します。</li> </ul>
エ 交通費等の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かすがいシティバスの利用者・付添人の運賃を減免します。</li> <li>・勝川駅前地下駐車場、勝川駅南口立体駐車場の料金を減免します。</li> </ul>
オ 医療費の助成と健康診断書料の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険適用後の入院、通院医療費を助成します。</li> <li>・障がい福祉サービスを利用する際に必要な健康診断書料を一部助成します。</li> </ul>
カ 盲導犬、介助犬、聴導犬などの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいに関するマークのパネル展示を行います。</li> <li>・イベント等で広報します。</li> </ul>
キ 宿泊体験の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊体験用のグループホームの居室を確保します。</li> <li>・賃貸住宅を利用してひとり暮らし体験を行った際の家賃を助成します。</li> </ul>
ク 居場所づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の居場所・交流の場づくり事業を実施します。</li> </ul>
ケ 歩行訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がいのある人の歩行訓練を実施します。</li> </ul>



■重層的支援体制整備事業のイメージ



## 障がい福祉サービス・相談支援の活動指標

区分	単位/月	実績		活動指標		
		2021(R3)年度	2022(R4)年度	2024(R6)年度	2025(R7)年度	2026(R8)年度
訪問系サービス						
居宅介護	人	438	456	488	505	522
	時間	7,861	8,802	9,539	9,930	10,337
重度訪問介護	人	5	3	5	6	7
	時間	411	211	380	450	520
同行援護	人	39	37	41	43	45
	時間	454	441	476	495	514
行動援護	人	16	25	31	34	38
	時間	147	384	442	488	539
重度障がい者等包括支援	人	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0
日中活動系サービス						
生活介護	人	603	600	628	642	657
	延べ日数	11,892	11,968	13,009	13,347	13,694
自立訓練(機能訓練)	人	1	2	3	3	4
	延べ日数	2	35	45	45	60
自立訓練(生活訓練)	人	24	25	32	34	36
	延べ日数	245	220	266	292	321
自立訓練(生活訓練) (うち精神)	人	12	22	26	29	32
	延べ日数	138	195	220	242	266
宿泊型自立訓練	人	3	1	4	5	6
	延べ日数	93	31	120	150	180
就労移行支援	人	141	136	159	172	186
	延べ日数	2,238	2,164	2,492	2,674	2,869
就労継続支援(A型)	人	242	283	297	304	312
	延べ日数	4,811	5,741	6,078	6,254	6,435
就労継続支援(B型)	人	621	689	765	806	850
	延べ日数	10,985	12,283	13,594	14,301	15,045
就労選択支援	人	-	-	-	10	25
自立生活援助	人	0	0	2	2	2
自立生活援助(うち精神)	人	0	0	1	1	1
就労定着支援	人	49	41	51	61	70
療養介護	人	19	18	18	18	17
居住系サービス						
短期入所(福祉型)	人	82	90	97	101	105
	延べ日数	434	555	608	637	667
短期入所(医療型)	人	5	6	8	9	10
	延べ日数	42	18	27	33	41
共同生活援助	人	302	369	404	423	443
共同生活援助(うち精神)	人	50	87	95	100	105
施設入所支援	人	199	190	190	190	190
相談支援						
計画相談支援	人	435	451	536	584	637
地域移行支援	人	0	0	2	2	2
地域移行支援(うち精神)	人	0	0	2	2	2
地域定着支援	人	0	0	2	2	2
地域定着支援(うち精神)	人	0	0	1	1	1

※各年度の活動指標は、1か月当たりでそのサービスを利用する人の数とその時間又は日数です。

## 地域生活支援事業の見込み量

区分		単位/年	実績		見込み量		
			2021(R3)年度	2022(R4)年度	2024(R6)年度	2025(R7)年度	2026(R8)年度
障がい者 相談支援 事業	事業所数	か所	5	5	5	5	5
	相談員数	人	13	13	14	14	14
	相談件数	件	9,245	10,014	10,276	10,410	10,545
成年後見制度利用支援事業		件	4	8	15	21	29
意思疎通 支援事業	手話通訳者窓口設置	人	1	1	1	1	1
	手話通訳者派遣	件	324	292	331	352	375
	要約筆記者派遣	件	7	10	10	11	12
移動支援事業		人	189	217	223	226	229
		時間	19,623	21,210	21,508	21,659	21,811
地域活動 支援センター 事業	事業所数(市内)	か所	18	16	16	16	16
	事業所数(市外)	か所	8	6	6	6	6
	利用人数	人	424	414	424	429	434
日中一時支援事業		人	90	87	101	109	118
		回	4,647	4,613	4,951	5,129	5,314
訪問入浴サービス事業		回	707	970	1,066	1,117	1,171
日常生活 用具給付等 事業	介護・訓練支援用具	件	15	21	23	24	25
	自立生活支援用具	件	59	46	48	49	50
	在宅療養等支援用具	件	106	127	139	145	152
	情報・意思疎通支援用具	件	46	45	55	61	67
	排泄管理支援用具	件	7,014	7,130	7,374	7,499	7,626
	居宅生活動作補助用具	件	13	7	8	9	10
	合計	件	7,253	7,376	7,647	7,787	7,930
自動車運転免許取得助成		件	2	3	3	3	3
自動車改造助成		件	3	5	13	14	15

※各年度の見込み量において、人数はその年度におけるそのサービスを利用する人の実人数、時間は年間利用時間、件数は年間の合計件数です。

※活動指標とは、成果目標を達成するために、指標となる数値（活動量）を定めたものです。少なくとも年1回は、実績を把握して、計画の達成状況等の分析・評価を行います。

※計画相談支援については、月平均の利用する人の数（年間の総利用者数を算出し12か月で除した値）です。

※活動指標を定めるに当たり、2026（R8）年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を次のとおり定めました。

6人

## 2 障がい児の支援

### 現状と課題

2023（令和5）年4月に「こども基本法」が施行されました。この法律は、すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、子ども施策を総合的に推進することを目的としています。障がいのある子どもについても、希望する支援を適切に受けられることができるような体制整備が求められます。

また、2021（令和3）年9月に施行された「医療的ケア児支援法」に基づき、日常的に医療的ケアを必要とする子どもが平等に保育・教育が受けられるよう、支援環境の整備や関係機関等との連携、地域一体となって支援することが求められます。

本市では、地域自立支援協議会に医療的ケア児等支援部会を設置し、関係機関と連携しながら医療的ケア児者やその家族を取り巻く課題の解決に向けて取り組んでいます。医療的ケアを必要とする子どもや家族の中には、その時の状況によって希望する福祉サービスの提供を受けられていない方がいることが想定されます。今後もニーズを把握し、適切な支援をしていく必要があります。

サービスの利用について、アンケート調査の結果では、「放課後等デイサービス」の利用が約5割となっており、児童発達支援についても年々利用が増加しています。今後も事業所が提供するサービスの質の向上を図りながら、幅広い受け皿を確保していくことが必要です。

### 基本的方向

障がいのある子どもや、発達に遅れがみられる子どもに対して適切な支援ができるよう、多様なニーズに対応するサービスの量的・質的な充実を図ります。

また、障がいのある子どもの支援体制づくりの推進や、医療的ケアが必要な子ども等への支援を充実するため、児童発達支援センターの機能の強化を図るとともに、医療的ケア児等の実態把握と対応を検討します。

- ① 障がい児支援の充実
- ② 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減
- ③ 教育環境の充実
- ④ 障がい福祉教育の充実
- ⑤ 権利擁護の推進
- ⑥ 医療的ケア児等への支援の充実

## 成果目標

	項目	2022(令和4)年度 実績値	2026(令和8)年度 目標値
1	障がい児支援利用計画※を作成した人のうち、障がい児相談支援を利用した人の割合	76.1%	100%
2	サポートブックの利用者の割合	19.8%	40%
3	重症心身障がい児・医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所の数	15 事業所	18 事業所
4	重症心身障がい児・医療的ケア児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	13 事業所	15 事業所

※障がい児支援利用計画には、セルフプランも含まれます。

## 具体的施策

◎は新規の取り組みです

	施策	取り組み
①	障がい児支援の充実	<b>重点</b>
	ア 児童発達支援、放課後等デイサービス、障がい児相談支援、保育所等訪問支援等の事業拡大や受け入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県が行う障がい児通所支援事業所に対する実地指導に同行し、指導します。</li> <li>・重症心身障がい児・医療的ケア児に対応可能な事業所の確保に向け、事業所への働きかけを行います。</li> <li>・地域自立支援協議会でサービスの量的、質的な調査を実施します。</li> <li>・保育所等訪問支援の利用を促進します。</li> </ul>
	イ 障がい児相談支援の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児相談支援を周知します。</li> <li>・基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターによる指定障がい児相談支援事業所への助言を行います。</li> <li>・相談支援専門員の増員及び指定障がい児相談支援事業所の増設を積極的に進めます。</li> <li>・指定障がい児相談支援事業所の空き状況を集約し、障がい児相談支援の利用を促進します。</li> <li>・地域自立支援協議会で進捗管理を行います。</li> </ul>
	ウ 相談支援専門員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県社会福祉協議会等の研修への参加を促します。</li> <li>・地域自立支援協議会で事例検討や学習会を開催します。</li> <li>・相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導・助言を行い、地域の相談支援体制を強化します。</li> <li>・基幹相談支援センターが基幹型地域包括支援センターと共同し、複合的なケアや制度の狭間に置かれている人の支援などに関する専門職研修を実施します。</li> </ul>
	エ 児童発達支援、放課後等デイサービス、障がい児相談支援、保育所等訪問支援等の専門的人材の育成・確保及び質的向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県が行う障がい児通所支援事業所に対する実地指導に同行し、指導します。</li> <li>・地域自立支援協議会で研修会を実施します。</li> <li>・愛知県の障害児等療育支援事業に協力します。</li> <li>・多職種間の連携を図ります。</li> <li>・障がい福祉の職場について広報します。</li> </ul>

	施策	取り組み
オ	サポートブックの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サポートブックの積極的な活用を促進します。</li> <li>・保育園、幼稚園、小中学校、特別支援学校へ周知します。</li> </ul>
カ	児童発達支援センターを中核とした支援体制づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センターを中核とした支援体制により、障がい児通所支援事業所との連携を強化します。</li> <li>・児童発達支援センターを周知します。</li> </ul>
キ	特別支援保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援保育の体制を整備します。</li> </ul>
ク	特別支援保育児童の巡回相談・指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援保育実施園に対して、有識者による巡回相談を実施します。</li> <li>・特別支援保育未実施園に対して、有識者による訪問研修を実施します。</li> </ul>
ケ	保育士の知識や技術の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援保育についての研修を実施します。</li> <li>・特別支援保育未実施園に対して、有識者による訪問研修を実施します。</li> <li>・愛知県の障害児等療育支援事業に協力します。</li> </ul>
コ	放課後児童健全育成事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な範囲で障がいのある児童の受け入れを行います。</li> </ul>
サ	ことばの教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ことばの発達などに問題や不安を抱える、3歳から小学6年生の児童の指導や相談を実施します。</li> </ul>
シ	地域での早期療育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療育についての理解を深める講座を開催します。</li> <li>・愛知県の障害児等療育支援事業に協力します。</li> </ul>

② 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減

ア	各種健診の受診促進と各種検査、保健指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健康診査を実施します。</li> <li>・新生児聴覚スクリーニングを実施します。</li> <li>・新生児聴覚スクリーニングの検査費用を助成します。</li> </ul>
イ	専門療法の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音楽療法を実施します。</li> <li>・言語療法を実施します。</li> <li>・作業療法を実施します。</li> </ul>
ウ	発達や言語に心配のある子どもと保護者の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問指導を実施します。</li> <li>・発達相談を実施します。</li> <li>・相談しやすい環境づくりに努め、早期に療育につなげる支援を行います。</li> <li>・児童発達支援の親子通所を実施します。</li> <li>・ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングを実施します。</li> <li>・軽度・中等度難聴児補聴器購入費等支給事業を実施します。</li> </ul>

施策	取り組み
<b>③ 教育環境の充実</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">重点</span>	
ア 特別支援教育コーディネーターの質的向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校の特別支援教育コーディネーターのための研修を開催します。</li> <li>・校内研修を実施します。</li> </ul>
イ 学校生活支援員の配置の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常学級、特別支援学級に学習支援や生活支援、生活介助を行う学校生活支援員を配置します。</li> </ul>
ウ 未就学児の就学相談、児童・生徒の教育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未就学児の就学相談活動を教育研究所の就学支援員が実施します。</li> <li>・未就学児の就学を就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます。</li> <li>・児童・生徒の就学を校内教育支援委員会、就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます。</li> <li>・愛知県教育委員会や特別支援学校などが実施する教育相談を紹介します。</li> <li>・教育委員会に社会福祉士等の資格を有するスクールソーシャルワーカーを配置します。</li> </ul> <p>◎ICTを活用した学習機会の確保や環境整備を推進します。</p>
エ 学校への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県の障害児等療育支援事業に協力します。</li> </ul>
オ 特別支援教育連携協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育連携協議会の設置を進めます。</li> </ul>
<b>④ 障がい福祉教育の充実</b>	
ア 障がい福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校が実施する福祉体験学習に、社会福祉協議会が機材の貸出や講師を派遣することを通して支援します。</li> <li>・地域において福祉体験学習や地域ぐるみの福祉教育を支援します。</li> </ul>
イ インクルーシブ教育・交流学习等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常学級と特別支援学級、特別支援学級間の交流及び共同学習を開催します。</li> <li>・小中学校と特別支援学校の交流を行います。</li> <li>・けやきの子作品展を開催します。</li> <li>・障がいのある子どもと地域の子どもや地域の住民との相互交流を、居住地校交流等を通して行います。</li> </ul> <p>◎特別支援学級の教員、特別支援教育コーディネーターや学校生活支援員(介助員含む)に対して、インクルーシブ教育についての研修を開催します。</p>
<b>⑤ 権利擁護の推進</b>	
ア 障がい者虐待防止に関する関係機関との連携強化や相談体制の整備、啓発等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者虐待防止センターや障がい者虐待防止ホットラインについて周知します。</li> <li>・権利擁護連絡会議を開催します。</li> <li>・権利擁護に関するセミナー等を開催します。</li> <li>・虐待防止についての研修会を開催します。</li> <li>・子ども・若者総合支援地域協議会要保護児童対策部会実務者会議を開催します。</li> </ul>

	施策	取り組み
⑥ 医療的ケア児等への支援の充実 <b>重点</b>		
ア	医療的ケア児等への支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎医療的ケア児等支援部会において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係機関と地域課題の抽出及び解決に向けた協議を行います。</li> <li>・関連分野の支援を調整するコーディネーターを増員します。</li> </ul>
イ	医療的ケア児等への日常生活支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎医療的ケアを必要とする子どもの実態把握と対応を検討します。</li> <li>◎レスパイトや、医療的ケア児等を支援する障がい福祉サービスの実態把握と対応を検討します。</li> <li>◎地域の学校に在籍している医療的ケア児について、保護者が医療的ケアを希望される場合は、看護師の派遣を行います。</li> <li>◎「医療的ケアが必要な方と家族のためのガイドブック」の活用を促進します。</li> <li>・保育が必要な医療的ケア児を受け入れるために、公立保育園に看護師を配置します。</li> <li>・日中一時支援の利用を促進します。</li> </ul>

### 障がい児通所支援・相談支援の活動指標

区分	単位/月	実績		活動指標		
		2021(R3)年度	2022(R4)年度	2024(R6)年度	2025(R7)年度	2026(R8)年度
児童発達支援	人	573(1)	631(0)	667	685	704
	延べ日数	4,984(1)	5,403(0)	5,699	5,848	6,001
放課後等デイサービス	人	725	833	877	900	923
	延べ日数	10,094	11,736	12,354	12,675	13,005
保育所等訪問支援	人	11	35	51	59	68
	延べ日数	12	44	64	74	86
居宅訪問型児童発達支援	人	1	1	2	3	4
	延べ日数	3	4	4	4	5
障がい児相談支援	人	279	303	315	325	335
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人	4	5	8	9	10
ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムの受講者数	人	-	15	15	15	15
ペアレントプログラムの実施者数	人	-	2	2	2	3

※各年度の活動指標は、1か月当たりでそのサービスを利用する人の数とその日数です。

※医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター、ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムの受講者数、ペアレントプログラムの実施者数は年間の値です。

※2024（令和6）年度からの児童福祉法の改正に伴い、児童発達支援と医療型児童発達支援を一元化しています。（ ）は医療型児童発達支援の実績（内数）です。

※障がい児相談支援については、月平均の利用する人の数（年間の総利用者数を算出し12か月で除した値）です。

※障がいのある子ども・子育て支援等の利用ニーズ

保育所：328人 認定こども園：6人 放課後児童健全育成事業：136人



## 3 保健・医療

### 現状と課題

充実した生活を送るためにも心身の状態を整えることは大切であり、疾病予防、リハビリテーション、在宅ケアなどの途切れない支援体制づくりや、障がいの予防や早期発見、早期対応のための相談体制の充実、医療機関等の関係機関との連携が求められます。

アンケート調査の結果では、医療での困りごとについて、「特に困ったことはない」を除くと、知的障がいのある人で「障がいのため症状を正確に伝えられない」が約3割、難病患者で「医療費の負担が大きい・できない」が約4割と他の障がいと比べて高くなっており、医療機関を受診する障がいがある人への配慮が必要です。

また、2022（令和4）年12月に改正された「障害者総合支援法」では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（「にも包括」）の整備や難病患者及び小児慢性特定疾病児童などに対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化などが示されています。

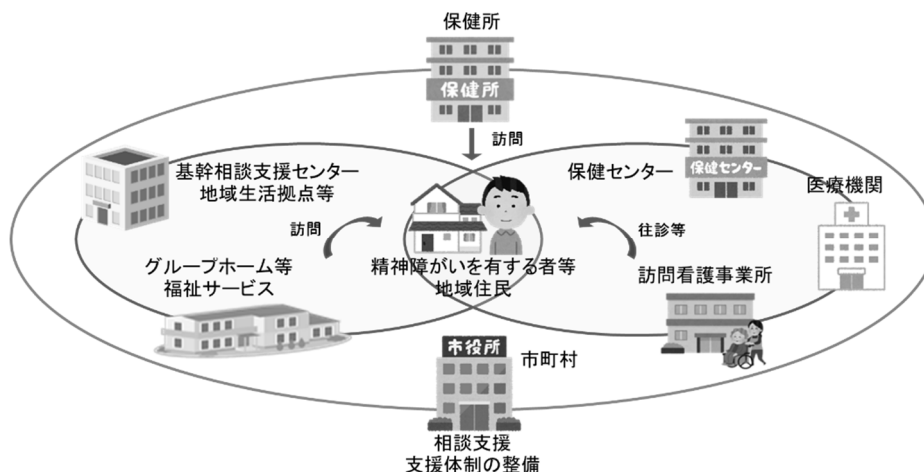
### 基本的方向

定期的な健診や心身の健康に関する相談支援等の実施により、障がいや疾病の予防や重度化の防止を図ります。

精神障がいのある人や難病患者などを含め、重層的支援体制の整備の中で、複合化する問題に対して、各分野を横断した包括的な支援を行う体制づくりを進めます。また、関係機関と連携し、適切な医療や途切れない支援を受けることができるよう努めます。

- ① 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減
- ② 精神保健福祉施策の推進
- ③ 難病施策の推進
- ④ 感染症予防・対策の推進

#### ■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（「にも包括」）のイメージ



## 成果目標

	項目	2022(令和4)年度 実績値	2026(令和8)年度 目標値
1	日中活動系サービスの支給決定を受けている精神障がいのある人の数	765人	1,338人
2	精神障がいのある人を対象とした居場所※を提供する事業の実施か所数	5か所	7か所
3	特定健康診査の受診率	34.8%	37%

※障がい福祉サービス及び地域生活支援サービスを除きます。

## 具体的施策

	施策	取り組み
① 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減		
	ア 各種健診の受診促進と各種検査、保健指導、健康教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健康診査を実施します。</li> <li>・ 特定保健指導を実施します。</li> <li>・ 後期高齢者健康診査を実施します。</li> <li>・ 糖尿病性腎症重症化予防事業を実施します。</li> <li>・ 乳幼児健康診査を実施します。</li> <li>・ 新生児聴覚スクリーニングを実施します。</li> <li>・ 新生児聴覚スクリーニングの検査費用を助成します。</li> <li>・ 通所施設で実施する歯科健診を推進します。</li> <li>・ 健康づくりに関する講座を実施します。</li> </ul>
	イ メンタルヘルス対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ メンタルヘルス相談を実施します。</li> <li>・ 妊産婦ケア室において、妊産婦の相談を実施します。</li> <li>・ ゲートキーパー養成講座を開催します。</li> <li>・ こころの健康に関する周知、啓発を行います。</li> <li>・ 自殺予防対策ネットワーク会議を開催します。</li> </ul>
	ウ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及・定着を図ります。</li> </ul>
	エ 専門療法の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 音楽療法を実施します。</li> <li>・ 言語療法を実施します。</li> <li>・ 作業療法を実施します。</li> </ul>
	オ 発達や言語に心配のある子どもと保護者の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問指導を実施します。</li> <li>・ 発達相談を実施します。</li> <li>・ 相談しやすい環境づくりに努め、早期に療育につなげる支援を行います。</li> <li>・ 児童発達支援の親子通所を実施します。</li> <li>・ ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングを実施します。</li> <li>・ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等支給事業を実施します。</li> </ul>

② 精神保健福祉施策の推進		
ア	社会復帰の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重層的支援体制の中で、基幹相談支援センターや障がい者生活支援センターによる相談支援を行います。</li> <li>・グループ活動を支援します。</li> <li>・障がい者の居場所・交流の場づくり事業を実施します。</li> <li>・地域移行支援や地域定着支援の利用を促進します。</li> <li>・宿泊体験用のグループホームの居室を確保します。</li> <li>・保健、医療、福祉関係者により、地域包括ケアシステムについて協議します。</li> <li>・依存症に関する周知、啓発を行います。</li> </ul>
イ	退院の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重層的支援体制の中で、基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターや医療機関と連携した退院支援を行います。</li> <li>・基幹相談支援センターで障がい福祉サービス事業所及び市民を対象に精神障がいのある人の地域移行に関する研修会を開催します。</li> <li>・医療機関と連携し、地域移行支援の利用を促進します。</li> </ul>
ウ	医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険適用後の入院、通院医療費を助成します。</li> </ul>
③ 難病施策の推進		
ア	障がい福祉サービスの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページに掲載します。</li> <li>・障がい福祉サービスガイドで周知します。</li> </ul>
イ	基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの周知及び保健所との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページに掲載します。</li> <li>・障がい福祉サービスガイドで周知します。</li> <li>・重層的支援体制の中で、保健所との連携を強化します。</li> </ul>
④ 感染症予防・対策の推進		
ア	感染症予防・対策に関する取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症予防に関する情報を障がいのある人、その家族、障がい福祉サービス事業所へ周知・啓発します。</li> <li>・障がい福祉サービス事業所からの要請に基づき感染症対策についての講座を実施します。</li> <li>・関係部局と連携し、障がい福祉サービス事業所における感染症の発生時に必要な物資の備蓄や調達、輸送体制を整備できるよう進めます。</li> <li>・感染症発生時の支援・応援体制の構築を進めます。</li> <li>・スマートフォンやタブレットの画面を介した遠隔での手話通訳を実施します。</li> </ul>

## 4 教育

### 現状と課題

アンケート調査の結果では、通所・通園・通学している子どもが困っていることについて、「特にない」を除くと、「授業や活動についていけない」「園や学校が遠い」がいずれも1割を超えています。また、障がいのある児童やその保護者が求める支援については、「障がい特性にあった教育環境」「障がいの程度・内容にあった教育・療育の機会」「進学相談・進路指導」が高くなっており、一人ひとりの状況や特性に応じたきめ細かな教育・支援が求められています。一方で、手帳を所持していない子どもでは「保護者が気軽に相談できる機会」「進学相談・進路相談」が約5割と高くなっており、相談できる場所についての情報提供が必要とされています。

また、国の「障害者基本計画（第5次）」では、病気の状態により学校に通うことが困難な病気療養児の支援の充実のため、ICTを活用した学習機会の確保を促進する方向性が新たに盛り込まれており、個々の実態に応じたICT機器の活用方法を検討していくことが必要です。

障がいのある人への理解を深めるために必要な取り組みについて、「学校における児童、生徒の障がいへの理解を促す教育」が約5割と最も高くなっており、特に障がいのない人、障がいのある児童等で8割を超えて高くなっていきます。学校における交流や福祉教育の充実が求められています。

国では、インクルーシブ教育制度が推奨されており、個別の教育的ニーズを必要とする児童・生徒に対して、適切な指導、支援を行うための特別支援教育の体制づくりや、教育環境の整備が求められています。

### 基本的方向

障がいのある子どもが障がいのない子どもとともに、それぞれの状況に応じた教育・支援を受け、のびのびと成長できるよう、今後も教育環境を充実します。

また、教育現場における人材の確保・育成や、障がい福祉教育の推進により、教育現場における障がい理解の促進を図ります。

- ① 教育環境の充実
- ② 障がい福祉教育の充実
- ③ 生涯学習環境の充実

## 成果目標

	項目	2022(令和4)年度 実績値	2026(令和8)年度 目標値
1	障がいの程度・内容にあった教育・療育の機会が不足していると感じている人の割合	43.2%	30%

## 具体的施策

◎は新規の取り組みです

	施策	取り組み
① 教育環境の充実		
	ア 特別支援教育コーディネーターの質的向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校の特別支援教育コーディネーターのための研修を開催します。</li> <li>・校内研修を実施します。</li> </ul>
	イ 学校生活支援員の配置の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常学級、特別支援学級に学習支援や生活支援、生活介助を行う学校生活支援員を配置します。</li> </ul>
	ウ 未就学児の就学相談、児童・生徒の教育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未就学児の就学相談活動を教育研究所の就学支援員が実施します。</li> <li>・未就学児の就学を就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます。</li> <li>・児童・生徒の就学を校内教育支援委員会、就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます。</li> <li>・愛知県教育委員会や特別支援学校などが実施する教育相談を紹介します。</li> <li>・教育委員会に社会福祉士等の資格を有するスクールソーシャルワーカーを配置します。</li> </ul> ◎ I C Tを活用した学習機会の確保や環境整備を推進します。
	エ 学校への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県の障害児等療育支援事業に協力します。</li> </ul>
	オ 特別支援教育連携協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育連携協議会の設置を進めます。</li> </ul>
	カ サポートブックの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サポートブックの積極的な活用を促進します。</li> <li>・保育園、幼稚園、小中学校、特別支援学校へ周知します。</li> </ul>
	キ 看護師の派遣	◎地域の学校に在籍している医療的ケア児について、保護者が医療的ケアを希望される場合は、看護師の派遣を行います。

② 障がい福祉教育の充実	
ア 障がい福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校が実施する福祉体験学習に、社会福祉協議会が機材の貸出や講師を派遣することを通して支援します。</li> <li>・地域において福祉体験学習や地域ぐるみの福祉教育を支援します。</li> </ul>
イ インクルーシブ教育・交流学习等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常学級と特別支援学級、特別支援学級間の交流及び共同学習を開催します。</li> <li>・小中学校と特別支援学校の交流を行います。</li> <li>・けやきの子作品展を開催します。</li> <li>・障がいのある子どもと地域の子どもや地域の住民との相互交流を、居住地校交流等を通して行います。</li> </ul> <p>◎特別支援学級の教員、特別支援教育コーディネーターや学校生活支援員(介助員含む)に対して、インクルーシブ教育についての研修を開催します。</p>
③ 生涯学習環境の充実	
ア 各種講座の開催	<p>◎学校を卒業した障がい者向けの生涯学習講座等を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実践パソコン講座を開催します。</li> <li>・障がいの特性に配慮した講座を開催します。</li> <li>・いきがいづくりや社会参加を推進する講座を開催します。</li> </ul>
イ 図書の実と読書サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・録音図書、点字図書を製作します。</li> <li>・ボランティアによる対面読書を行います。</li> <li>・図書無料郵送貸出を実施します。</li> <li>・録音図書、点字図書、大活字図書、LLブックの貸出を実施するとともに、事業内容を周知します。</li> <li>・音訳技術講習会を開催します。</li> <li>・音訳デジタル録音技術講習会を開催します。</li> </ul>
ウ ボランティアなど人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点訳奉仕員養成講座を開催します。</li> <li>・要約筆記を行う、「聞こえ」のボランティアの養成講座を開催します。</li> <li>・手話奉仕員養成講座を開催します。</li> <li>・読み書き(代筆・代読)情報支援員養成講座を開催します。</li> </ul>

## 5 文化芸術活動・スポーツ等

### 現状と課題

2018(平成30)年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとなっています。

アンケート調査の結果では、障がいのある人の余暇の過ごし方について、「テレビを見る」が約6割と最も高く、次いで「買い物に行く」が約4割、「スマートフォンを見る」が約2割となっています。一方、今後の余暇の過ごし方については、「旅行をする」「運動をする」が現状より高くなっており、多様な余暇活動への参加意向が表れています。

### 基本的方向

障がいの有無にかかわらず、誰もが文化芸術活動やスポーツ活動に参加できる社会の実現に向け、障がいのある人の参加を支援する体制づくりや機会の充実を図ります。

- ① 文化芸術活動の推進
- ② スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ③ 交流の促進

### 成果目標

	項目	2022(令和4)年度 実績値	2026(令和8)年度 目標値
1	福祉文化体育館を利用した障がいのある人の数	4,210人	8,000人
2	講演会等における手話通訳者の派遣件数	22件	30件

具体的施策

◎は新規の取り組みです

	施策	取り組み
① 文化芸術活動の推進		
	ア 手話通訳者、要約 筆記者の派遣	・講演会などに手話通訳者、要約筆記者を派遣します。
	イ 創作活動及び発表 の機会の拡大	・障がいのある人の作品展の開催を支援します。 ・障がい者団体や事業所の作品展を開催します。 ・障がい者週間啓発事業を実施します。 ◎市役所に障がい者の作品を常設展示できる場の設置を検討します。 ◎障がい者週間等の作品展において、表彰を行うことを検討します。 ◎障がい者の作品等を紹介できる、モニターの設置を検討します。 ・「あいちアール・ブリュット展」を周知します。
② スポーツ・レクリエーション活動の推進		
	ア 成績優秀者の顕彰	・国際的及び全国的規模のスポーツ大会で優秀な成績をおさめた人に春日井市スポーツ賞を交付し、顕彰します。
	イ 福祉文化体育館 (サン・アビリティーズ春日井)で の各種事業の充実	・障がい者スポーツ教養文化講座を開催します。 ・交流事業を実施します。
	ウ 利用料金の減免	・温水プール、トレーニング室などの利用料金を減免します。
	エ レクリエーション 活動の推進	・社会福祉協議会が実施する高齢者や障がいのある人が参加できる高齢者等サロン事業の開催を支援します。
③ 交流の促進		
	ア 交流機会の拡大	◎誰もが居場所を見つけられるまちをめざし、希望者に地域活動の場を紹介します。



## 6 雇用・就業、経済的自立の支援

### 現状と課題

民間企業における就労においては、2023（令和5）年から障がいのある人の法定雇用率が段階的に引き上げられ、2026（令和8）年には2.7%となります。企業における障がい者雇用の割合は以前より伸びていますが、実際の雇用環境をめぐる相談や職場定着に至らない状況もあることから、雇用の拡大の促進と合わせて、雇用環境の質を上げていくための施策が求められています。

アンケート調査の結果では、障がいのある人の就労状況について、正社員、パート・アルバイト、自営業のいずれかで働いている人は、難病患者が約6割ですが、その他の障がいのある人は5割未満となっています。働いている人の現在の仕事に関する不安や不満について、「特になし」を除くと、「収入・手当が少ない」が難病患者、精神障がいのある人でいずれも約3割、身体障がいのある人、知的障がいのある人でいずれも約2割となっています。

また、65歳未満の現在働いていない人のうち就労意向がある人は、身体障がいのある人、難病患者のいずれも4割前後、精神障がいのある人、知的障がいのある人でいずれも3割前後となっています。働く上での必要な支援や配慮については、身体障がいのある人、精神障がいのある人、難病患者で「障がいに応じて短時間の就労などができること」がいずれも約4割、知的障がいのある人、難病患者で「職場の人たちが障がいのことを理解すること」がそれぞれ約3割、約4割と高くなっています。多様な就業の機会や働き方の提供、合理的配慮の提供や支援の取り組みが求められています。

本市では、障害者就業・生活支援センターで職場の障がい理解等の支援を行っていますが、知的障がいのある人で約5割、その他の障がいのある人で約7割が「知らない、聞いたことがない」となっており、さらなる周知や、活用の促進が必要です。

## 基本的方向

障がいのある人の一人ひとりの個性や状況に応じた就労が可能となるよう、雇用者の理解や合理的配慮の提供を促すとともに、関係機関と連携し、就労に関するきめ細かな支援を行います。

また、多様な雇用の場が確保できるよう、ハローワークとの連携強化や福祉的就労の場の拡充等を進めるとともに、優先調達等の取り組みにより、就労継続支援事業所の工賃等の向上を図ります。

### ① 障がい者雇用の促進

### ② 福祉的就労の充実

## 成果目標

	項目	2022(令和4)年度 実績値	2026(令和8)年度 目標値
1	福祉施設※を退所し、一般就労した人の数(年間一般就労移行者数)	101人	133人
2	上記のうち、就労移行支援事業の利用者数	83人	109人
3	上記のうち、就労継続支援A型の利用者数	11人	15人
4	上記のうち、就労継続支援B型の利用者数	7人	9人
5	障がい者就労施設等からの物品等の調達額	11,228千円	13,000千円
6	就労継続支援(B型)の平均月額工賃	14,643円	17,000円
7	一般就労に移行した人のうち、就労定着支援を利用した人の数	73人	103人

※福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の各事業を行う事業所をいいます。

## 具体的施策

◎は新規の取り組みです

	施策	取り組み
① 障がい者雇用の促進		
	ア 雇用や就労の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等を紹介します。</li> <li>・障がい福祉の職場広報を行います。</li> <li>・就労移行支援や就労定着支援の利用を促進します。</li> <li>・障がいのある人を市役所の正規職員や会計年度任用職員として採用します。</li> <li>・ハローワークが実施する企業への障がい者雇用に関する理解促進や雇用拡大の取り組みに協力します。</li> <li>・農業と連携した障がい者雇用を支援します。</li> <li>・地域自立支援協議会で雇用等の促進方法について検討します。</li> </ul>
	イ 相談支援や情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「はたらくためのガイドブック」により周知します。</li> <li>・ハローワークとの連携を強化します。</li> <li>・ジョブコーチの活用を促進します。</li> <li>・障害者就業・生活支援センターとの連携を強化します。</li> <li>・高齢の障がいのある人の社会参加や就労のニーズに対応し、就労継続支援事業所等を紹介します。</li> </ul>
	ウ 障がい者就労施設からの物品等調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労継続支援事業所等を紹介します。</li> <li>・障害者優先調達推進法に基づき、毎年度調達方針を作成し周知します。</li> <li>・調達実績をホームページで公表します。</li> </ul>
② 福祉的就労の充実		
	ア 施設整備の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者福祉施設整備補助を行います。</li> </ul>
	イ 障がいのある人が作った物品の販売促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元気ショップを実施します。</li> </ul>
	ウ 工賃等の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所への実地指導を行います。</li> <li>・就労継続支援事業所等を紹介します。</li> <li>・市の委託業務等と就労継続支援事業所とのマッチングを行います。</li> <li>◎市役所周辺の清掃業務の一部を障がい者就労施設等に委託し、就労継続支援事業所の工賃等の向上を図るとともに、多様性社会の理解促進とコミュニケーションの場を提供していくことを検討します。</li> <li>・元気ショップを実施します。</li> </ul>

## 7 生活環境

### 現状と課題

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」では、建築物、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園などを新設または改築する場合は、移動等円滑化基準への適合が義務付けられています。2020（令和2）年の改正においては、市町村による「心のバリアフリー」の推進に関する事項が盛り込まれました。

アンケート調査の結果では、地域のくらしやすさについて「くらしやすい」「まあくらしやすい」の合計が約9割となっています。本市では、計画的に歩道や公共施設等のバリアフリー化を行っていますが、今後も、バリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方に基づいた身近な生活環境の整備が必要です。また、生活を送る上で必要な情報を得る手段について、「特にない」を除いて、「地域のバリアフリーマップ（多機能トイレや安心して通行できる場所を示した地図）の作成」が身体障がいのある人、難病患者でいずれも約3割と最も高くなっています。

障がいのある人の住まいについて、将来暮らしたい場所については、「自宅」が知的障がいのある人で約6割、その他の障がいのある人で7割以上と最も高くなっており、在宅でも不自由なく暮らせるような住環境の整備が必要です。また、知的障がいのある人では「グループホーム」も約2割と他の障がいのある人と比べて高くなっています。自立して生活することを望む障がいのある人に対して、グループホームを始めとした住居の確保を支援することが求められます。

### 基本的方向

障がいのある人が安心した生活を実現できるよう、障がいのある人の意見を踏まえ、道路や公共施設等のバリアフリー化、外出・移動の支援を推進します。

また、障がいのある人のニーズを把握し、地域で快適に暮らせる多様な住環境を整備できるよう、事業者への働きかけを行います。

① 福祉のまちづくりの推進

② 住環境の整備

### 成果目標

	項目	2022(令和4)年度 実績値	2026(令和8)年度 目標値
1	市営住宅のバリアフリー化率	73.5%	75%

## 具体的施策

	施策	取り組み
① 福祉のまちづくりの推進		
	ア 歩道や公園の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会等の要望により歩道の段差解消を行います。</li> <li>・公園を障がいのある人に配慮して整備します。</li> </ul>
	イ 駅や公共施設の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点となる駅やその周辺を障がいのある人に配慮して整備します。</li> <li>・市役所や出先機関を障がいのある人に配慮して整備します。</li> </ul>
	ウ かすがいシティバスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者・付添人の運賃を減免します。</li> <li>・かすがいシティバスのネットワークやダイヤを再編します。</li> </ul>
	エ 各種委員会や協議会等への委員登用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種委員会、協議会などの委員に福祉分野からの参画を進めます。</li> </ul>
② 住環境の整備		
	ア 住宅の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅総合再生計画に基づき住宅を整備します。</li> </ul>
	イ 住宅改修費の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がいのある人の住宅改修費を一部助成します。</li> </ul>
	ウ グループホームの整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者福祉施設整備補助を行います。</li> <li>・重度の障がいのある人や医療的ケアを必要とする人への支援を行う日中サービス支援型共同生活援助事業所の設置に向け、働きかけを行います。</li> </ul>

## 8 情報アクセシビリティ

### 現状と課題

2022（令和4）年5月に、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が施行されました。この法律は、障がいのある人があらゆる分野の活動に参加するための情報の取得や意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的としており、本市においても法律に則り、取り組みを進めていく必要があります。

アンケート調査の結果では、福祉などの情報を得る方法は、「携帯電話・スマートフォン」が身体障がいのある人で約4割、障がいのある児童等で約5割、「施設や事業所」が知的障がいのある人で約3割、「市の広報」が精神障がいのある人で約3割、難病患者で約5割とそれぞれ最も高くなっています。また、情報を入手するために必要な取り組みについて、「わかりやすい表現やひらがなによる広報の作成」が知的障がいのある人で約4割、障がいのある児童等で約5割とそれぞれ最も高くなっています。障がい種別、年齢、居住形態などの対象者に合わせて効果的に情報を発信することが必要です。また、障がいのある人の視点に立った支援を行うために、意思疎通支援の取り組みも求められます。

家族へのアンケート調査の結果では、サービスの利用方法やその内容について、「知らない」「あまり知らない」の合計が約5割となっています。必要な情報が必要な人に確実に届くよう、分かりやすい情報発信や多様な媒体の活用など、発信手段の工夫が求められています。

### 基本的方向

必要な支援や制度の情報が確実に届くよう、情報提供の充実を図ります。

また、障がいの特性にあった情報提供や意思疎通支援ができるよう、多様な情報媒体による発信やコミュニケーションツールの充実、意思疎通支援の人材育成を行います。

① 情報提供の充実

② 意思疎通支援の充実

### 成果目標

	項目	2022(令和4)年度 実績値	2026(令和8)年度 目標値
1	手話通訳者の派遣件数	292件	375件

## 具体的施策

◎は新規の取り組みです

	施策	取り組み
① 情報提供の充実		
	ア 制度やサービス内容の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市及び地域自立支援協議会のホームページに掲載します。</li> <li>・障がい福祉サービスガイド等を作成し配布します。</li> </ul>
	イ 視覚障がいや聴覚障がいのある人などに配慮した情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政情報サービス（ホームページなど）を行います。</li> <li>・自動応答システム「教えて！道風くん」により、インターネット上での問い合わせに自動で回答します。</li> <li>・声の広報かすがいを作成します。</li> <li>・声のかすがい市議会だよりを作成します。</li> <li>・音声コードの活用を促進します。</li> <li>・大活字版サービスガイドを作成します。</li> </ul>
	ウ 分かりやすい情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人や当事者団体等から意見を聴取します。</li> </ul>
	エ ICTの活用による情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎公式LINEでの情報提供を行います。</li> <li>◎各種手続きの電子申請の推進やICTの活用を検討します。</li> </ul>
② 意思疎通支援の充実		
	ア 手話通訳者の設置と手話通訳者、要約筆記者の派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所に手話通訳者を設置します。</li> <li>・スマートフォンやタブレットの画面を介した遠隔での手話通訳を実施します。</li> <li>・医療機関などへ手話通訳者、要約筆記者を派遣します。</li> </ul>
	イ ボランティアなど人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点訳奉仕員養成講座を開催します。</li> <li>・要約筆記を行う「聞こえ」のボランティアの養成講座を開催します。</li> <li>・手話奉仕員養成講座を開催します。</li> <li>・読み書き（代筆・代読）情報支援員養成講座を開催します。</li> </ul>

## 9 防災・防犯

### 現状と課題

アンケート調査の結果では、災害時の情報取得手段について、「携帯電話・スマートフォン」が身体障がいのある人で約3割、障がいのある児童等、難病患者で約4割、「家族」が知的障がいのある人で約4割、「テレビ」が精神障がいのある人で約3割とそれぞれ最も高くなっています。障がい種別、年齢、居住形態などの対象者に合わせて効果的に情報を発信することが必要です。

災害時にひとりで避難できるかについて「ひとりでは避難できない」が約5割となっており、特に知的障がいのある人で約6割と高くなっています。また、災害時要援護者避難支援制度について、「知らない」が約7割となっています。国では、2021（令和3）年5月に「災害対策基本法」が改正され、避難行動要支援者ごとの「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務とされました。今後、制度等のさらなる周知が求められます。

災害などの緊急事態に困ることについて、「どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい」が知的障がいのある人、障がいのある子どもで約8割、精神障がいのある人で約5割となっており、「一般の避難場所では、投薬や治療を受けることが難しい」が身体障がいのある人、難病患者でそれぞれ約4割と高くなっています。また、災害時に備えて地域で取り組むべきことについては、「災害時の医療体制の確立」が身体障がいのある人で約3割、難病患者で約5割、「災害時の情報伝達方法の確立」が知的障がいのある人で約3割、障がいのない人で約5割、「災害時の生活を支援する体制の確立」が精神障がいのある人で約3割、「障がいなど配慮が必要な人のための支援物資の確保」が障がいのある子どもで約4割となっています。災害発生時の対応の充実や避難時の懸念緩和に向けた取り組み、特性に応じた配慮や備えが必要です。

災害時には行政や事業所、家族だけでなく、地域での支え合いが重要になります。障がいのある人の近所付き合いについては、知的障がいのある人、精神障がいのある人で「ほとんど付き合いはない」が約3割となっています。地域住民の障がい理解を促進し、災害時に協力できる体制づくりや、日ごろからの地域との交流が求められます。

また、障がいのある人をねらった悪徳商法等の消費者被害や、障がいのある人に対する性犯罪等への対応を進めていく必要があります。防犯知識の周知や情報提供、地域における防犯体制の強化等、犯罪被害を未然に防ぐための取り組みの充実が求められます。





	施策	取り組み
	キ 要配慮者のための指定福祉避難所の周知	・指定福祉避難所について周知します。
② 防犯対策の充実		
	ア 防犯知識の普及と啓発	・防犯講話を開催します。 ・消費生活相談を実施します。
③ 見守り活動の充実		
	ア 見守り活動の体制強化	・地域見守り連絡会議を開催します。 ・地域見守り活動に関する協定を水道、ガス、郵便局、銀行、新聞店などの民間事業所等と締結します。 ・社会福祉協議会が実施する地域見守り事業の取り組みを支援します。

## 10 差別の解消及び権利擁護の推進

### 現状と課題

2015（平成27）年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、「誰一人取り残さない」という理念が掲げられています。誰もが障がいの有無に関わらず、相互に尊重し合える社会となるよう、市民一人ひとりの、障がいや障がいのある人に関する正しい理解を深めていく必要があります。

アンケート調査の結果では、普段の生活で不適切な対応をされたり、いやな思いをしたりした経験については、「よくある」「ときどきある」の合計が約3割となっています。また、障がいのない人へのアンケート調査の結果でも、障がいを理由とする差別や偏見があると思うかについて、「あると思う」「少しはあると思う」の合計が9割以上と、ほとんどすべての人が何らかの差別や偏見が存在していると回答しています。

「障害者差別解消法」では、障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮の提供が定められていますが、アンケート調査の結果では、「合理的配慮」の認知度について、障がいのある子どもで約2割である以外は、障がいのある人においても障がいのない人においても約1割と低くなっており、前回調査（2019（令和元）年度調査）から大きな変化はありません。障がいのある人を含め、市民全体に広く周知していく必要があります。さらに、2021（令和3）年5月に「障害者差別解消法」が改正され、2024（令和6）年4月から事業所による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。事業所においても、障がいのある人の特性や職場の状況を踏まえた合理的配慮の提供について、理解を深めるとともに実践していくことが求められます。

障がいのある人の虐待防止や権利擁護について、「障害者虐待防止法」を「知らない、聞いたことがない」が約5割となっており、前回（2019（令和元）年度調査）よりもわずかに増加しています。また、「成年後見制度」については、全体として認知が進んでいないため、さらなる周知・啓発が必要です。

## 基本的方向

障がいのある人への差別・偏見を解消するとともに、平等な社会参加が確保されるよう、教育・啓発や交流を通じて障がいに対する市民の正しい理解の普及や定着を図ります。

また、成年後見制度を始め権利擁護のための制度の普及や、障がい者虐待を防止する取り組みを進めるとともに、共生社会の実現に向け、当事者団体等の活動を支援します。

- ① 障がいを理由とする差別の解消の推進
- ② 権利擁護の推進
- ③ 障がい福祉教育の充実
- ④ 地域共生社会の推進

## 成果目標

	項目	2022(令和4)年度 実績値	2026(令和8)年度 目標値
1	障がいのある人に対する差別があると感じている人の割合	97.7%	75%
2	障害者差別解消法(合理的配慮について)を知っている人の割合	8.3%	40%
3	障がい者虐待防止ホットラインを知っている人の割合	5.6%	40%
4	成年後見制度を知っている人の割合	27.1%	40%
5	日常生活自立支援事業を知っている人の割合	12%	40%

## 具体的施策

◎は新規の取り組みです

施策	取り組み
① 障がいを理由とする差別の解消の推進 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">重点</span>	
ア 障がい者の権利と差別解消に関する啓発等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自立支援協議会で講演会を開催します。</li> <li>・障がい者週間や市のイベント等を活用し、周知・啓発に努めます。</li> <li>◎市内の企業に対して、合理的配慮の提供等について周知します。</li> </ul>
② 権利擁護の推進 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">重点</span>	
ア 障がい者虐待防止に関する関係機関との連携強化や相談体制の整備、啓発等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者虐待防止センターや虐待防止ホットラインについて周知します。</li> <li>・権利擁護連絡会議を開催します。</li> <li>・虐待対応時の一時保護に関する協定を施設と締結します。</li> <li>・緊急時に一時保護する居室を確保します。</li> <li>・権利擁護に関するセミナー等を開催します。</li> <li>・虐待防止についての研修会を開催します。</li> <li>・子ども・若者総合支援地域協議会要保護児童対策部会実務者会議を開催します。</li> </ul>
イ 成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護連絡会議を開催します。</li> <li>・市民後見人育成研修を開催します。</li> <li>・高齢者・障がい者権利擁護センターを中核機関として位置づけ、成年後見制度の利用を促進します。</li> </ul>

	施策	取り組み
	ウ 日常生活自立支援事業の利用促進	・社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用を促進します。
③ 障がい福祉教育の充実 <b>重点</b>		
	ア 障がい福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校が実施する福祉体験学習に、社会福祉協議会が機材の貸出や講師を派遣することを通して支援します。</li> <li>・地域において福祉体験学習や地域ぐるみの福祉教育を支援します。</li> </ul>
	イ インクルーシブ教育・交流学習等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常学級と特別支援学級、特別支援学級間の交流及び共同学習を開催します。</li> <li>・小中学校と特別支援学校の交流を行います。</li> <li>・けやきの子作品展を開催します。</li> <li>・障がいのある子どもと地域の子どもや地域の住民との相互交流を、居住地校交流等を通して行います。</li> </ul> <p>◎特別支援学級の教員、特別支援教育コーディネーターや学校生活支援員(介助員含む)に対して、インクルーシブ教育についての研修を開催します。</p>
④ 地域共生社会の推進 <b>重点</b>		
	ア 障がい理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人の作品展の開催を支援します。</li> <li>・障がい者団体や事業所の作品展を開催します。</li> <li>・障がい者週間啓発事業を実施します。</li> <li>・保健、医療、福祉関係者により地域包括ケアシステムを協議します。</li> <li>・障がいのある人、高齢者及び成年後見の相談業務を行うセンターを総合福祉センターに集約し、包括的な相談支援を行います。</li> </ul>
	イ 当事者団体やボランティアの活動支援、交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者団体の活動を支援します。</li> <li>・障がいのある人と関わるボランティアへの参加を促進し、活動を支援します。</li> <li>・事業所の地域との交流を促進します。</li> </ul>

## 11 行政サービス等における配慮

### 現状と課題

障がい福祉に関わる、様々な支援やサービスの提供を当事者の視点に立つて行うためには、市職員が障がいについて理解を深めることや、庁内外の関係機関が連携を強化することが大切です。本市では、「障害者差別解消法」に基づき職員対応要領を定めており、「差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」といった、障がいのある人への適切な対応に努めています。

また、障がいのある人が自らの権利を円滑に行使するためには、選挙等において必要な環境を整備することが求められています。

職員一人ひとりの対応や環境整備、行政サービスの分かりやすい案内など、様々な場面での合理的配慮の提供を進めていくとともに、情報提供や各種手続き等の情報アクセシビリティを高めていくことも必要です。さらに、職員は障がいに対する知識を習得するだけでなく、交流等を通じて配慮のある接し方等も身につける必要があります。

### 基本的方向

障がいのある人が行政サービスの利用等において適切な配慮を受けられるよう、各行政機関において職員対応要領を踏まえた対応を行います。そのために、障がいに対する理解を促す研修等を実施します。

また、選挙の投票等における障がいのある人に配慮した環境づくり、アクセシビリティに配慮した情報提供、意思疎通支援に取り組みます。

- ① 市役所等における配慮及び障がい者理解の促進
- ② 選挙における配慮
- ③ 情報提供の充実

### 成果目標

	項目	2022(令和4)年度 実績値	2026(令和8)年度 目標値
1	障がい福祉課が実施する、障がいの理解に関する研修を受講した職員の人数	744人	1,090人

## 具体的施策

◎は新規の取り組みです

	施策	取り組み
① 市役所等における配慮及び障がい者理解の促進		
	ア 職員研修の実施	・障がいのある人に関する理解を深めるための職員研修を実施します。
	イ 窓口等における配慮	・手話通訳者を設置します。 ・代読・代筆支援を行います。
② 選挙における配慮		
	ア 投票所における投票環境の向上	・スロープを設置します。 ・点字器を設置します。 ・コミュニケーションボードを設置します。 ・代理投票の適切な実施等に取り組みます。
	イ 不在者投票の適切な実施	・指定病院等における不在者投票の適切な実施を促進します。 ・郵便等による不在者投票の適切な実施を促進します。
③ 情報提供の充実		
	ア アクセシビリティに配慮した情報提供	・市政情報サービス（ホームページなど）を行います。 ・自動応答システム「教えて！道風くん」により、インターネット上での問い合わせに自動で回答します。 ・声の広報かすがいを作成します。 ・声のかすがい市議会だよりを作成します。 ・音声コードの活用を促進します。 ・大活字版サービスガイドを作成します。
	イ ICTの活用による情報提供	◎公式LINEでの情報提供を行います。 ◎各種手続きの電子申請の推進やICTの活用を検討します。
	ウ 事業者に対する情報提供	◎市内の事業者に対して、合理的配慮の提供等について周知します。 ◎愛知県が開催する年間の研修予定を、障がい福祉サービス事業所等に周知します。





.....

# 第5章 計画の推進

.....

## 1 庁内関係機関の連携

---

本計画は、障がいの理解に向けた啓発や福祉サービスの提供などが総合的に推進できるよう、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくりなどの他分野にも関わる計画として位置づけられています。そのため計画の推進においては、全庁的な連携のもとで積極的な事業展開を図ります。

## 2 関係機関の連携

---

地域社会を構成する市民、障がい者福祉関係団体、NPO、ボランティア団体、医療機関、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会、保健所、ハローワーク及び行政などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

## 3 広報・啓発活動の推進

---

障がいのある人に対する理解の促進を図るため、行政はもとより、企業、地域団体などの多様な主体との連携による広報・啓発活動を効果的に推進します。

また、障がい者週間（毎年12月3日から9日まで）や世界自閉症啓発デー（毎年4月2日）における各種行事やイベントなどを中心に、市民、障がい者福祉関係団体、ボランティア団体など幅広い層の参加による啓発活動を行い、障がいのある人を誰もが自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進します。

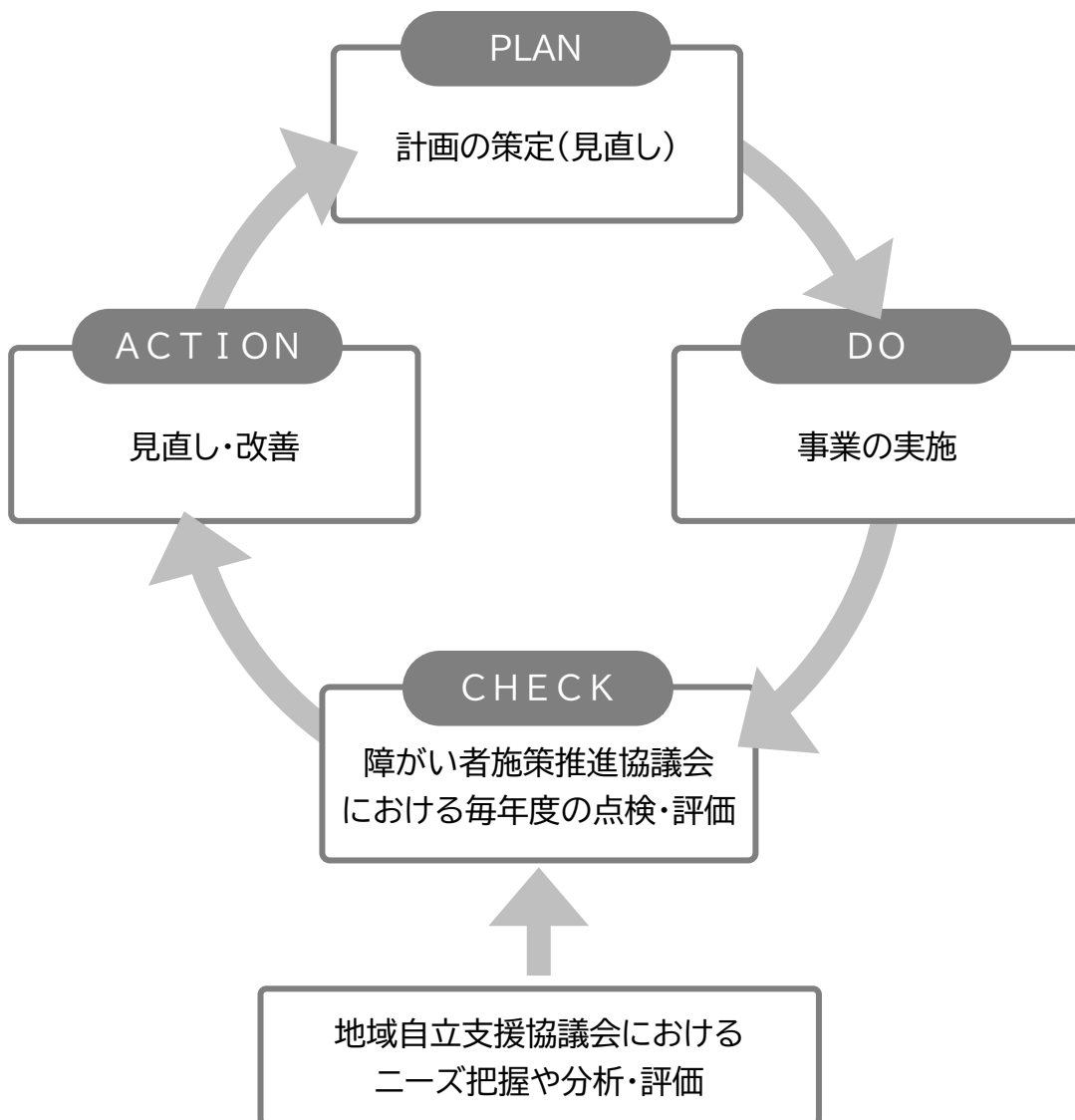
さらに、児童・生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、情報提供やコーディネートなどを通じその活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

## 4 計画の進行管理

本計画の進行管理は「PDCAサイクル」による「継続的改善」、「プロセス重視」の考え方を基本とします。障がい者施策推進協議会を定期的に開催し、施策の状況の報告と計画の着実な推進に向けた点検、評価及び課題や改善点の確認を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、障がい者施策推進協議会と地域自立支援協議会において、情報を共有し、本計画の推進に関する必要な事項の検討及び協議を行います。なお、両協議会での協議内容は市民に公表します。

### ■「PDCAサイクル」のイメージ





資料編

# 1 策定の経緯と体制

## (1) 第6次春日井市障がい者総合福祉計画策定の経緯

開催日等	審議内容等
2022（令和4）年8月8日 ～8月26日	障がい福祉サービス利用者へのアンケート調査実施 【調査対象】 ・日中・居宅サービス利用者 ・グループホーム利用者 ・施設入所者
2022（令和4）年10月5日	令和4年度第1回春日井市障がい者施策推進協議会 ・第5次障がい者総合福祉計画の進捗状況について ・春日井市障がい者総合福祉計画改定に係るアンケート調査について ・医療的ケア児支援センターについて
2022（令和4）年11月14日 ～11月28日	障がい者のくらし・社会参加に関するアンケート調査実施 【調査対象】 ・身体障がいのある人 ・知的障がいのある人 ・精神障がいのある人 ・障がいのある児童等 ・難病患者 ・障がいのある人の家族 ・障がいのない人
2023（令和5）年3月23日	令和4年度第2回春日井市障がい者施策推進協議会 ・春日井市障がい者総合福祉計画改定に係るアンケート調査等の結果について ・今後のスケジュールについて
2023（令和5）年7月12日	令和5年度第1回春日井市障がい者施策推進協議会 ・第6次障がい者総合福祉計画の骨子案について ・障がい者施策推進協議会のスケジュールについて
2023（令和5）年7月26日	令和5年度第1回春日井市地域自立支援協議会 ・障がい福祉サービス等の実績について
2023（令和5）年8月28日	令和5年度第2回春日井市障がい者施策推進協議会 ・障がい者総合福祉計画具体的施策の進捗状況について ・障がい福祉サービス等の実績について ・第6次障がい者総合福祉計画の中間案について
2023（令和5）年10月2日	令和5年度第2回春日井市地域自立支援協議会 ・障がい福祉サービス等の活動指標について
2023（令和5）年10月16日	令和5年度第3回春日井市障がい者施策推進協議会 ・第6次障がい者総合福祉計画の中間案について
2023（令和5）年11月13日	市議会厚生委員会 ・第6次障がい者総合福祉計画の中間案を説明

開催日等	審議内容等
2023（令和5）年11月17日 ～12月18日	市民意見公募 （パブリックコメント）
2024（令和6）年1月10日	令和5年度第4回春日井市障がい者施策推進協議会 ・第6次障がい者総合福祉計画（中間案）に対する市民意見公募の結果について ・第6次障がい者総合福祉計画（案）について
2024（令和6）年1月25日	市長へ提言 ・障がい者施策推進協議会が市長へ第6次障がい者総合福祉計画を提言
2024（令和6）年2月1日	市議会厚生委員会 ・第6次障がい者総合福祉計画（案）を報告

## (2) 春日井市障がい者施策推進協議会規則

平成 27 年 3 月 20 日規則第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、春日井市附属機関設置条例（平成 27 年春日井市条例第 2 号）第 4 条の規定に基づき、春日井市障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者団体を代表する者
- (3) 保健医療福祉関係者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから市長が指名する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に委員に委嘱されている者は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）に第 2 条の規定により委員に委嘱された者とみなす。この場合において、



当該委嘱された者とみなされる委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、施行日における委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（令和元年規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

### (3) 春日井市障がい者施策推進協議会委員名簿

順不同・敬称略

氏 名	所 属 団 体 等
大島 理恵子	春日井市肢体不自由児・者父母の会
服部 浩子	春日井市手をつなぐ育成会
山本 松壽	春日井地域精神障害者家族会むつみ会
◎中尾 友紀	日本女子大学
加藤 鈺明 2023(令和5)年4月1日から (石黒 丞) 2023(令和5)年3月31日まで	春日井市社会福祉協議会
市川 潔	春日井市介護保険居宅・施設事業者連絡会
宇佐美 紀浩	愛知県医療療育総合センター
戸田 輝子 2023(令和5)年4月1日から (岩田 はるみ) 2023(令和5)年3月31日まで	春日井保健所
高木 敏行	春日井公共職業安定所
後藤 義和	春日台特別支援学校
○田代 波広	特定非営利活動法人ネットワーク駒来の家 障がい者生活支援センターJHNまある 2023(令和5)年4月1日から 尾張北部障害者就業・生活支援センターようわ 2023(令和5)年3月31日まで
芝垣 正光	公募委員
永田 菜穂美	公募委員
小林 宏明	公募委員

◎会長 ○副会長 ( )内は前任者

## 2 春日井市障がい者総合福祉計画改定に係るアンケート調査の概要

### (1) 調査の目的

障がい者総合福祉計画の改定にあたり、障がい者の日常生活、社会生活、障がい福祉サービスの利用状況及び今後の意向等について実態調査を行うとともに、障がいのない人に対して、障がい者への理解や意識等の調査を実施し、計画策定の基礎資料を得ることを目的とします。

### (2) 調査の対象と方法

#### ① 障がい者のくらし・社会参加に関するアンケート調査

##### ■調査に関する事項（各調査共通）

区分	内容
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収 ※障がいのない人は、WEBによる回答を併用。
調査基準日	2022(令和4)年 10月1日現在
調査期間	2022(令和4)年 11月14日～2022(令和4)年 11月28日

##### ■対象者の抽出

(障がい者手帳所持者・福祉応援券受給者)

2022(令和4)年10月1日現在

種類	年齢			合計
	17歳以下	18～64歳	65歳以上	
身体障がい	159	2,435	6,947	9,541
知的障がい	802	1,675	99	2,576
精神障がい	156	2,556	675	3,387
難病患者	77	647	599	1,323
障がい福祉サービス支給決定者(手帳なし・児)	757	-	-	757
合計	1,951	7,313	8,320	17,584

(アンケート送付者)

対象者の抽出

区分	人数
身体障がい・介助者	700
知的障がい・介助者	450
精神障がい・介助者	450
障がい児	400
難病患者・介助者	300
小計(障がい)	2,300
障がいのない人	700
合計	3,000

## ■回収率

	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人	障がいの ある児童等	難病患者	家族	障がいの ない人
配布数	700件	450件	450件	400件	300件	1,900件	700件
有効回収数	339件	208件	191件	222件	150件	888件	215件
紙面回答	339件	208件	191件	222件	150件	888件	146件
WEB回答							69件
有効回収率	48.4%	46.2%	42.4%	55.5%	50.0%	46.7%	30.7%

## ② 障がい福祉サービス利用者へのアンケート調査

## ■調査に関する事項（各調査共通）

区分	内容
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収
調査基準日	2022(令和4)年6月27日現在
調査期間	2022(令和4)年8月8日～2022(令和4)年8月26日

## ■対象者の抽出

日中・居宅サービス利用者、グループホーム利用者、施設入所者に調査票を配布、回収して実施

## ■回収率

	日中・居宅サービス利用者	グループホーム利用者	施設入所者
配布数	600件	165件	114件
有効回収数	285件	101件	78件
有効回収率	47.5%	61.2%	68.4%

### (3) 調査結果の見方

---

- 図表中の「n 数 (number of case)」は集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を示しています。
- グラフ中の「%」は、小数第 2 位を四捨五入しているため、単数回答の設問（1 つだけに○をつけるもの）であっても合計が 100.0%にならない場合があります。また、複数回答の設問の場合（いくつでも○をつけるものなど）は「n」に対する各選択肢の回答者数の割合を示しています。
- 図表中において、「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。
- グラフ中の選択肢は、原則として調査票に記載された表現のまま記載しています。
- 調査結果を図表で表示していますが、グラフ以外のクロス集計の表は、「その他」「不明・無回答」を除いて高い割合の第 1 位と第 2 位のものに網掛けをしています（第 1 位：濃い網掛けに白数字、第 2 位：薄い網掛けに黒数字）。ただし、n 数が 1 桁以下のものは網掛けをしていません。

### 3 調査結果

※本計画に関連する資料を一部抜粋し、掲載しています。

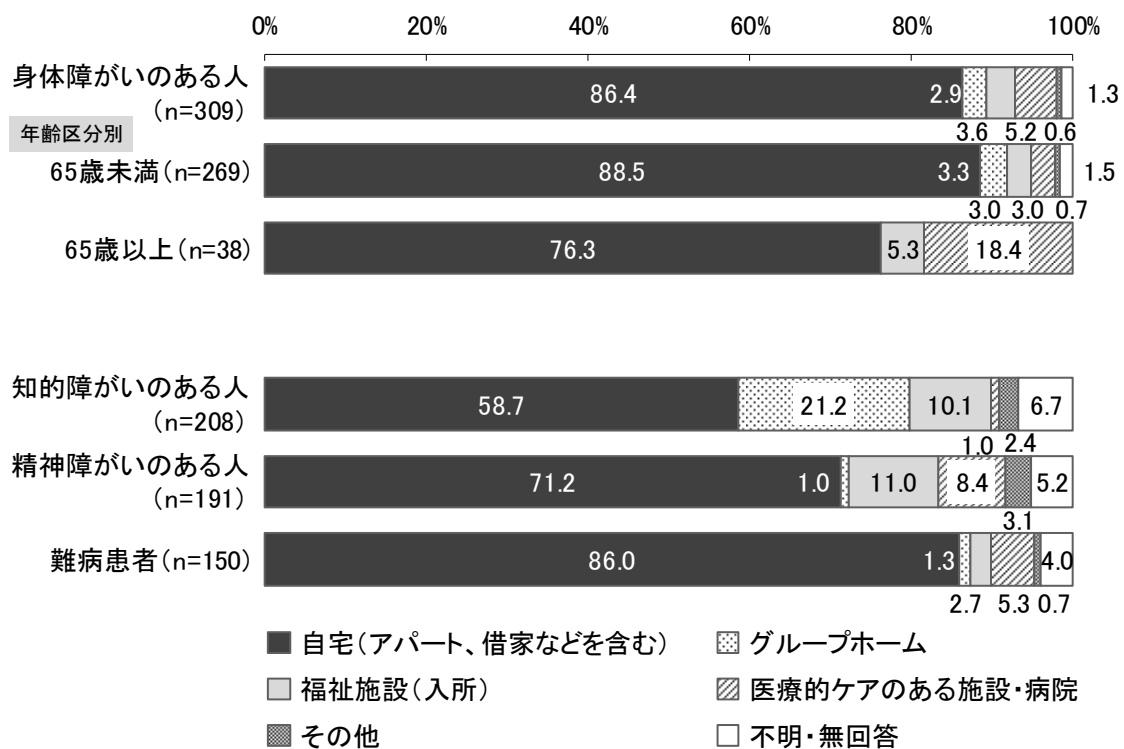
※アンケートの詳細な結果については、春日井市公式ホームページに掲載しています。右のQRコードからもご覧いただけます。



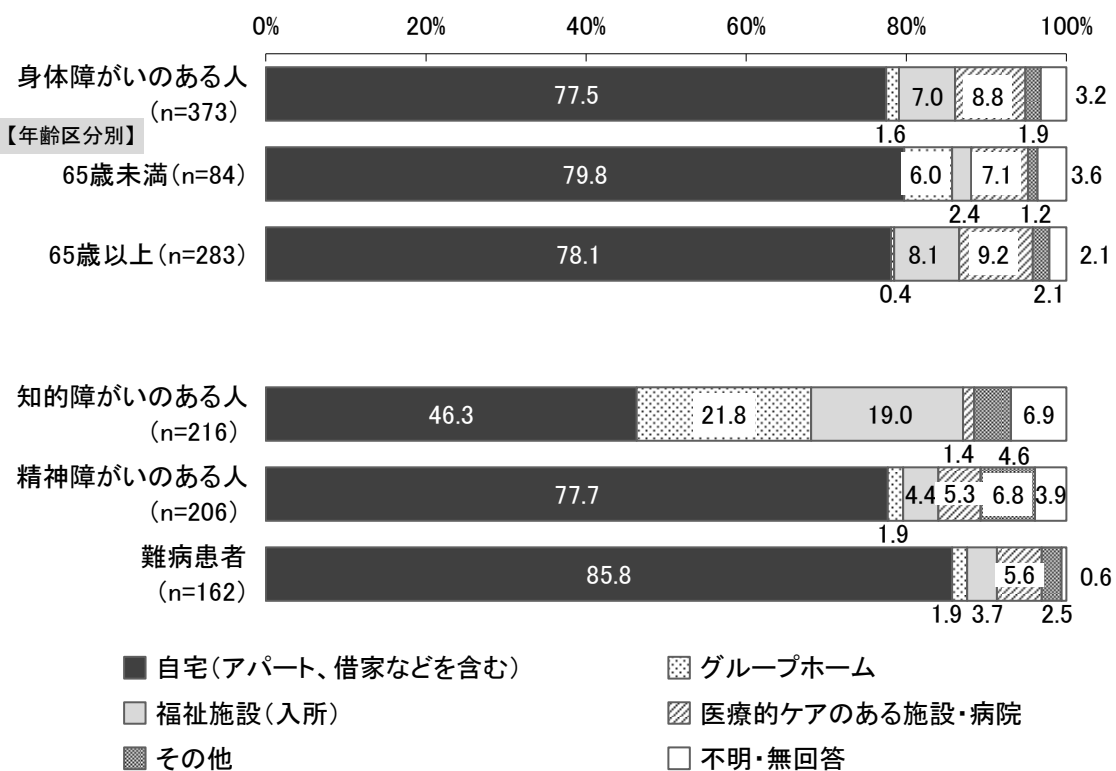
#### (1) 生活支援

##### 問 将来どこでくらしたいですか。

障がいのある人全体で、「自宅（アパート、借家などを含む）」が最も高くなっています。なお、知的障がいのある人で「グループホーム」が約2割、精神障がいのある人で「医療的ケアのある施設・病院」が約1割と、他の障がい等に比べて高くなっています。



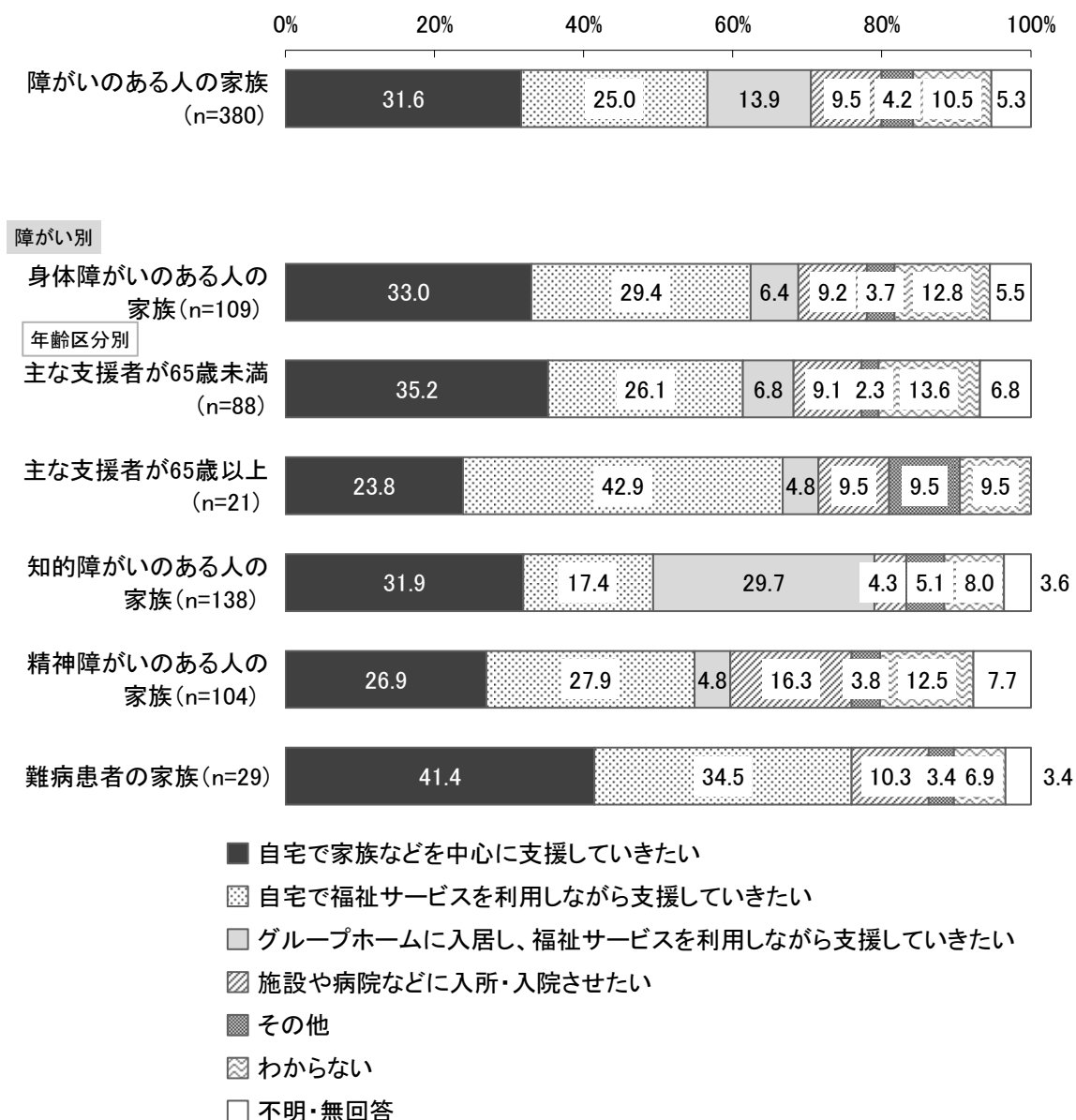
参考：令和元年度調査結果



**問 今後、あなた（支援者）は、どのように支援していきたく思いますか。**

※「日常生活で家族の方などの支援が必要か」という設問で「支援が必要」と答えた方に聞きました

障がいのある人の家族全体で、『自宅での支援』（「自宅で家族などを中心に支援していきたく」「自宅で福祉サービスを利用しながら支援していきたく」の合計）が約6割となっています。障がい別では、知的障がいのある人の家族で「グループホームに入居し、福祉サービスを利用しながら支援していきたく」が約3割、精神障がいのある人の家族で「施設や病院などに入所・入院させたい」が約2割と、それぞれ高くなっています。



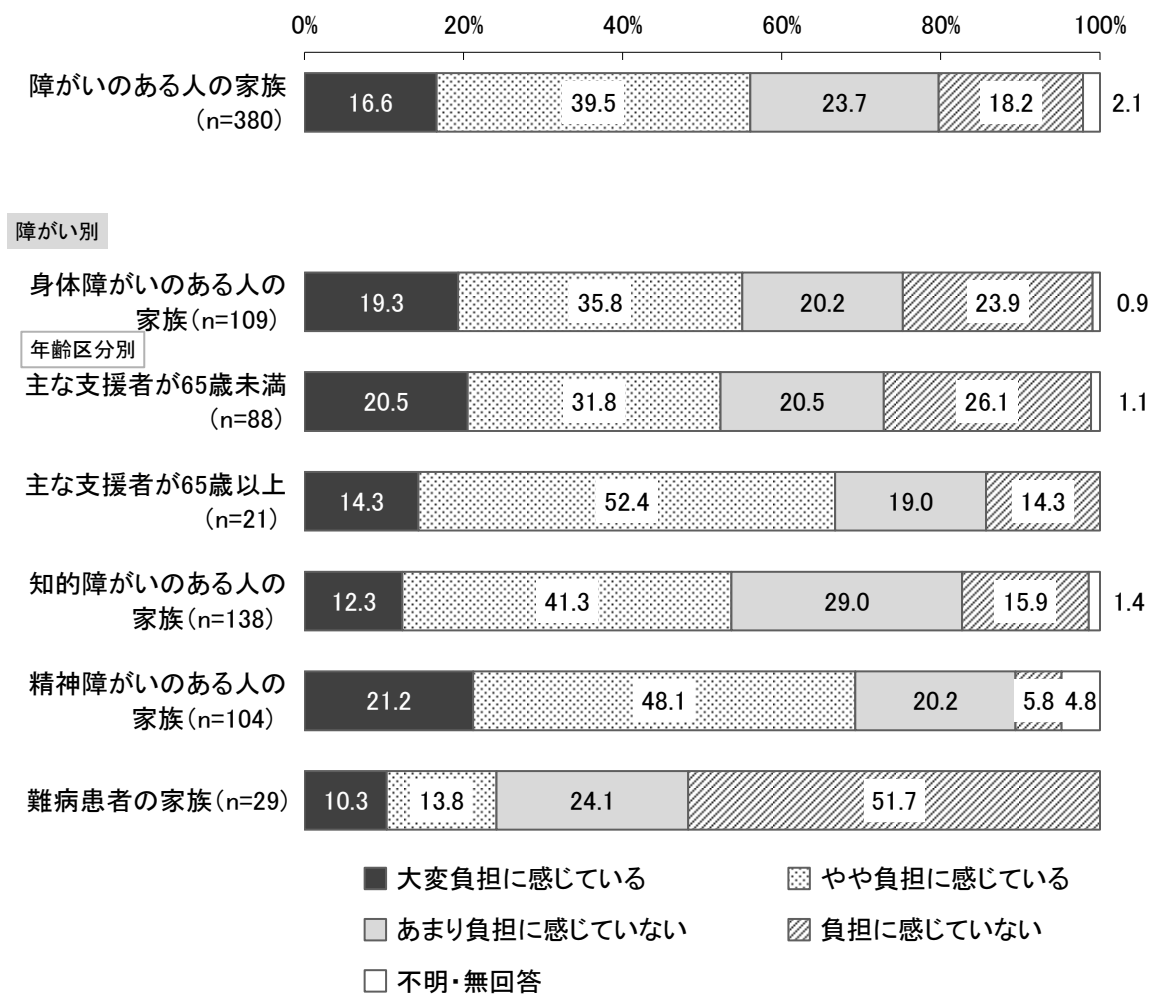


問 あなた（支援者）が宛名の方ご本人の支援について、負担に感じることはありますか。

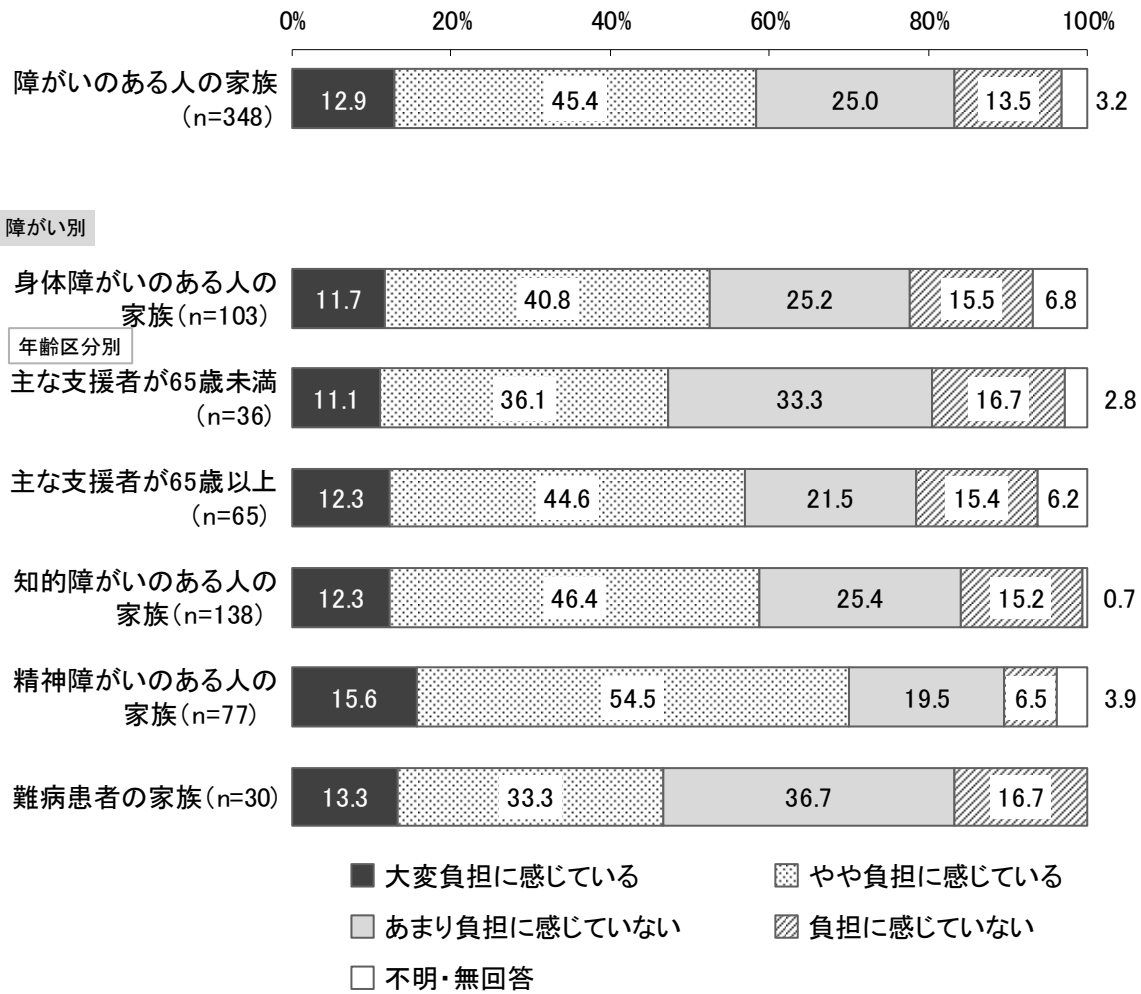
※「日常生活で家族の方などの支援が必要か」という設問で「支援が必要」と答えた方に聞きました

障がいのある人の家族全体で、『負担に感じている』（「大変負担に感じている」「やや負担に感じている」の合計）が約6割となっています。

障がい別では、精神障がいのある人の家族で『負担に感じている』が約7割と、他の障がい等に比べて高くなっています。



参考：令和元年度調査結果



**問 あなた（支援者）が支援する上で困っていることは何ですか。（複数回答）**

※「日常生活で家族の方などの支援が必要か」という設問で「支援が必要」と答えた方に聞きました

障がいのある人の家族全体で「心身が疲れる」が約4割と最も高く、次いで「必要な時に他の人に支援を頼めない」となっています。

（単位：％）

区分	障がいのある人の家族全体						
		身体障がいのある人の家族		知的障がいのある人の家族	精神障がいのある人の家族	難病患者の家族	
		主な支援者が65歳未満	主な支援者が65歳以上				
n=	<b>380</b>	<b>109</b>	<b>88</b>	<b>21</b>	<b>138</b>	<b>104</b>	<b>29</b>
1位	心身が疲れる (43.7)	心身が疲れる (41.3)	心身が疲れる (40.9)	心身が疲れる (42.9)	心身が疲れる (44.2)	心身が疲れる (49.0)	特にな (58.6)
2位	必要な時に他の人に支援を頼めない (35.8)	特にな (33.9)	必要な時に他の人に支援を頼めない  特にな (各34.1)	特にな (33.3)	必要な時に他の人に支援を頼めない (41.3)	必要な時に他の人に支援を頼めない (39.4)	心身が疲れる (31.0)
3位	特にな (26.8)	必要な時に他の人に支援を頼めない (32.1)	外出できない (20.5)	外出できない (28.6)	特にな (22.5)	相談相手がない (19.2)	外出できない (17.2)
4位	外出できない (17.1)	外出できない (22.0)	相談相手がない (9.1)	必要な時に他の人に支援を頼めない (23.8)	相談相手がない 外出できない (各13.0)	外出できない (17.3)	必要な時に他の人に支援を頼めない (10.3)
5位	相談相手がない (12.1)	相談相手がない その他 (各7.3)	その他 (6.8)	その他 (9.5)	その他 (7.2)	特にな (16.3)	

**問 悩みや困ったことを相談する相手はだれですか。（複数回答）**

※「日常生活で家族の方などの支援が必要か」という設問で「支援が必要」と答えた方に聞きました

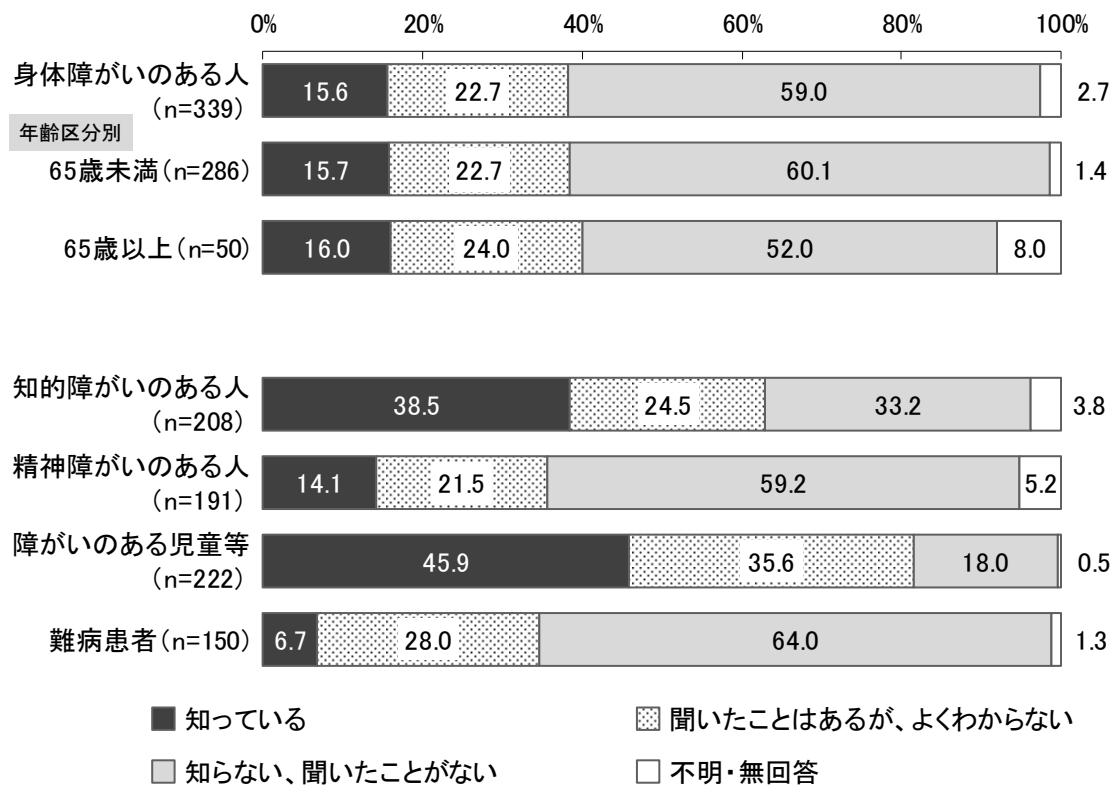
障がい等のある人すべてで、「家族」がそれぞれ最も高くなっています。なお、障がいのある人の家族で「いない」が約1割と、他の障がい等のある人等と比べて高くなっています。

（単位：％）

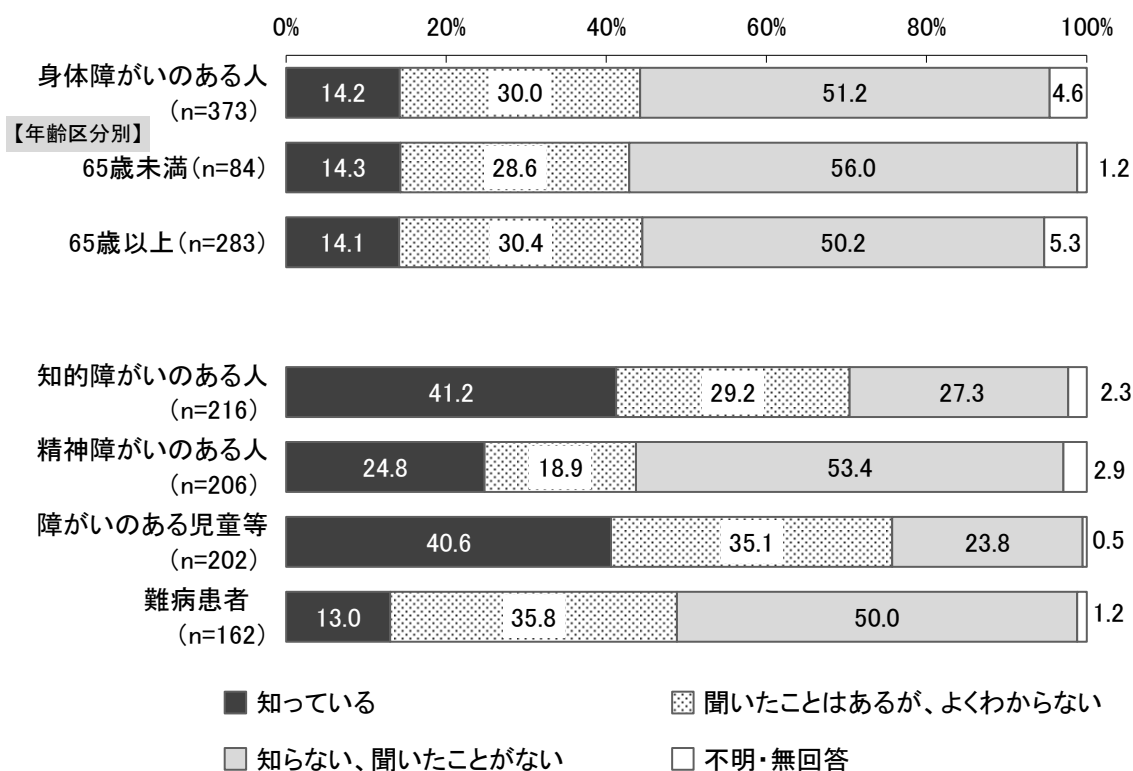
区分	n=	家族	同じ障がいがある友人・知人	2以外の友人・知人	病院などの医療機関	施設や事業所の職員	市役所の窓口	相談支援センター	障がい特性にあった教育環境	いない	困っていることはない	その他	不明・無回答
身体障がいのある人	339	78.2	7.4	20.6	21.5	12.4	6.8	4.4		5.3	3.5	2.7	2.9
65歳未満	286	78.3	8.0	23.4	23.8	11.5	6.6	3.8		5.2	3.5	2.8	1.7
65歳以上	50	82.0	4.0	6.0	10.0	18.0	8.0	8.0		2.0	4.0	2.0	8.0
知的障がいのある人	208	78.4	16.3	7.2	14.9	33.2	10.1	23.6		2.4	1.9	5.8	1.4
精神障がいのある人	191	62.8	7.9	14.1	34.0	18.8	5.8	7.9		6.3	2.6	6.3	5.8
障がいのある児童等	222	80.6	51.4	17.1	45.5	47.7	4.1	13.1	3.6	2.3	-	10.4	0.5
難病患者	150	78.0	6.0	32.7	32.7	1.3	1.3	0.7		7.3	2.0	0.7	1.3
障がいのある人の家族	380	52.6	15.3	7.4	16.6	28.4	9.5	14.2		12.1	6.1	5.0	1.6

問 障がい者生活支援センター（春日苑、かすがい、JHNまある、あつとわん）、基幹相談支援センター（しゃきょう）について知っていますか。

「知っている」が、障がいのある児童等及び知的障がいのある人で、それぞれ4割前後と高くなっています。



参考：令和元年度調査結果



## (2) 障がい児の支援

問 現在、次にあげる障がい福祉サービスを利用していますか。

身体障がいのある人全体、精神障がいのある人及び難病患者で「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」が、知的障がいのある人で「就労移行支援・就労継続支援A・B」が、障がいのある児童等で「放課後等デイサービス」が、それぞれ最も高くなっています。

■ 「利用している」と回答した方

(単位:%)

区分	n=	居宅介護・重度訪問介護	移動支援・行動援護・同行援護	短期入所	生活介護	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	地域活動支援センター	就労移行支援・就労継続支援A・B	就労定着支援	自立生活援助
身体障がいのある人	339	5.0	2.9	4.1	9.4	12.7	2.7	0.6	0.6	0.6
65歳未満	286	5.6	3.1	3.8	8.4	10.8	2.4	0.7	0.7	0.7
65歳以上	50	2.0	2.0	6.0	16.0	24.0	4.0	-	-	-
知的障がいのある人	208	6.7	15.9	7.7	21.6	4.3	17.3	22.1	11.5	1.0
精神障がいのある人	191	5.2	2.1	3.7	9.4	10.5	7.3	9.9	3.7	3.1
障がいのある児童等	222	2.7	2.3	2.7	-	4.5	0.5	0.5		
難病患者	150	0.7	-	0.7	1.3	3.3		0.7	0.7	-

区分	n=	グループホーム	意思疎通支援	訪問入浴	日中一時支援	児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援
身体障がいのある人	339	0.6	0.9	1.5	2.7				
65歳未満	286	-	1.0	1.7	3.1				
65歳以上	50	4.0	-	-	-				
知的障がいのある人	208	14.9	1.0	0.5	6.3				
精神障がいのある人	191	3.1	0.5	2.6	0.5				
障がいのある児童等	222		0.9	0.9	4.1	33.8	0.9	48.6	9.9
難病患者	150	-							

参考：令和元年度調査結果

## ■「利用している」と回答した方

(単位：%)

区分	n=	居宅介護・重度訪問介護	移動支援・行動援助・同行援助	短期入所	生活介護	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	地域活動支援センター	就労移行支援・就労継続支援A・B	就労定着支援	自立生活援助
身体障がいのある人	373	9.1	5.1	4.3	9.7	16.6	5.6	1.9	1.3	0.5
65歳未満	84	4.8	3.6	6.0	10.7	10.7	7.1	6.0	1.2	1.2
65歳以上	283	10.2	5.7	3.9	9.5	18.4	5.3	0.7	1.4	0.4
知的障がいのある人	216	8.3	22.2	19.0	29.6	9.3	26.4	27.3	7.9	1.9
精神障がいのある人	206	7.8	2.9	3.4	5.8	9.7	5.3	12.6	5.3	1.0
障がいのある児童等	202	4.5	4.0	6.9	2.0	5.4	0.5	0.5		
難病患者	162	1.2	-	2.5	1.9	4.9		0.6	-	-

区分	n=	グループホーム	意思疎通支援	訪問入浴	児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	日中一時支援
身体障がいのある人	373	1.6	1.3	1.6					2.7
65歳未満	84	2.4	-	1.2					2.4
65歳以上	283	1.4	1.4	1.8					2.5
知的障がいのある人	216	13.0	-	2.3					7.9
精神障がいのある人	206	1.9	-	0.5					1.5
障がいのある児童等	202		-	1.5	18.8	0.5	42.6	2.0	7.4
難病患者	162	-							

### (3) 保健・医療

#### 問 医療について、困ったことや不便に思ったことがありますか。(複数回答)

「特に困ったことはない」を除き、身体障がいのある人全体、知的障がいのある人、精神障がいのある人及び障がいのある児童等で「障がいに配慮してもらえない」「障がい（疾病）のため症状を正確に伝えられない」が、難病患者で「医療費の負担が大きい・できない」が、それぞれ最も高くなっています。

(単位：%)

区分	身体障がいのある人			知的障がい のある人	精神障がい のある人	障がいのあ る児童等	難病患者
	65歳未満	65歳以上	50				
n=	339	286	50	208	191	222	150
1位	特に困ったことはない (68.1)	特に困ったことはない (69.9)	特に困ったことはない (60.0)	特に困ったことはない (46.6)	特に困ったことはない (47.1)	特に困ったことはない (54.5)	特に困ったことはない (48.7)
2位	障がいのため症状を正確に伝えられない (6.8)	障がいに配慮してもらえない 障がいのため症状を正確に伝えられない (各6.3)	通院するときに付き添いをしてくれる人がいない 障がいのため症状を正確に伝えられない (各10.0)	障がいのため症状を正確に伝えられない (33.7)	障がいのため症状を正確に伝えられない (15.2)	障がいに配慮してもらえない 障がいのため症状を正確に伝えられない (各16.2)	医療費の負担が大きい・できない (37.3)
3位	障がいに配慮してもらえない (6.5)	通院するときに付き添いをしてくれる人がいない 気軽に往診を頼める医師がいない (各5.2)	障がいに配慮してもらえない (8.0)	障がいに配慮してもらえない (10.1)	その他 (10.5)	通院するときに付き添いをしてくれる人がいない その他 (各12.2)	障がいに配慮してもらえない (10.0)
4位	通院するときに付き添いをしてくれる人がいない (6.2)	医療費の負担が大きい・できない (4.5)	気軽に往診を頼める医師がいない その他 (各6.0)	通院するときに付き添いをしてくれる人がいない (9.6)	障がいに配慮してもらえない 気軽に往診を頼める医師がいない (各9.4)	気軽に往診を頼める医師がいない (5.0)	その他 (6.7)
5位	気軽に往診を頼める医師がいない (5.3)	その他 (3.5)	医療費の負担が大きい・できない (2.0)	障がいが重度でいつも介護を必要とするため、入院できない (6.7)	通院するときに付き添いをしてくれる人がいない (8.9)	医療費の負担が大きい・できない (0.9)	通院するときに付き添いをしてくれる人がいない 気軽に往診を頼める医師がいない 障がいのため症状を正確に伝えられない (各3.3)



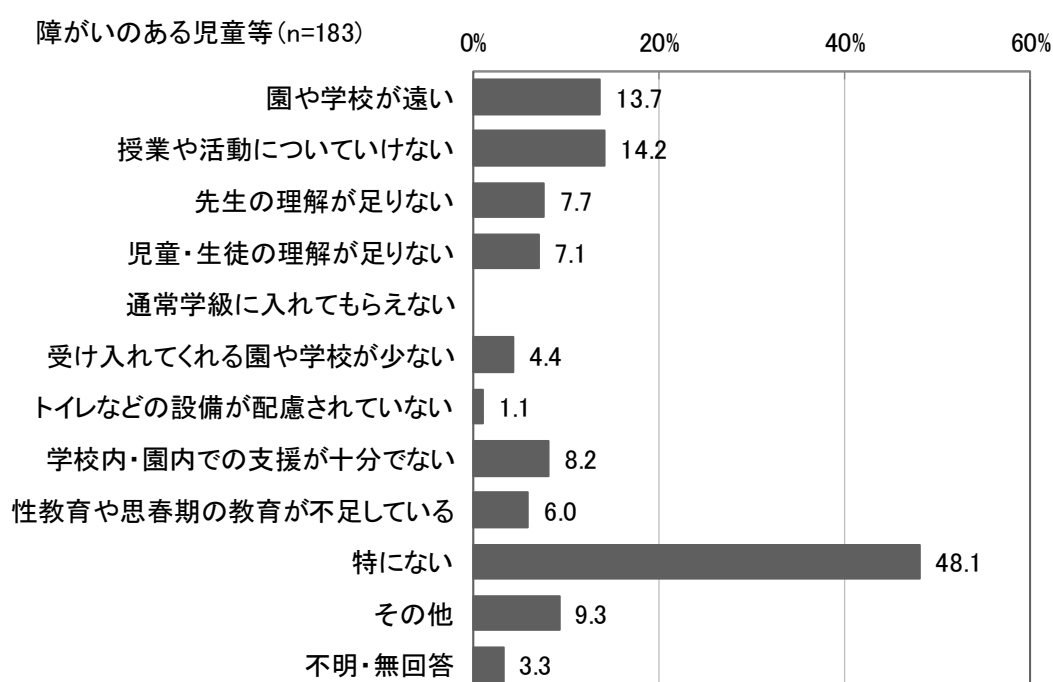
## (4) 教育

### 問 お子さんが困っていることは何かありますか。(複数回答)

※「現在のお子さんの主な日中の居場所はどこか」という設問で「通所・通園・通学している」と答えた方に聞きました

障がいのある児童等全体で、「特にない」を除き、「授業や活動についていけない」が最も高く、次いで「園や学校が遠い」となっています。

手帳別では、「特にない」を除き、身体障がい者手帳及び療育手帳を持っている児童等で「園や学校が遠い」が、精神障がい者保健福祉手帳を持っている児童等で「授業や活動についていけない」が、それぞれ高くなっています。



### ■障がいのある児童等・手帳別クロス

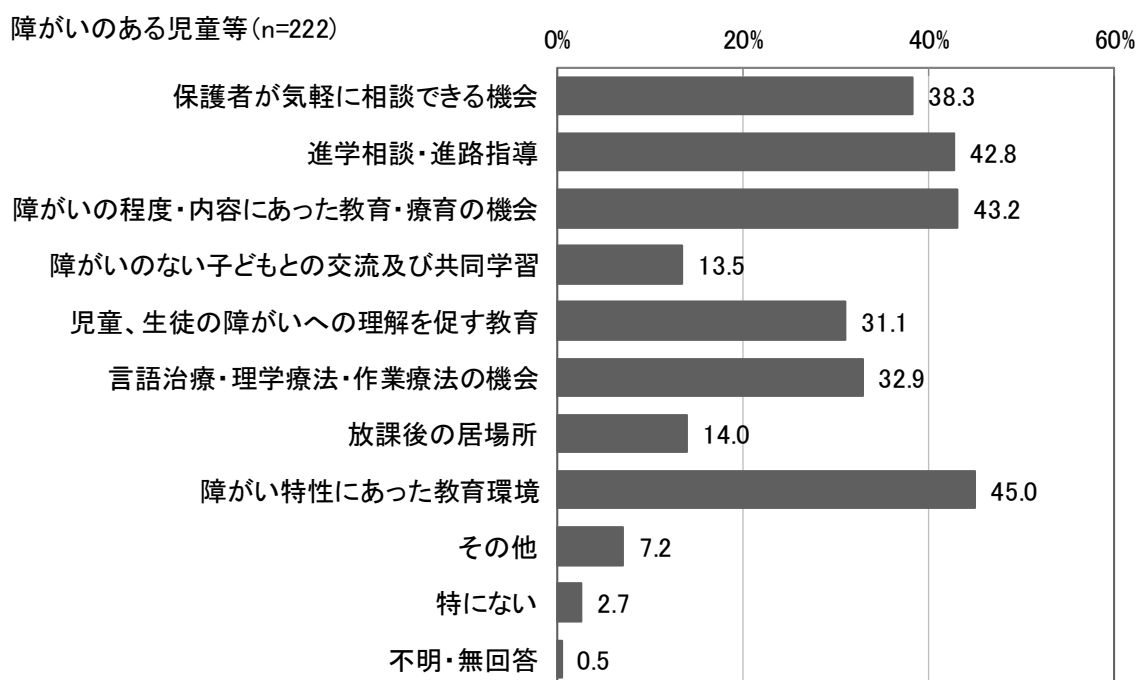
(単位：%)

区分	n=	園や学校が遠い	授業や活動についていけない	先生の理解が足りない	児童・生徒の理解が足りない	通常学級に入れてもらえない	受け入れてくれる園や学校が少ない	トイレなどの設備が配慮されていない	学校内・園内での支援が十分でない	性教育や思春期の教育が不足している	特にない	その他	不明・無回答
身体障がい者手帳	20	30.0	10.0	15.0	15.0	-	-	-	10.0	5.0	30.0	10.0	10.0
療育手帳	98	19.4	8.2	3.1	4.1	-	3.1	1.0	6.1	9.2	51.0	10.2	1.0
精神障がい者保健福祉手帳	10	10.0	30.0	10.0	10.0	-	10.0	-	20.0	10.0	60.0	10.0	-
手帳は持っていない	42	4.8	21.4	14.3	4.8	-	4.8	2.4	7.1	-	50.0	7.1	4.8

問 今後、障がいのある子どもの支援について、充実させてほしいものは何ですか。  
(複数回答)

障がいのある児童等全体で、「障がい特性にあった教育環境」が約5割と最も高く、次いで「障がいの程度・内容にあった教育・療育の機会」となっています。

手帳別では、身体障がい者手帳及び精神障がい者保健福祉手帳を持っている児童等で「障がい特性にあった教育環境」が、療育手帳を持っている児童等で「障がいの程度・内容にあった教育・療育の機会」が、手帳を持っていない児童等で「保護者が気軽に相談できる機会」「進学相談・進路指導」が、それぞれ高くなっています。



■障がいのある児童等・手帳別クロス

(単位：%)

区分	n=	保護者が気軽に相談できる機会	進学相談・進路指導	障がいの程度・内容にあった教育・療育の機会	障がいのない子どもとの交流及び共同学習	児童、生徒の障がいへの理解を促す教育	言語治療・理学療法・作業療法の機会	放課後の居場所	障がい特性にあった教育環境	その他	特にない	不明・無回答
身体障がい者手帳	33	33.3	39.4	36.4	6.1	27.3	33.3	12.1	42.4	6.1	6.1	3.0
療育手帳	121	33.9	43.0	43.8	18.2	31.4	34.7	14.9	40.5	9.9	3.3	0.8
精神障がい者保健福祉手帳	15	40.0	40.0	60.0	6.7	33.3	6.7	13.3	73.3	6.7	-	-
手帳を持っていない	47	44.7	44.7	34.0	8.5	38.3	38.3	17.0	42.6	2.1	-	-

※障がい別には、「身体障がい者手帳」と「療育手帳」の重複者12名、「身体障がい者手帳」と「精神障がい者保健福祉手帳」の重複者1名をそれぞれ含みます。

問 (難病患者を含む) 障がいのある人への理解を深めるために、今後どのような取り組みが必要だと思いますか。(複数回答)

障がいのある人等、その家族及び障がいのない人すべてで、「学校における児童、生徒の障がいへの理解を促す教育」「障がい理解のための広報・啓発活動」がいずれも上位となっています。なお、障がいのある児童等、障がいのない人で「学校における児童、生徒の障がいへの理解を促す教育」がそれぞれ8割を超え、他の障がい等に比べて高くなっています。

(単位：%)

区分	n=	学校における児童、生徒の障がいへの理解を促す教育	障がいの有無に関わらず参加できる行事・イベントの開催	ボランティア活動の促進	障がい理解のための広報・啓発活動	障がいのある人の施設入所から在宅生活への移行	その他	特になし	不明・無回答
身体障がいのある人	339	45.4	25.4	15.3	41.9	10.3	2.9	17.4	7.4
65歳未満	286	49.3	27.3	15.4	44.4	10.1	3.5	16.1	4.9
65歳以上	50	26.0	16.0	16.0	30.0	12.0	-	22.0	20.0
知的障がいのある人	208	47.1	30.8	25.0	35.1	11.5	5.8	18.3	5.8
精神障がいのある人	191	32.5	20.9	15.2	35.1	20.4	5.2	19.4	10.5
障がいのある児童等	222	85.1	34.7	13.1	49.1	9.0	5.4	4.1	1.4
難病患者	150	50.7	17.3	16.7	46.0	9.3	2.7	13.3	5.3
障がいのある人の家族	888	36.6	20.0	17.0	41.7	12.3	1.2	13.2	23.0
障がいのない人	215	86.5	39.5	22.8	54.9	4.7	2.3	1.9	-

## (5) 文化芸術活動・スポーツ等

問 自分の楽しみに使う時間をどのように過ごしていますか。(複数回答)

障がいのある人すべてで「テレビを見る」が最も高く、次いで難病患者は「スマートフォンを見る」、その他の障がいのある人等は「買い物に行く」となっています。

(単位：%)

区分	身体障がいのある人			知的障がいのある人	精神障がいのある人	難病患者
	65歳未満	65歳以上				
n=	<b>339</b>	<b>286</b>	<b>50</b>	<b>208</b>	<b>191</b>	<b>150</b>
1位	テレビを見る (61.4)	テレビを見る (61.9)	テレビを見る (60.0)	テレビを見る (55.3)	テレビを見る (43.5)	テレビを見る (61.3)
2位	買い物に行く (35.1)	買い物に行く (37.4)	買い物に行く (24.0)	買い物に行く (37.5)	買い物に行く (29.3)	スマートフォンを見る (38.0)
3位	スマートフォンを見る (26.0)	スマートフォンを見る (29.4)	読書をする (22.0)	音楽を聴く (29.8)	スマートフォンを見る (20.9)	買い物に行く (37.3)
4位	音楽を聴く (18.9)	音楽を聴く (20.6)	散歩をする (18.0)	ゲームをする (28.8)	散歩をする (17.8)	友人と会う (26.7)
5位	散歩をする (18.0)	散歩をする (18.2)	その他 (12.0)	スマートフォンを見る (26.4)	その他 (16.8)	ゲームをする (16.0)

問 自分の楽しみに使う時間を、今後どのように過ごしたいですか。(複数回答)

全体的には、「テレビを見る」「旅行をする」「買い物に行く」「友人と会う」が上位となっています。

(単位:%)

区分	身体障がいのある人			知的障がいのある人	精神障がいのある人	難病患者
	65歳未満	65歳以上				
n=	339	286	50	208	191	150
1位	旅行をする (38.1)	旅行をする (42.7)	テレビを見る (48.0)	テレビを見る (44.7)	テレビを見る (31.4)	旅行をする (45.3)
2位	テレビを見る (32.7)	買い物に行く (31.8)	散歩をする (28.0)	買い物に行く (38.9)	買い物に行く (30.4)	友人と会う (44.0)
3位	買い物に行く (30.4)	友人と会う (30.8)	買い物に行く (24.0)	旅行をする (30.3)	友人と会う (20.4)	買い物に行く (34.0)
4位	友人と会う (28.0)	テレビを見る (30.1)	レストラン、喫茶店に行く (18.0)	音楽を聴く (25.0)	散歩をする (19.9)	テレビを見る (22.7)
5位	散歩をする (23.6)	散歩をする (23.1)	その他 (16.0)	散歩をする ゲームをする (各 20.7)	運動をする (16.8)	運動をする (22.0)

## (6) 雇用・就業、経済的自立の支援

### 問 現在の仕事などの状況について

身体障がいのある人及び精神障がいのある人で「働いていない」が、知的障がいのある人及び難病患者で「フルタイムで働いている」が、それぞれ最も高くなっています。

(単位：%)

区分	n=	フルタイムで働いている	パート・アルバイト等で短時間の仕事をしている	自営業で働いている	職業の訓練施設に通っている、または就労移行支援事業所を利用している	就労継続支援A型事業所を利用している	就労継続支援B型事業所を利用している	生活介護や地域活動支援センターで生産活動を行っている	自宅の家事をしている(主婦、主夫、家事の手伝い)	その他	働いていない	不明・無回答
身体障がいのある人	339	24.8	12.1	5.0	0.3	-	0.3	-	9.4	0.6	37.2	10.3
65歳未満	286	29.0	13.6	5.9	0.3	-	0.3	-	10.5	0.7	34.3	5.2
65歳以上	50	-	4.0	-	-	-	-	-	4.0	-	56.0	36.0
知的障がいのある人	208	25.5	11.5	-	2.4	4.8	14.4	11.5	3.8	0.5	12.5	13.0
精神障がいのある人	191	6.8	4.2	1.6	1.0	1.6	4.2	1.0	16.2	-	49.2	14.1
難病患者	150	32.7	20.0	8.0	-	-	0.7	-	14.7	0.7	20.0	3.3

参考：令和元年度調査結果

(単位：%)

区分	n=	正社員として働いている	パート・アルバイトで短時間の仕事を している	自営業で働いている	職業の訓練施設に通っている、または 就労移行支援事業所を利用している	職業の訓練施設に通っている、または 就労移行支援事業所を利用している	就労継続支援A型事業所を利用している	就労継続支援B型事業所を利用している	生活介護や地域活動支援センターで 生産活動を行っている	家事の手伝い 自宅の家事をしている(主婦、主夫、 家事の手伝い)	その他	働いていない	不明・無回答
身体障がいのある人	373	8.0	4.6	4.3	-	0.3	0.8	0.5	15.5	1.3	49.3	15.3	
65歳未満	84	31.0	11.9	3.6	-	1.2	1.2	2.4	9.5	2.4	29.8	7.1	
65歳以上	283	1.4	2.5	4.6	-	-	0.7	-	17.0	1.1	55.8	17.0	
知的障がいのある人	216	13.0	15.3	0.5	1.9	1.9	17.1	16.2	1.4	1.4	19.4	12.0	
精神障がいのある人	206	9.7	16.5	1.9	2.9	2.4	5.3	0.5	11.7	0.5	36.4	12.1	
難病患者	162	17.3	16.0	3.1	-	0.6	-	-	17.3	-	41.4	4.3	

**問 現在の仕事について不安や不満はありますか。(複数回答)**

※「現在の仕事などの状況」について「正社員、パート・アルバイト、自営業として働いている」と答え  
た方に聞きました

「特にない」を除くと、障がいのある人すべてで「収入・手当が少ない」の割合が最も高くなっています。

(単位：%)

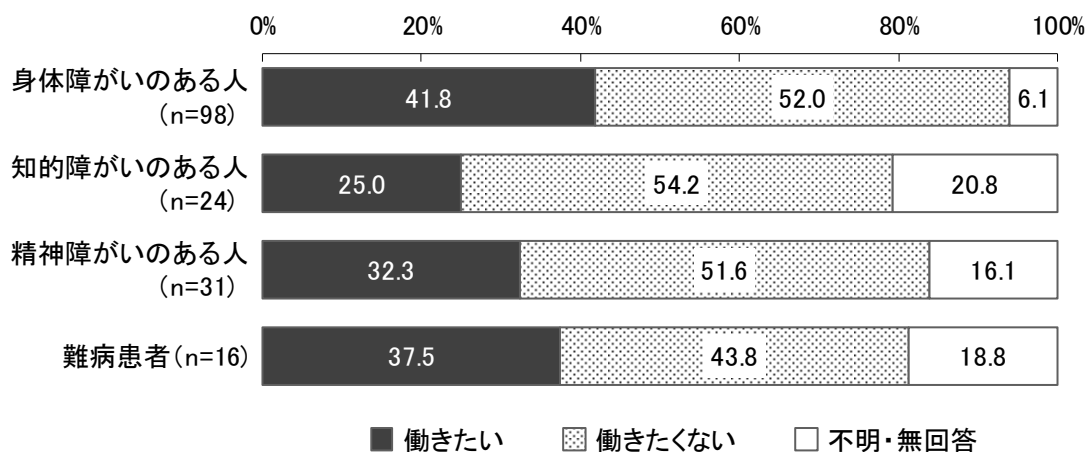
区分	身体障がいのある人			知的障がいのある人	精神障がいのある人	難病患者
	65歳未満	65歳以上				
n=	142	139	2	77	24	91
1位	特にない (43.0)	特にない (42.4)	職場まで通うのが大変  特にない (各 50.0)	特にない (39.0)	特にない (41.7)	特にない (41.8)
2位	収入・手当が少ない (21.8)	収入・手当が少ない (22.3)		職場まで通うのが大変  収入・手当が少ない (各 20.8)	収入・手当が少ない (25.0)	収入・手当が少ない (26.4)
3位	職場まで通うのが大変 (19.0)	職場まで通うのが大変 (18.7)		いつ職場をやめさせられるか不安である (14.3)	職場まで通うのが大変  仕事が自分にとって難しい (各 20.8)	勤務時間が長い (15.4)
4位	職場で障がいに対する理解が進んでいない (11.3)	職場で障がいに対する理解が進んでいない (11.5)		職場に言葉の暴力やいじめがある (11.7)	職場で障がいに対する理解が進んでいない (16.7)	いつ職場をやめさせられるか不安である (12.1)
5位	いつ職場をやめさせられるか不安である (10.6)	いつ職場をやめさせられるか不安である (10.8)		職場の人と仲良くできない  職場に相談する人がいない  勤務時間が長い (各 10.4)	いつ職場をやめさせられるか不安である  職場に相談する人がいない  仕事以外の悩み(生活リズムや体調の管理、給料の使い方)が生じている (各 12.5)	仕事以外の悩み(生活リズムや体調の管理、給料の使い方)が生じている  職場で障がいに対する理解が進んでいない (各 7.7)



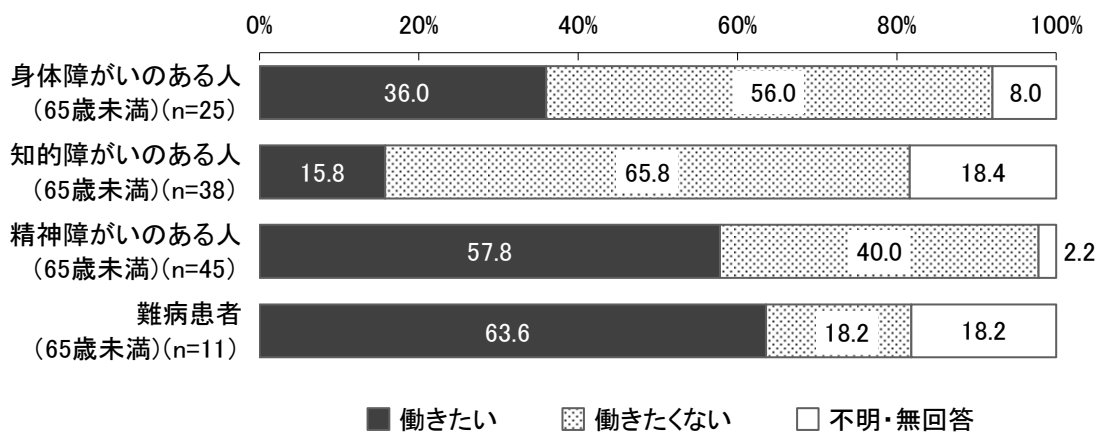
**問 今後働きたいと思いますか。**

※「現在の仕事などの状況」について「働いていない」と答えた方で、年齢が65歳未満の方に聞きました

「働きたい」が、身体障がいのある人及び難病患者でそれぞれ約4割となっています。



参考：令和元年度調査結果



**問 どのような支援や配慮があったら働けるとお思いますか。(複数回答)**

※「現在の仕事などの状況」について「働いていない」と答えた方で、年齢が65歳未満の方に聞きました

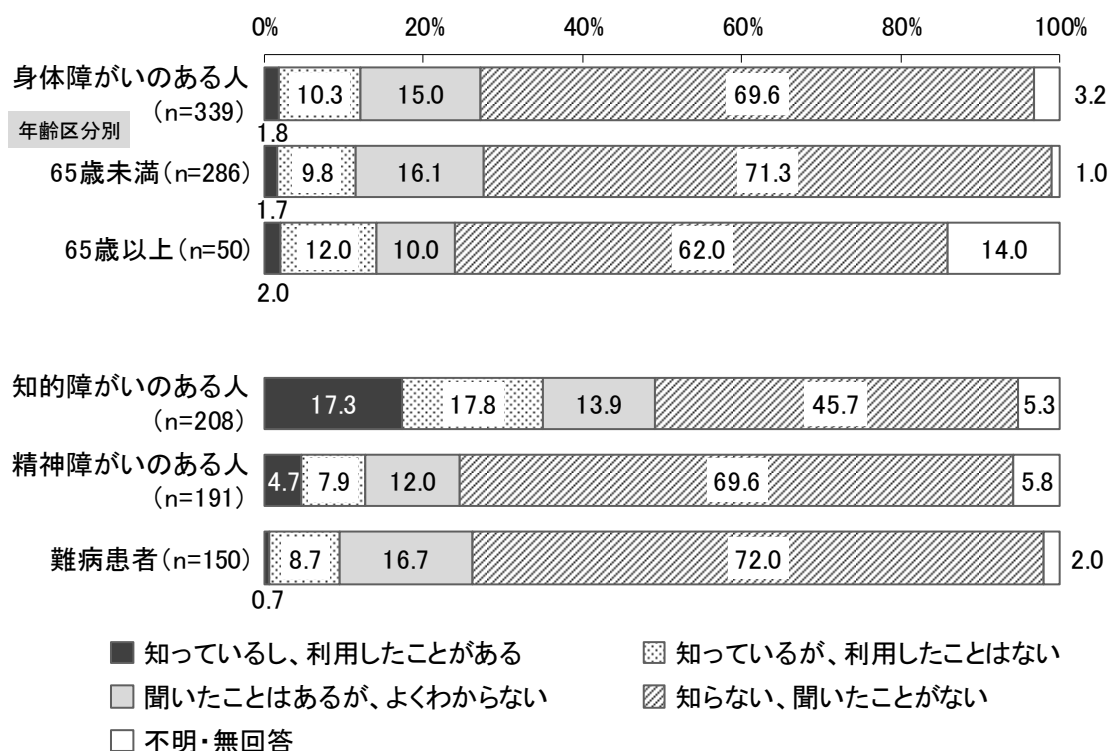
「特に必要ない」を除き、身体障がいのある人及び精神障がいのある人で「障がいに応じて短時間の就労などができること」が、知的障がいのある人で「職場の人たちが障がいのことを理解すること」が、難病患者で「障がいに応じて短時間の就労などができること」「職場の人たちが障がいのことを理解すること」が、それぞれ最も高くなっています。

(単位：%)

区分	n=	会社などで働くための指導や訓練	障がいに応じて短時間の就労などができると	職場に障がいに応じた設備があること	職場の人たちが障がいのことを理解すること	職場内で相談をする人がいること	通勤する方法や通勤の手助け(介助等)があること	仕事や職場に慣れるまで、助けてくれる人がいること	仕事の悩みを相談できる専門的な施設や人がいること	仕事以外の悩み(生活リズムや体調の管理、給料の使い方)について相談できること	その他	特に必要ない	不明・無回答
身体障がいのある人	98	5.1	39.8	20.4	25.5	7.1	13.3	10.2	3.1	4.1	8.2	25.5	13.3
知的障がいのある人	24	-	20.8	16.7	33.3	16.7	12.5	20.8	16.7	8.3	12.5	33.3	8.3
精神障がいのある人	31	6.5	35.5	3.2	29.0	12.9	9.7	19.4	9.7	3.2	16.1	22.6	12.9
難病患者	16	12.5	37.5	6.3	37.5	18.8	-	6.3	12.5	6.3	-	18.8	18.8

問 就業・生活支援センター（尾張北部障害者就業・生活支援センターようわ）について知っていますか。また、利用したことはありますか。

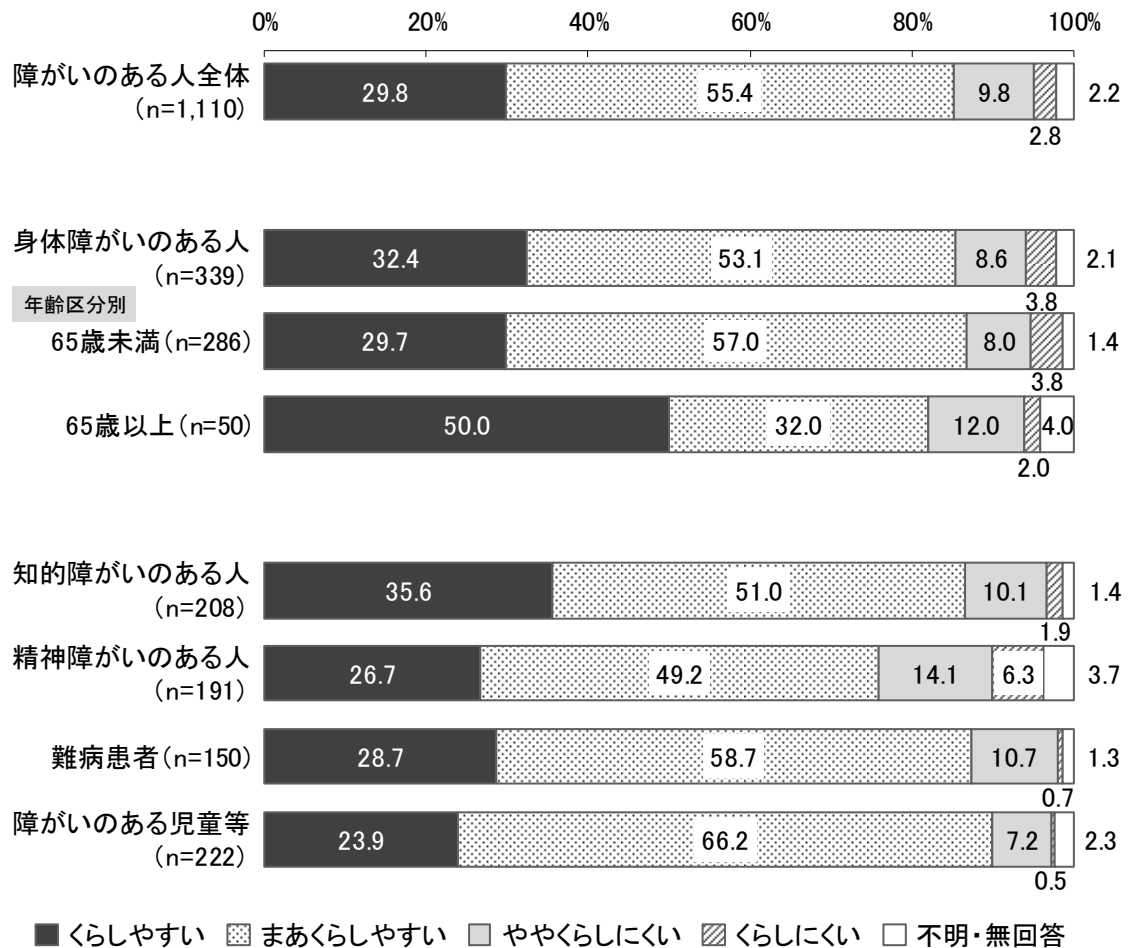
「知っているし、利用したことがある」が、知的障がいのある人で約2割と、その他の障がい等のある人と比べて高くなっているものの、「知らない、聞いたことがない」が、障がい等のあるすべての人で最も高くなっています。



## (7) 生活環境

問 春日井市をくらしやすいまちだと思いますか。

障がいのある人全体で「くらしやすい」「まあくらしやすい」の合計が8割を超えています。



問 あなたは、障がいのある人が生活を送る上で必要な情報を入手するためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。(複数回答)

身体障がいのある人及び精神障がいのある人で「特にない」が、知的障がいのある人及び障がいのある児童等で「わかりやすい表現やひらがなによる広報の作成」が、難病患者で「地域のバリアフリーマップ（多機能トイレや安心して通行できる場所を示した地図）の作成」が、それぞれ最も高くなっています。

(単位：%)

区分	n=	点字による広報の充実	音声による広報の充実	現やひらがなによる広報の作成	わかりやすい表現やひらがなによる広報の充実	筆談や手話による対応の充実	市役所窓口での筆談や手話による対応の充実	手話通訳者派遣の拡充	要約筆記者派遣の拡充	付・貸与の拡充	情報意思疎通支援用具の給
身体障がいのある人	339	10.9	13.6	23.3	13.9	5.9	4.1	12.1			
視覚障がい	17	-	17.6	5.9	11.8	5.9	-	5.9			
聴覚・平衡機能障がい	21	4.8	-	14.3	38.1	9.5	-	14.3			
音声・言語・そしゃく機能障がい	14	7.1	7.1	28.6	7.1	7.1	-	7.1			
肢体不自由	149	11.4	13.4	24.8	12.8	5.4	4.7	14.8			
心臓機能障がい	65	7.7	9.2	21.5	10.8	4.6	3.1	6.2			
腎臓機能障がい	58	10.3	15.5	20.7	8.6	5.2	5.2	10.3			
その他内部障がい	39	23.1	23.1	33.3	17.9	7.7	5.1	17.9			
知的障がいのある人	208	7.7	11.5	35.6	7.7	4.8	3.4	7.2			
精神障がいのある人	191	5.8	9.4	18.8	10.5	4.7	3.7	4.2			
障がいのある児童等	222	17.6	21.2	51.4	25.2	14.0	12.2	18.0			
難病患者	150	11.3	14.7	24.7	16.0	6.0	6.7	14.0			

区分	n=	公共施設や店舗、レストランでのコミュニケーションボードの活用推進	公共施設内のわかりやすい案内(音声・点字・絵など)の充実	まちなかでの案内サイン(音声・点字・絵など)の充実	地域のバリアフリーマップ(多機能トイレや安心して通行できる場所を示した地図)の作成	その他	特にない	不明・無回答
身体障がいのある人	339	16.2	24.5	15.9	28.3	6.5	29.5	10.0
視覚障がい	17	5.9	17.6	11.8	11.8	17.6	29.4	11.8
聴覚・平衡機能障がい	21	28.6	23.8	14.3	23.8	9.5	19.0	-
音声・言語・そしゃく機能障がい	14	-	14.3	21.4	28.6	14.3	21.4	14.3
肢体不自由	149	15.4	25.5	15.4	35.6	5.4	23.5	10.1
心臓機能障がい	65	15.4	15.4	9.2	13.8	4.6	36.9	12.3
腎臓機能障がい	58	15.5	24.1	17.2	27.6	3.4	43.1	8.6
その他内部障がい	39	23.1	43.6	30.8	43.6	7.7	20.5	5.1
知的障がいのある人	208	18.3	20.7	19.7	18.8	10.6	24.0	11.1
精神障がいのある人	191	12.0	19.9	14.7	17.8	9.9	32.5	17.3
障がいのある児童等	222	41.0	46.4	37.4	39.2	8.1	14.0	2.3
難病患者	150	19.3	31.3	27.3	32.0	4.7	21.3	7.3

## (8) 情報アクセシビリティ

問 福祉などの情報（県や市が行う福祉サービスやイベント、法律・制度のことなど）を得る手段は何ですか。（複数回答）

身体障がいのある人全体及び障がいのある児童等では「携帯電話・スマートフォン」が、知的障がいのある人では「施設や事業所」が、精神障がいのある人及び難病患者では「市の広報」が、それぞれ最も高くなっています。なお、障がいのない人では「市の広報」が約5割と、最も高くなっています。

(単位：%)

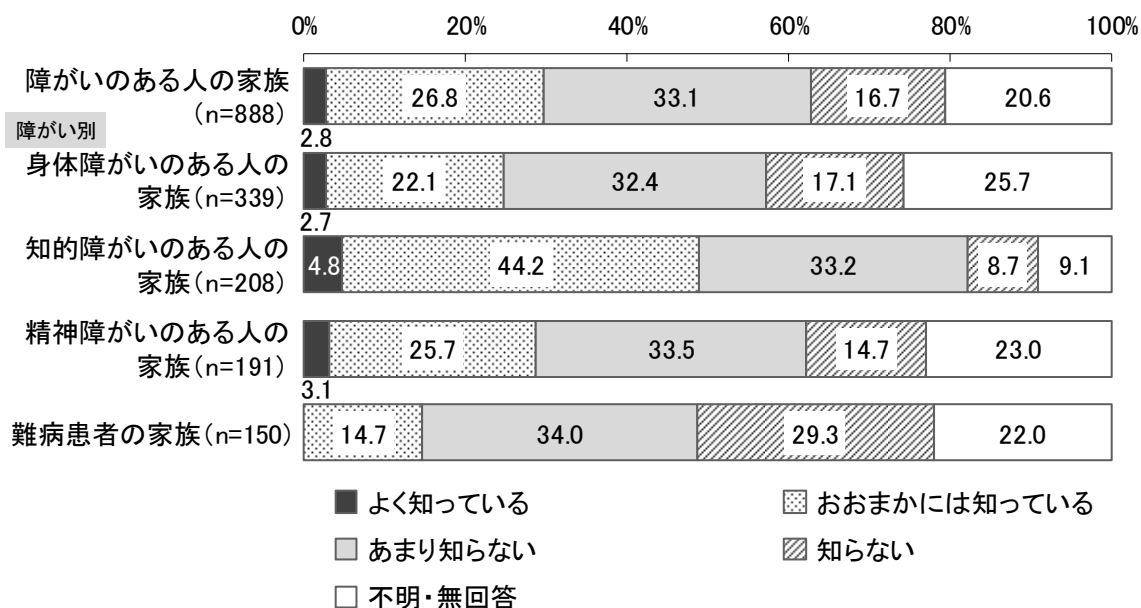
区分	身体障がいのある人			知的障がいのある人	精神障がいのある人	障がいのある児童等	難病患者	障がいのない人※
	65歳未満	65歳以上	家族					
n=	339	286	50	208	191	222	150	215
1位	携帯電話・スマートフォン (35.7)	携帯電話・スマートフォン (41.6)	家族 (38.0)	施設や事業所 (30.3)	市の広報 (27.7)	携帯電話・スマートフォン (52.3)	市の広報 (47.3)	市の広報 (52.6)
2位	市の広報 (27.7)	市の広報 (29.4)	新聞・雑誌・一般図書 (24.0)	市の広報 家族 (各 29.8)	テレビ(一般放送) (23.0)	施設や事業所 (41.9)	携帯電話・スマートフォン (41.3)	テレビ (38.6)
3位	新聞・雑誌・一般図書 (24.8)	新聞・雑誌・一般図書 (25.2)	市の広報 (20.0)	携帯電話・スマートフォン (14.9)	新聞・雑誌・一般図書 家族 (各 21.5)	市の広報 (29.7)	新聞・雑誌・一般図書 (24.0)	SNSなどのソーシャルメディア (30.7)
4位	家族 (17.4)	パソコン (16.8)	施設や事業所 特にな (各 16.0)	テレビ(一般放送) (13.9)	特にな (15.7)	同じサービスを利用している仲間 (23.0)	パソコン (22.0)	ホームページ (27.9)
5位	パソコン (14.7)	家族 (14.0)	テレビ(一般放送) テレビ(手話放送・字幕放送) (各 14.0)	新聞・雑誌・一般図書 (13.0)	携帯電話・スマートフォン (15.2)	市・県の福祉サービスガイド (15.8)	家族 (13.3)	新聞・雑誌・一般図書 (24.2)

※障がいのない人は、選択肢が異なります。

問 あなたは、福祉サービスを利用するための方法やサービスの内容について、知っていますか。

障がいのある人の家族全体で『知っている』（「よく知っている」「おおまかには知っている」の合計）が約3割となっています。

障がい別では、知的障がいのある人の家族で『知っている』が約5割と高い一方で、難病患者的の家族は『知らない』（「知らない」「あまり知らない」の合計）が約6割と、他の障がいに比べて高くなっています。



## (9) 防災・防犯

問 地震などの災害が起こった場合、主に情報を得る手段は何だと思えますか。(複数回答)

障がい等のある人すべてで、「携帯電話・スマートフォン」「テレビ」「家族」がそれぞれ上位となっています。

(単位：%)

区分	n=	家族	近所の人	友人・知人	テレビ	ラジオ	ファックス	パソコン	携帯電話・スマートフォン	その他	自ら情報を得ることはできない	不明・無回答
身体障がいのある人	339	11.2	0.3	0.3	25.1	6.5	-	0.3	32.2	0.3	2.4	21.5
視覚障がい	17	17.6	-	-	23.5	17.6	-	-	-	5.9	17.6	17.6
聴覚・平衡機能障がい	21	19.0	-	4.8	14.3	9.5	-	-	47.6	-	-	4.8
音声・言語・そしゃく機能障がい	14	21.4	-	-	21.4	28.6	-	-	-	-	-	28.6
肢体不自由	149	12.8	-	-	22.8	6.0	-	-	32.2	0.7	3.4	22.1
心臓機能障がい	65	10.8	1.5	-	26.2	6.2	-	-	29.2	-	-	26.2
腎臓機能障がい	58	1.7	-	-	25.9	6.9	-	1.7	39.7	-	-	24.1
その他内部障がい	39	10.3	-	-	38.5	-	-	-	33.3	-	-	17.9
知的障がいのある人	208	35.1	0.5	-	19.2	1.9	-	0.5	14.9	1.0	8.2	18.8
精神障がいのある人	191	14.1	1.0	-	29.8	5.2	-	1.0	17.8	3.1	6.8	20.9
障がいのある児童等	222	21.2	-	0.5	10.8	2.7	-	-	42.3	-	1.4	21.2
難病患者	150	7.3	-	0.7	18.0	2.7	-	0.7	44.0	-	0.7	26.0

※複数回答した人もいます。

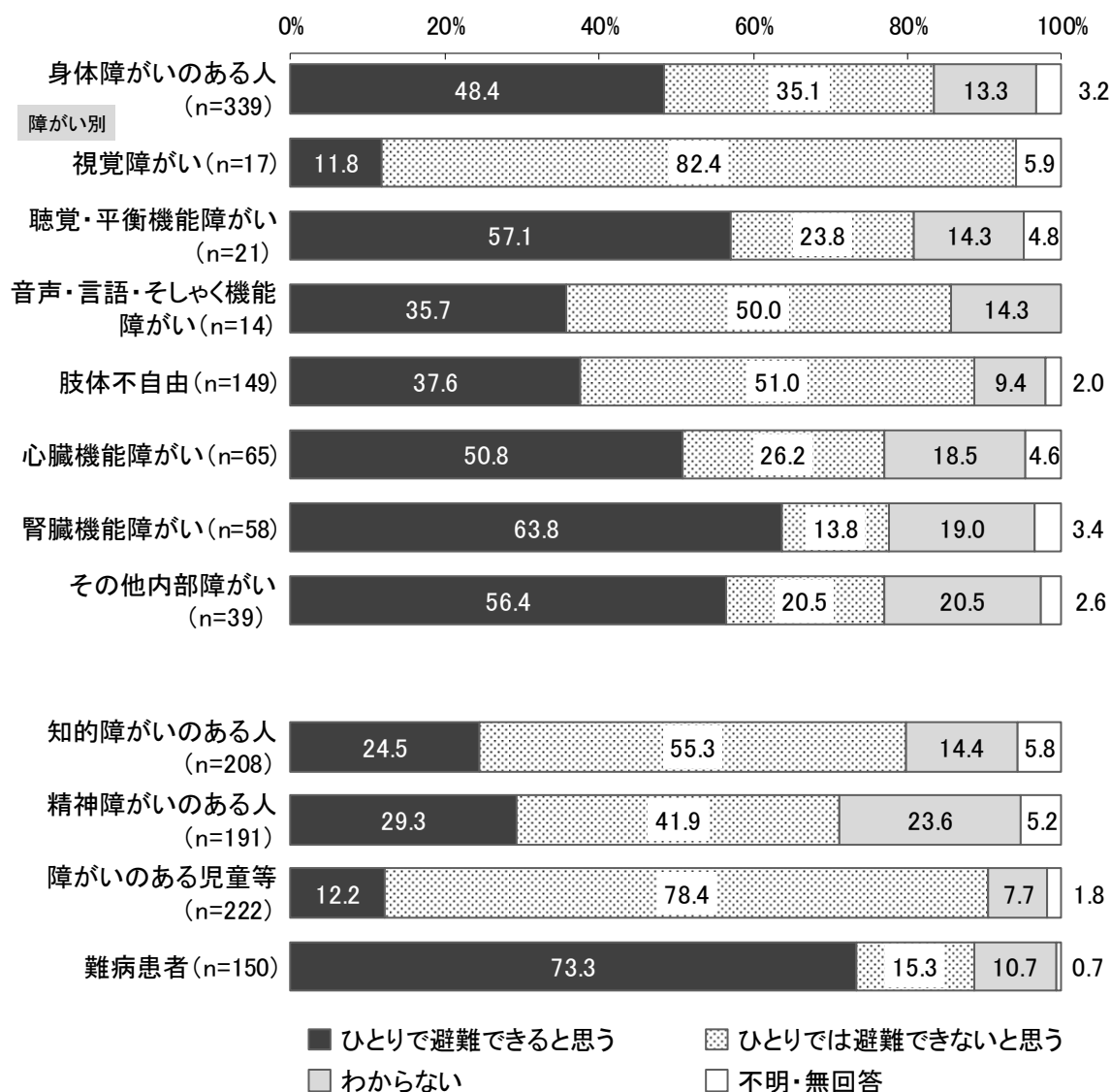
参考：令和元年度調査結果

区分	n=	家族、近所の人、友人・知人	テレビ	ラジオ	ファックス	パソコン	携帯電話・スマートフォン	その他	自ら情報を得ることはできない	不明・無回答
身体障がいのある人	373	29.2	50.7	9.9	-	1.3	15.8	2.7	3.8	3.5
視覚障がい	16	31.3	31.3	31.3	-	6.3	6.3	6.3	6.3	-
聴覚・平衡機能障がい	36	41.7	36.1	-	-	-	11.1	5.6	5.6	5.6
音声・言語・そしゃく機能障がい	16	43.8	43.8	12.5	-	-	-	-	12.5	-
肢体不自由	163	29.4	51.5	12.9	-	1.8	17.8	2.5	4.3	3.1
心臓機能障がい	69	27.5	46.4	11.6	-	-	20.3	-	1.4	1.4
腎臓機能障がい	36	23.7	55.3	10.5	-	2.6	7.9	-	7.9	2.6
その他内部障がい	54	25.9	61.1	5.6	-	-	16.7	5.6	1.9	7.4
知的障がいのある人	216	42.1	31.5	6.5	0.5	1.4	14.8	3.2	17.1	1.9
精神障がいのある人	206	19.9	40.3	13.6	-	4.9	32.5	1.5	2.9	3.4
障がいのある児童等	202	25.7	25.2	3.0	0.5	1.0	59.4	0.5	1.5	0.5
難病患者	162	15.4	45.1	13.0	-	1.2	38.3	-	0.6	-

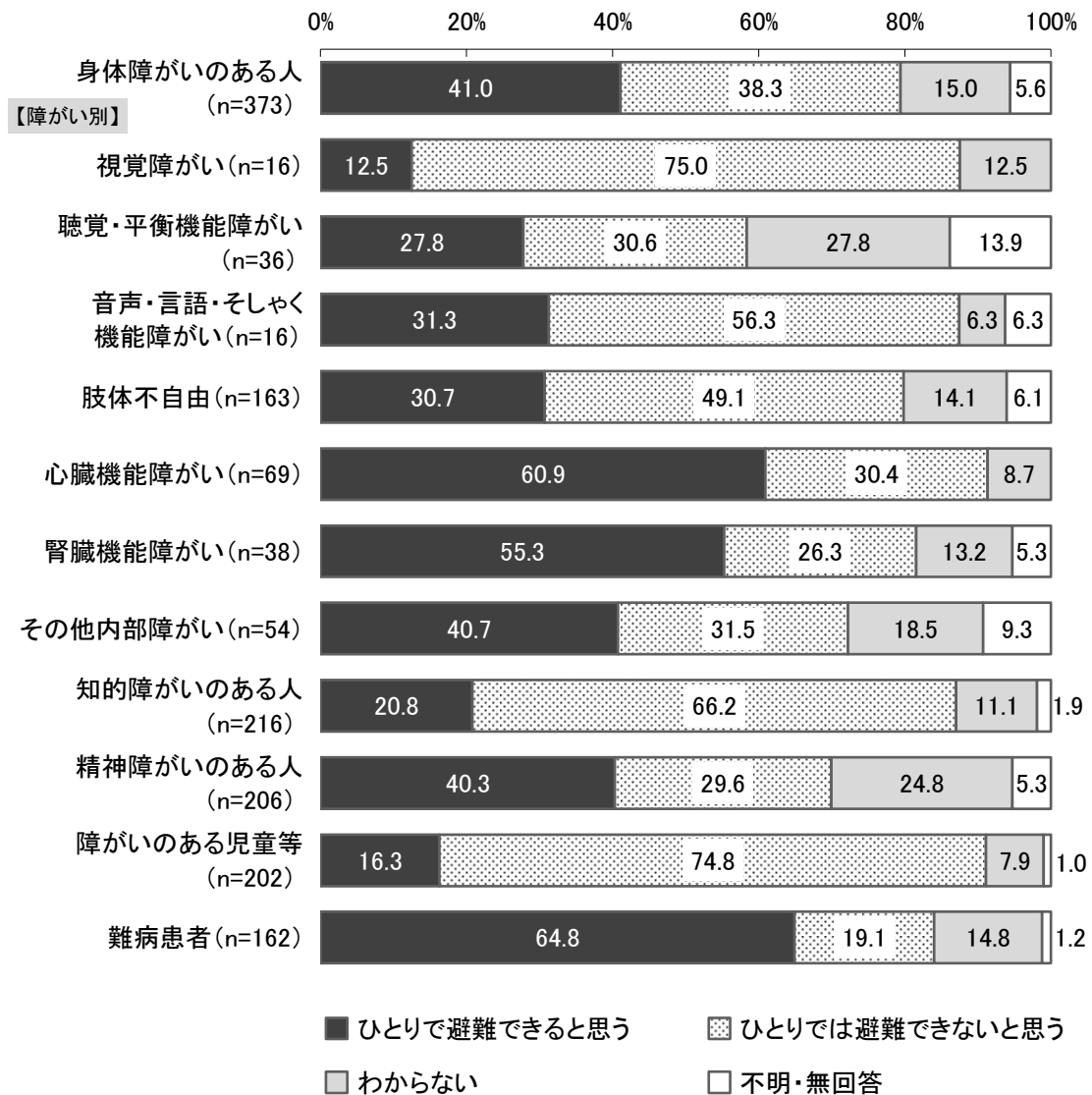


問 自宅にいるときに地震などの災害が起こった場合、ひとりで避難場所まで避難できると思いますか。

「ひとりでは避難できないと思う」「わからない」が、障がいのある児童等で約9割、知的障がいのある人で約7割、精神障がいのある人で約6割、身体障がいのある人で約5割となっています。なお、身体障がいのある人のうち視覚障がいのある人、音声・言語・そしゃく機能障がいのある人及び肢体不自由のある人で「ひとりでは避難できないと思う」が、他の障がい等に比べて高くなっています。

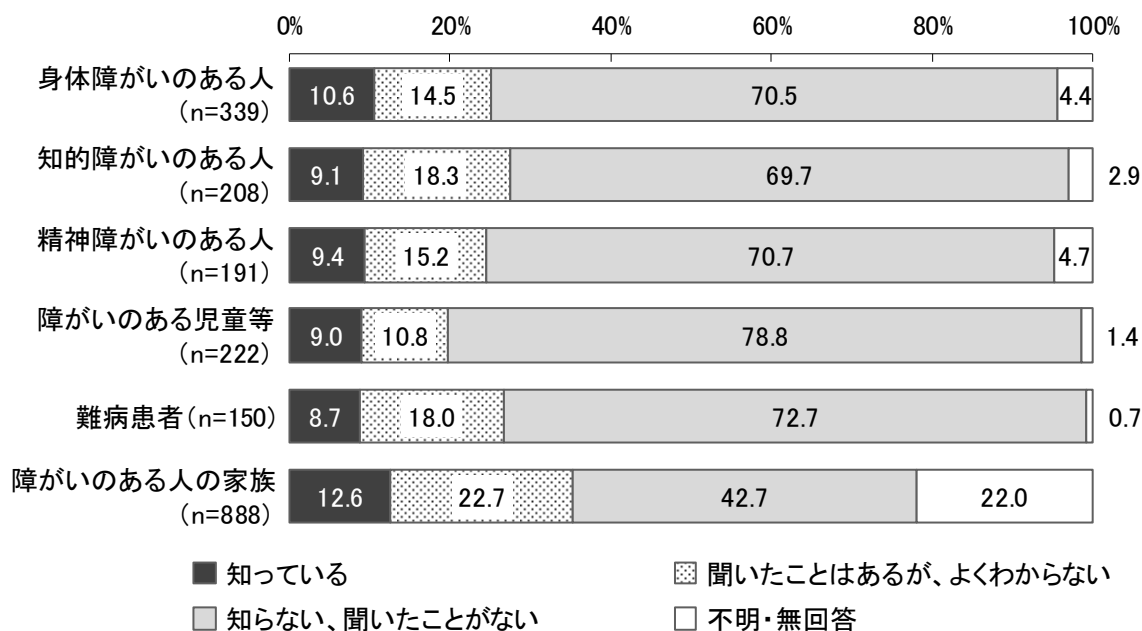


参考：令和元年度調査結果

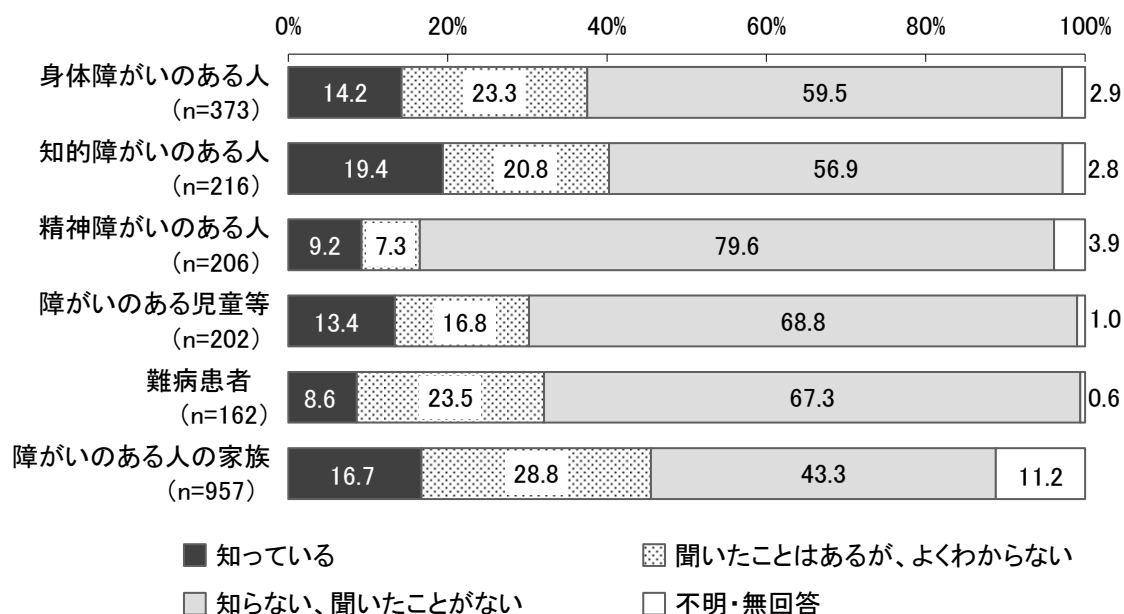


### 問 春日井市の災害時要援護者避難支援制度を知っていますか。

「知っている」は、いずれの障がい等のある人及び障がいのある人の家族でそれぞれ1割前後にとどまっています。



参考：令和元年度調査結果



**問 地震などの災害が起こったときに困ると思うことは何ですか。(複数回答)**

知的障がいのある人、精神障がいのある人及び障がいのある児童等で「どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい」が、身体障がいのある人及び難病患者で「一般の避難場所では、投薬や治療を受けることが難しい」が、それぞれ最も高くなっています。

(単位：%)

区分	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人	障がいのある児童等	難病患者
n=	<b>339</b>	<b>208</b>	<b>191</b>	<b>222</b>	<b>150</b>
1位	一般の避難場所では、投薬や治療を受けることが難しい (36.6)	どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい (75.0)	どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい (47.6)	どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい (84.7)	一般の避難場所では、投薬や治療を受けることが難しい (35.3)
2位	自力歩行が困難で、安全なところまですばやく避難できない (28.6)	避難場所で、周りの人とコミュニケーションが取れない (51.9)	一般の避難場所では、投薬や治療を受けることが難しい (38.7)	自分の状態を伝えることが難しく、周りの人に援助を求めることができない (67.1)	特に困ることはない (28.7)
3位	避難場所に多目的トイレなど生活できる環境が整っていない (26.0)	自分の状態を伝えることが難しく、周りの人に援助を求めることができない (49.5)	避難場所で、周りの人とコミュニケーションが取れない (33.5)	避難場所で、被害状況や支援物資などの情報が入手できない (58.6)	避難場所に多目的トイレなど生活できる環境が整っていない (16.7)
4位	どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい (23.0)	避難場所で、被害状況や支援物資などの情報が入手できない (42.8)	障がいへの理解が得られず、避難場所で生活できない (27.2)	避難場所で、周りの人とコミュニケーションが取れない (57.7)	どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい (16.0)
5位	特に困ることはない (18.0)	障がいへの理解が得られず、避難場所で生活できない (37.0)	自分の状態を伝えることが難しく、周りの人に援助を求めることができない (23.0)	障がいへの理解が得られず、避難場所で生活できない (36.5)	その他 (11.3)

**問 地震や台風などの災害時に備え、障がいのある人や高齢者などの避難について、地域でどのようなことに取り組むべきだと思いますか。（複数回答）**

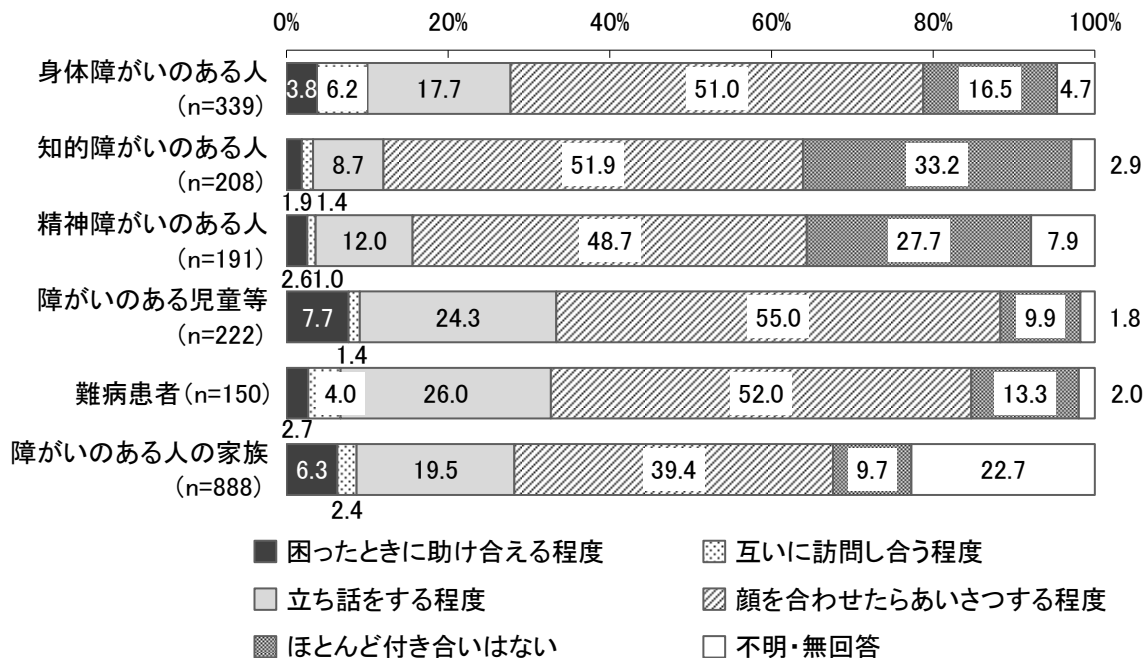
身体障がいのある人と難病患者で「災害時の医療体制の確立」が、知的障がいのある人と障がいのない人で「災害時の情報伝達方法の確立」が、精神障がいのある人で「災害時の生活を支援する体制の確立」が、障がいのある児童等で「障がいなど配慮が必要な人のための支援物資の確保」が、それぞれ最も高くなっています。

（単位：％）

区分	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人	障がいのある児童等	難病患者	障がいのない人
n=	<b>339</b>	<b>208</b>	<b>191</b>	<b>222</b>	<b>150</b>	<b>215</b>
1位	災害時の医療体制の確立 (34.8)	災害時の情報伝達方法の確立 (34.6)	災害時の生活を支援する体制の確立 (31.9)	障がいなど配慮が必要な人のための支援物資の確保 (43.7)	災害時の医療体制の確立 (46.0)	災害時の情報伝達方法の確立 (48.8)
2位	配慮が必要な人のためのトイレ設備やごみ処理の確保 (31.0)	福祉避難所の拡充 (28.8)	災害時の情報伝達方法の確立 (29.8)	福祉避難所の拡充 (41.9)	災害時の情報伝達方法の確立 (39.3)	近所での日頃からの協力体制づくり (46.0)
3位	障がいなど配慮が必要な人のための支援物資の確保 (28.6)	災害時の生活を支援する体制の確立 (25.5)	災害時の医療体制の確立 (28.3)	近所での日頃からの協力体制づくり (32.0)	近所での日頃からの協力体制づくり (30.7)	災害時の生活を支援する体制の確立 (35.8)
4位	災害時の生活を支援する体制の確立 (28.3)	障がいなど配慮が必要な人のための支援物資の確保 (24.5)	近所での日頃からの協力体制づくり 福祉避難所の拡充 (各25.7)	災害時の生活を支援する体制の確立 (30.2)	災害時の生活を支援する体制の確立 配慮が必要な人のためのトイレ設備やごみ処理の確保 (各27.3)	災害時の医療体制の確立 (29.8)
5位	災害時の情報伝達方法の確立 (26.5)	災害時の円滑な避難方法の確立 (23.6)	障がいなど配慮が必要な人のための支援物資の確保 (24.6)	災害時の情報伝達方法の確立 (29.3)	福祉避難所の拡充 障がいなど配慮が必要な人のための支援物資の確保 (各20.0)	災害時の円滑な避難方法の確立 (27.4)

問 あなたは、ご近所の方とはどのようなお付き合いをされていますか。

障がい等のある人は、いずれも「顔を合わせたらあいさつする程度」がそれぞれ5割前後と最も高くなっています。なお、知的障がいのある人及び精神障がいのある人で「ほとんど付き合いはない」がそれぞれ3割前後と、他の障がい等に比べて高くなっています。



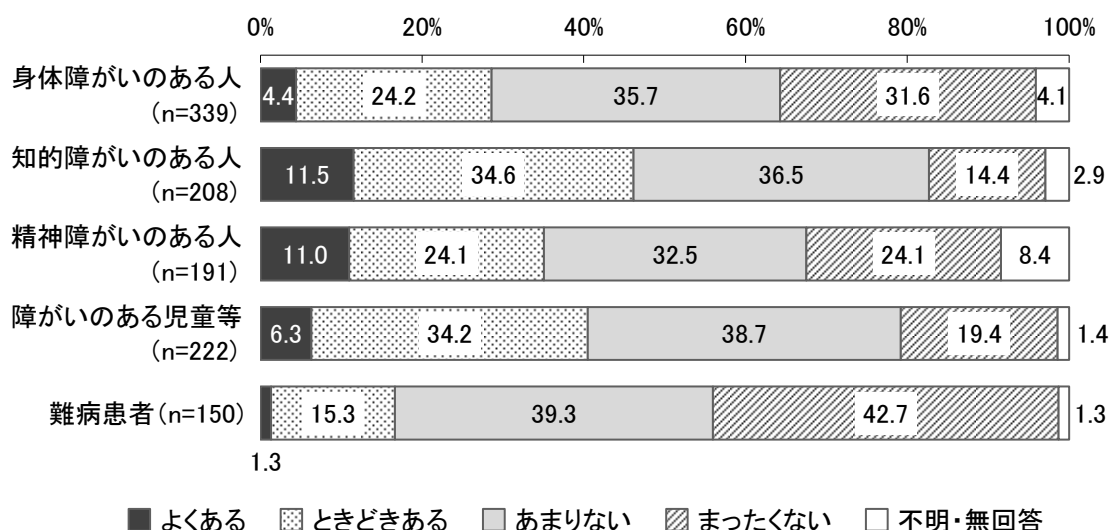
■主な「困ったときに助け合える程度」の内容

	「困った時に助け合える程度」の具体的な内容
身体障がいのある人	心配事や不安の相談。体調の悪い時、救急車を呼んでもらう。
	急の場合、病院に連れて行ってもらう。食事を作ってもらう。買い物に行ってもらう。
知的障がいのある人	施設へ送ってもらえる。話を聞いてもらえる。
精神障がいのある人	移動に車を出してくれる。
難病患者	急にパニック症が出た時、ゴミを捨ててもらった。買い物を頼める。
	いつでも行き来ができる。

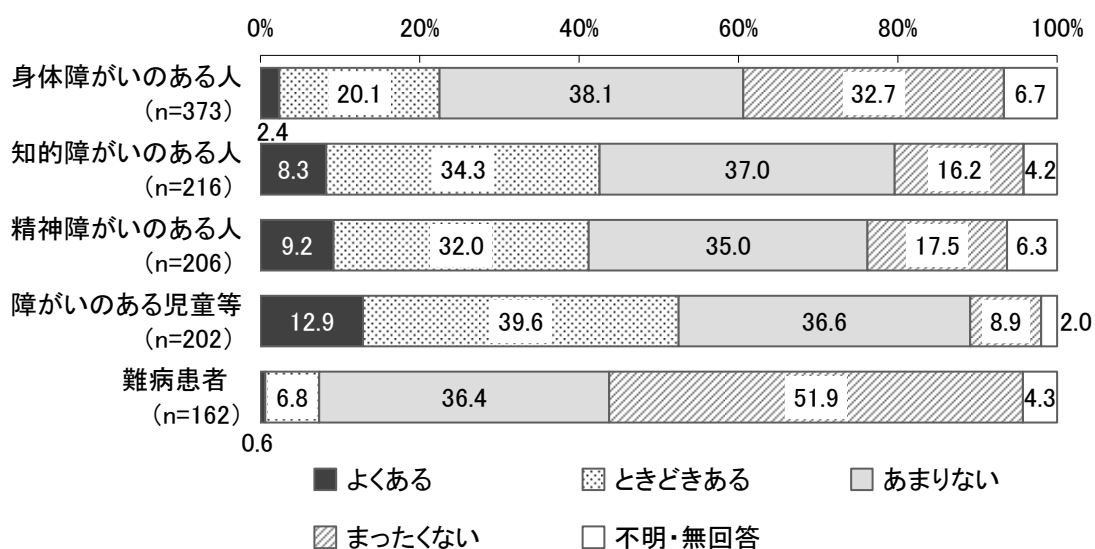
## (10) 差別の解消及び権利擁護の推進

問 障がい（疾病）があることで、（お子さんが）普段の生活で不適切な対応をされたり、いやな思いをしたりしたことがありますか。

『ある』（「よくある」「ときどきある」の合計）が知的障がいのある人及び障がいのある児童等でそれぞれ4割超となっています。

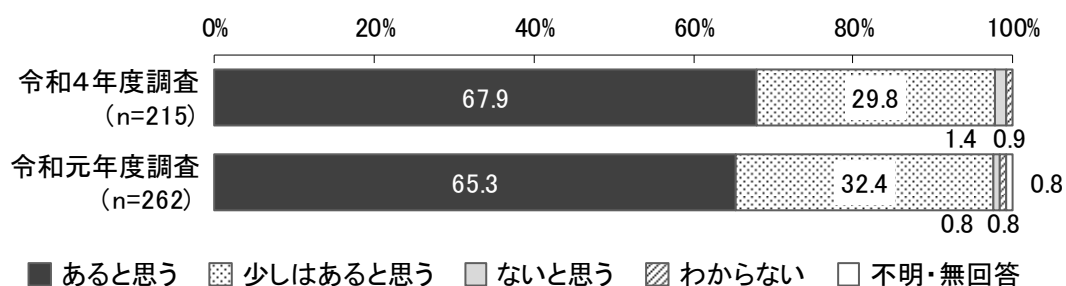


参考：令和元年度調査結果



問 あなたは、世の中には障がいのある人に対して、障がいを理由とする差別や偏見があると思いますか。

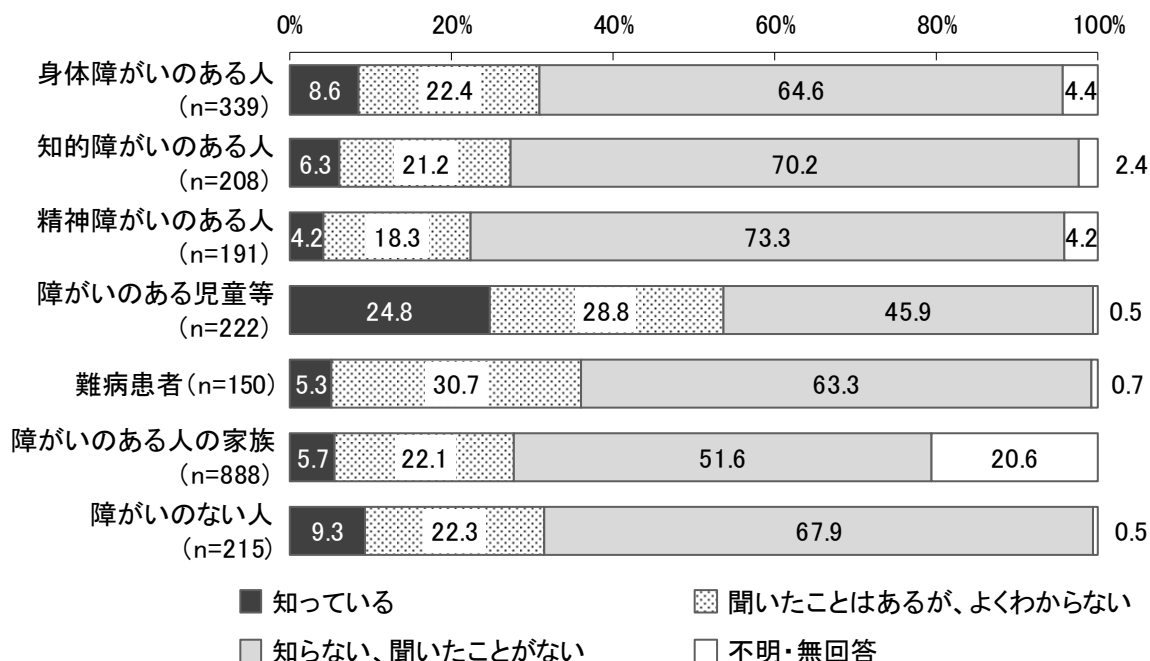
障がいのない人全体で、『あると思う』（「あると思う」「少しはあると思う」の合計）が9割を超えています。



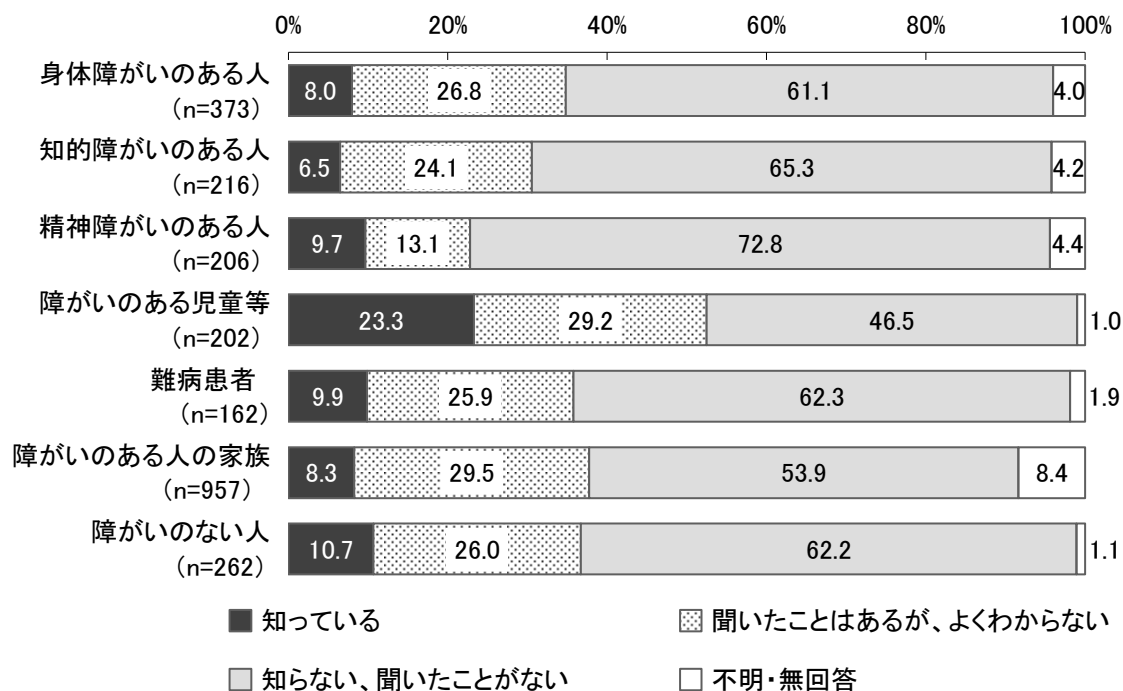


問 障害者差別解消法では、国や地方公共団体、民間事業所で「合理的配慮」を提供することが求められています。あなたは、「合理的配慮」について知っていますか。

「知っている」が、障がいのある児童等で2割強と高くなっているものの、その他の障がい等のある人、障がいのある人の家族及び障がいのない人はそれぞれ1割未満となっています。

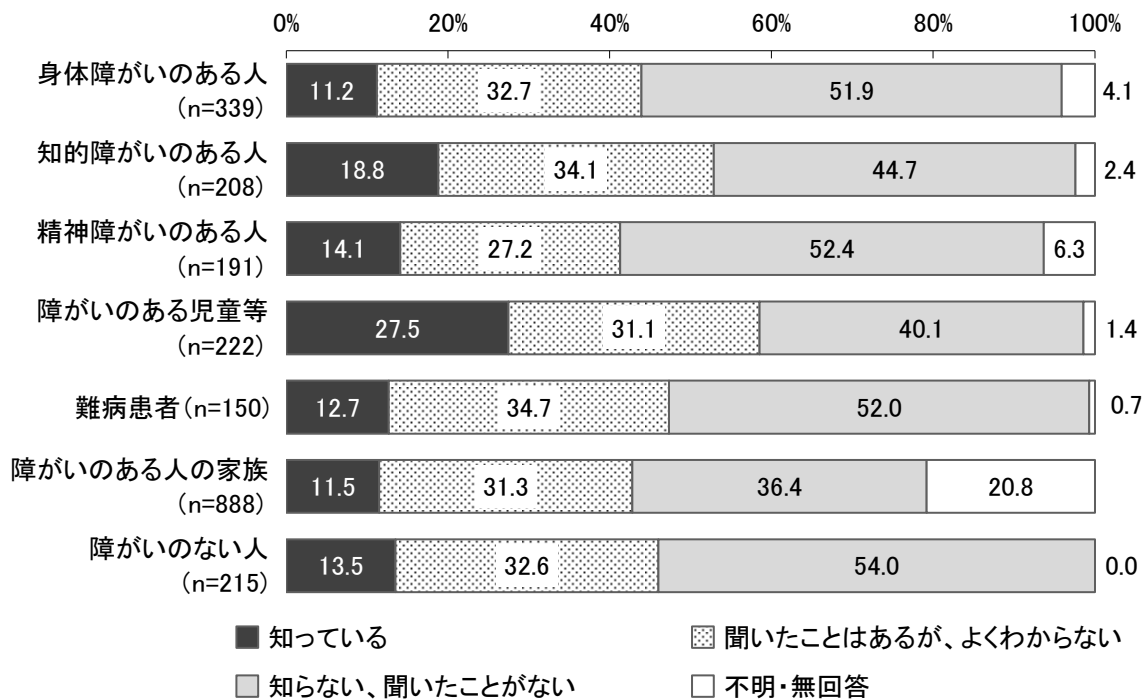


参考：令和元年度調査結果

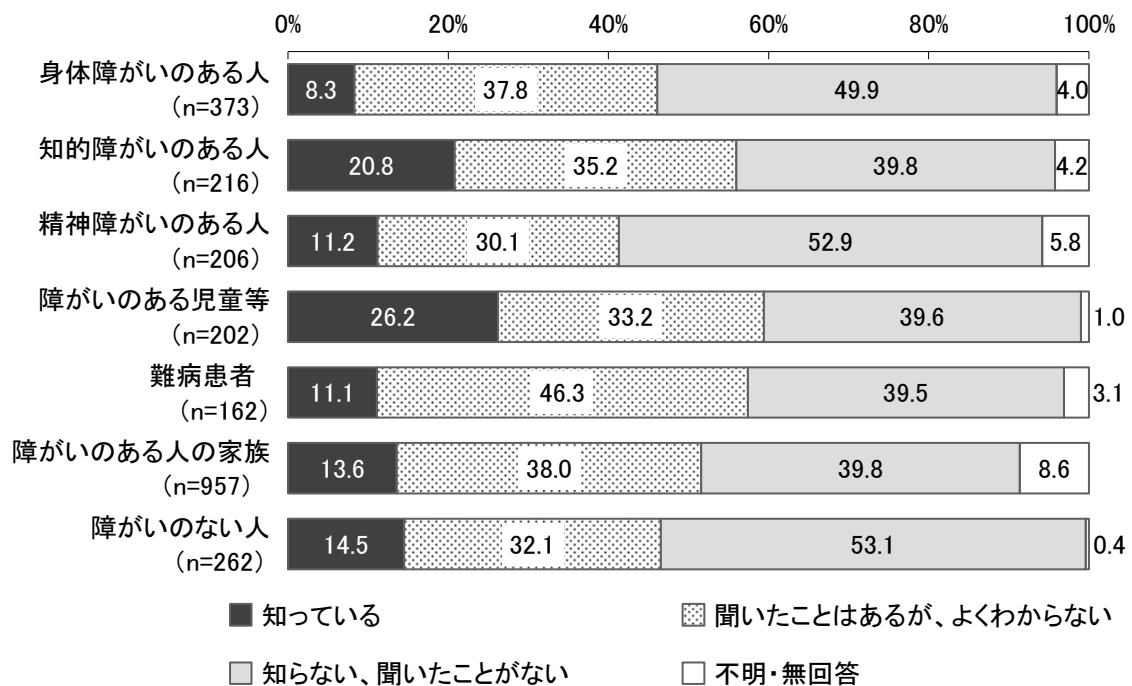


問 障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）について知っていますか。

「知っている」が、障がいのある児童等で約3割と高くなっています。

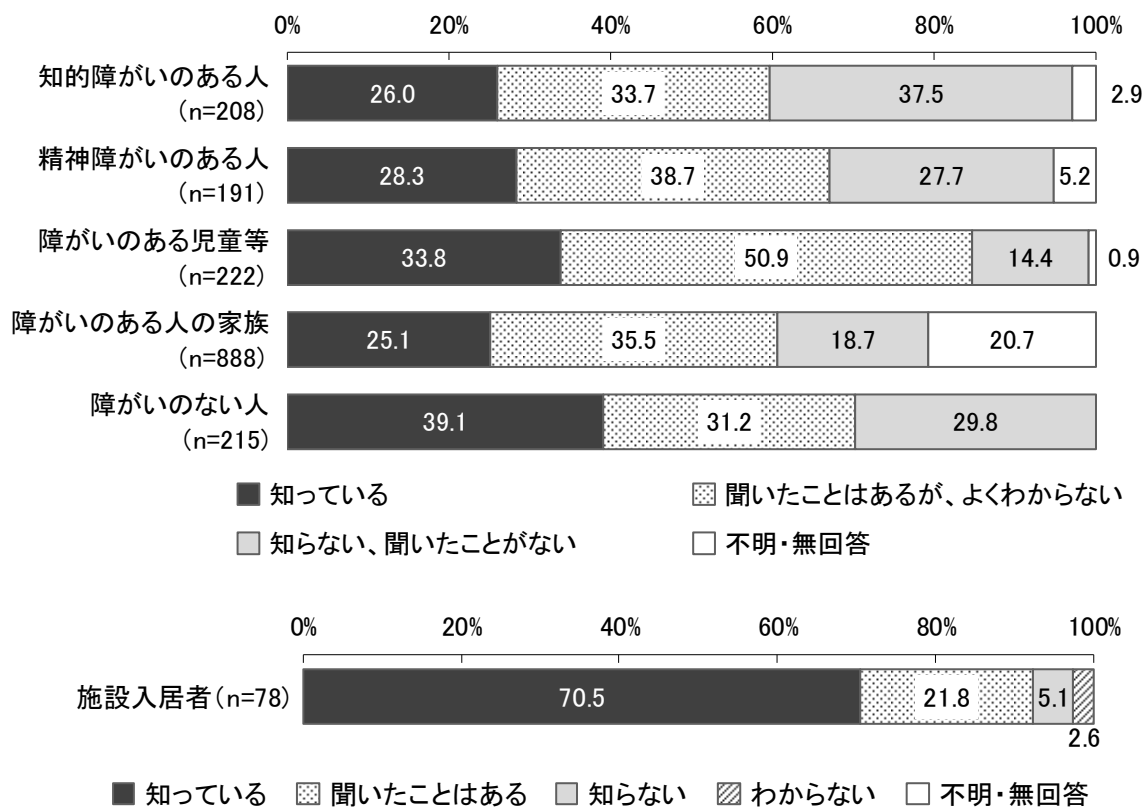


参考：令和元年度調査結果

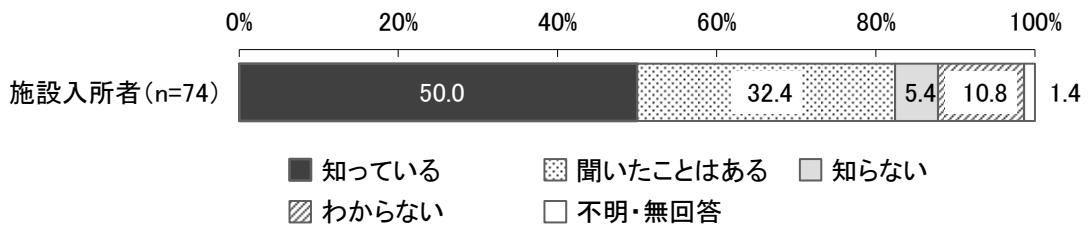
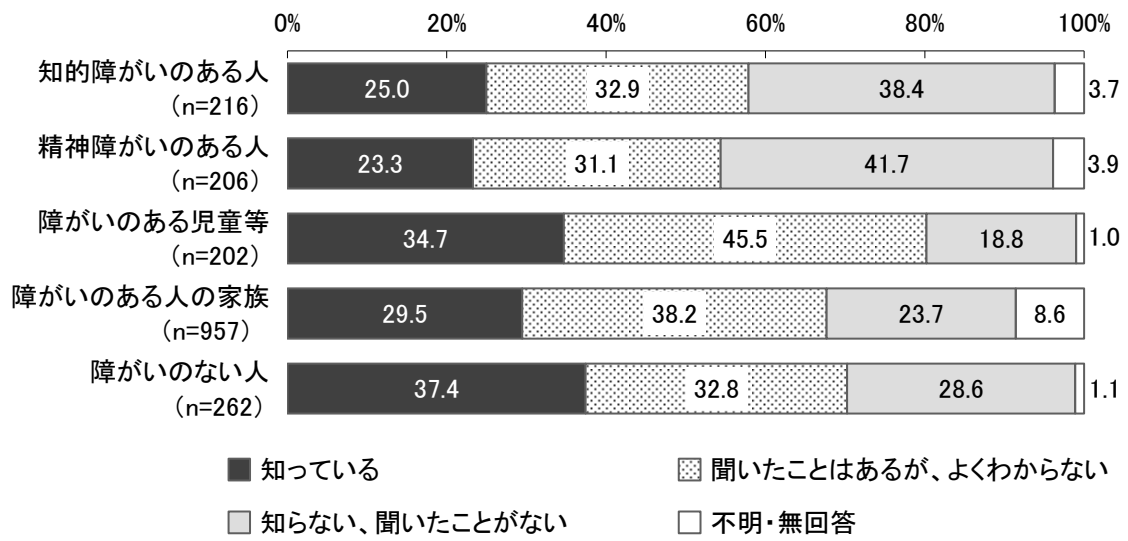


### 問 成年後見制度について、知っていますか。

「知っている」が、いずれの障がい等のある人及び障がいのある人の家族では3割前後、障がいのない人で約4割となっています。また、施設入所者では「知っている」が約7割と高くなっています。



参考：令和元年度調査結果



## 4 第5次計画の数値目標に対する実績

番号	項目	2019 (R元) 年度実績値	2022 (R4) 年度実績値	2023 (R5) 年度目標値
<b>1 生活支援</b>				
1	施設入所者数	195人	190人	195人
2	施設入所からグループホームなどへ移行する人の数(2021(R3)年度からの累計)	1人	3人	12人
3	相談支援専門員の数	48人	52人	67人
4	サービス等利用計画を作成した人のうち、計画相談支援・障がい児相談支援を利用した人の割合	69.8%	86.9%	100%
5	障がい者生活支援センターを知っている人の割合(「聞いたことはあるが、よくわからない」を含む)	25.5%	24.5%	50%
6	家族が介助を負担に感じている人の割合	58.3%	56.1%	45%
<b>2 障がい児の支援</b>				
1	障がい児支援利用計画を作成した人のうち、障がい児相談支援を利用した人の割合	41.0%	76.1%	100%
2	サポートブックの利用者の数	19.8%	19.8%	40%
3	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の数	9事業所	15事業所	11事業所
4	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	11事業所	13事業所	13事業所
<b>3 保健・医療</b>				
1	日中活動系サービスの支給決定を受けている精神障がいのある人の数	482人	765人	840人
2	精神障がいのある人を対象とした居場所を提供する事業の実施か所数	5か所	5か所	7か所
3	特定健康診査の受診率	35.1%	34.8%	50%
<b>4 教育</b>				
1	障がいの程度・内容にあった教育・療育の機会を充実させてほしいと感じている人の割合	42.1%	43.2%	37%
<b>5 文化芸術活動・スポーツ等</b>				
1	福祉文化体育館を利用した障がいのある人の数	6,320人	4,210人	8,000人
2	講演会等における手話通訳者の派遣件数	24件	22件	36件

番号	項目	2019 (R元) 年度実績値	2022 (R4) 年度実績値	2023 (R5) 年度目標値
<b>6 雇用・就業、経済的自立の支援</b>				
1	福祉施設を退所し、一般就労した人の数（年間一般就労移行者数）	49 (85) 人	101 人	63 人
2	1のうち就労移行支援の利用者数 （ ）の数値は障がいのある人が一般就労する農園が開園した影響も含めた人数です。	40 (56) 人	83 人	52 人
3	1のうち就労継続支援A型の利用者数 （ ）の数値は障がいのある人が一般就労する農園が開園した影響も含めた人数です。	6 (13) 人	11 人	8 人
4	1のうち就労継続支援B型の利用者数 （ ）の数値は障がいのある人が一般就労する農園が開園した影響も含めた人数です。	0 (11) 人	7 人	2 人
5	障がい者就労施設等からの物品等の調達額	11,322 千円	11,228 千円	13,000 千円
6	就労継続支援（B型）の平均月額工賃	13,922 円	14,643 円	17,000 円
7	福祉施設を退所し、一般就労した人のうち、就労定着支援を利用した人の割合	53.1%	72.3%	70%
8	就労定着支援事業所ごとの就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	0%	100%	70%
<b>7 生活環境</b>				
1	市営住宅のバリアフリー化率	72.2%	73.5%	75%
<b>8 情報アクセシビリティ</b>				
2	手話通訳者の派遣件数	509 件	292 件	555 件
<b>9 防災・防犯</b>				
1	災害時要援護者避難支援制度を知っている人の割合	13.4%	9.5%	50%
2	災害時要援護者名簿の登録者数	824 人	818 人	1,200 人
<b>10 差別の解消及び権利擁護の推進</b>				
1	障がいのある人に対する差別があると感じている人の割合	97.7%	97.7%	75%
2	障害者差別解消法を知っている人の割合	9.8%	8.3%	30%
3	障がい者虐待防止ホットラインを知っている人の割合	5.8%	5.6%	30%
4	成年後見制度を知っている人の割合	24.2%	27.1%	40%
5	日常生活自立支援事業を知っている人の割合	11.1%	12%	40%
<b>11 行政サービス等における配慮</b>				
1	全市職員のうち障がいの理解に関する研修を受講した職員の割合	17.3%	26.5%	30%

## 5 用語解説

### あ行

#### 【ICT（アイシーティー）】

「Information and Communication Technology」の略称で、情報処理及び通信技術によるコミュニケーションのこと。

#### 【あいちアール・ブリュット展】

愛知県が主催する障がいのある人から寄せられた作品を展示する作品展。

#### 【アウトリーチ】

必要な人に対し、訪問等による支援と情報を届けること。

#### 【アクセシビリティ】

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

#### 【アスペルガー症候群】

発達障がいのひとつ。近年は自閉スペクトラム症（ASD）\*と呼ばれることが多い。知能と言語の発達に遅れはみられないが、対人関係や社会的コミュニケーションの困難、パターン化した興味や活動、言語発達と比べて不器用といった特徴がある。

\*DSM-5(米国精神医学会の診断基準)では、自閉症、広汎性発達障害、アスペルガー症候群などを、連続性があるという意味でまとめて、自閉スペクトラム症(ASD)と分類している。

#### 【意思決定支援】

自分で意思を決定することが困難な障がいのある人が、自分の意思が反映された生活を送るため、事業所の職員が行う次の支援やその仕組み。

可能な限り自分自身で意思決定できるよう支援すること。本人の意思を確認したり推定したりすること。支援を尽くしてもどうしても分からない場合は本人の最善の利益を考えること。

#### 【意思疎通支援】

聴覚、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人などに手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、手話通訳者を設置する。

#### 【移動支援】

屋外での移動が困難な障がいのある人などに対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援する。

### 【医療型児童発達支援】

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある子どもに、児童発達支援及び治療を行う。

### 【医療的ケア】

人工呼吸器（レスピレーター）管理、気管切開部のケア、酸素吸入、痰（たん）の吸引、ネブライザーによる吸入、中心静脈栄養、経管栄養、導尿、インスリン注射など、日常的に必要な医療的行為のこと。

### 【医療的ケアが必要な方と家族のためのガイドブック】

春日井市地域自立支援協議会の医療的ケア児等支援部会が作成した、医療的なケアが必要な子どもとその家族のために、相談窓口や各種制度をまとめたガイドブック。

### 【インクルーシブ教育】

すべての子どもが同じ場で共に学び、共に育つことを通して、お互いを理解し尊重する心を育むことで、すべての人が生き生きと生活できる地域社会の実現をめざす教育。

### 【LLブック】

分かりやすい写真や絵を使用し、ふりがなをつけるなど誰もが読書を楽しめるように作られた読みやすい本。

### 【音声コード】

紙に掲載された印刷情報を活字文書読上装置を使用して音声化するための、二次元コード。約2cm角の中に日本語（漢字かな混じり）で約800文字のテキストデータを記録することができる。

## か行

### 【介助犬】

肢体不自由の人の日常生活を助けるために特別な訓練を受けた犬で、物の拾い上げ、特定の物を手元に持ってくる、ドアの開閉、スイッチの操作など肢体不自由の人が困難な動作をサポートする。盲導犬、聴導犬とともに、補助犬と呼ばれる。

### 【学習障がい（LD）】

発達障がいのひとつ。「読む」「書く」「計算する」等の特定の能力が、全体的な知的発達に比べてなかなか習得できず、学習上の困難が生じる。

### 【学校生活支援員】

食事、排せつ、教室移動の補助といった学校における日常生活上の介助や、個別の支援が必要な児童・生徒に対する学習支援、安全確保などの学習活動上のサポートを行う人のこと。



**【基幹相談支援センター】**

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、主に障がいのある人等からの相談、必要な情報の提供その他の福祉サービスの利用援助、各種支援施策に関する助言、指導その他の社会資源を活用するための支援、権利擁護のために必要な援助等などの業務を総合的に行う。春日井市では、社会福祉協議会に基幹相談支援センターしゃきょうを設置している。

**【教育研究所】**

春日井市の教育の充実と振興を図るため市教育委員会に設置されている。教育職員等の研修や、発達障がいのある児童生徒の相談、障がいのある児童の就学相談などの教育相談、いじめ・不登校相談等を実施している。

**【共生型サービス】**

「地域包括ケアシステム強化法」により介護保険制度、障がい福祉制度及び児童福祉制度に創設された。高齢者と障がいのある人が同一の事業所でサービスを受けやすくする。

**【共同生活援助（グループホーム）】**

夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活の援助を行う。

**【強度行動障がい】**

自傷、他傷、こだわり、物壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、通常では考えられない頻度で出現し、現在の生活環境では著しく処遇の困難な状態。

**【居宅介護】**

居宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行う。

**【居宅訪問型児童発達支援】**

重度の障がい等により外出が困難な障がいのある子どもの居宅を訪問し、発達支援を行う。

**【計画相談支援】**

障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画の作成、利用状況の検証及びサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。

**【ゲートキーパー】**

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

### 【けやきの子作品展】

市内小中学校特別支援学級や春日台特別支援学校、小牧特別支援学校、瀬戸つばき特別支援学校、春日井高等特別支援学校の児童・生徒による作品の展示や学校・学級の紹介など。

### 【元気ショップ】

障がいのある人の就労を支援するとともに、広く市民の障がいのある人に対する理解を深める機会をつくることなどを目的として、授産品を販売する場。市役所、市民病院、福祉の里等に設置。

### 【権利擁護】

意思決定が困難な高齢者や障がいのある人が、人として生まれながら持っている権利が保全され、社会生活が営めるように意思能力に応じて、社会制度、組織（システム）、専門家などによって擁護されること。

### 【権利擁護連絡会議】

虐待の防止、成年後見制度の利用促進と権利擁護を図るため、医療福祉関係者、警察、弁護士会等から構成される連絡会議。

### 【公式LINE】

コミュニケーションアプリ「LINE」を用いて、企業や事業所が様々な情報等を提供するサービス。

春日井市公式LINEでは、市政に関する情報等、興味のある情報に絞ってお知らせを受け取れるほか、シティバスやごみの捨て方、子育てや防災等必要な情報にメインメニューから簡単にアクセスできる。



(春日井市公式LINE)

### 【行動援護】

自己判断能力が制限されている人を対象に、行動するときに生じ得る危険を回避するため必要な支援や、外出時の移動支援などを行う。

### 【広汎性発達障がい】

コミュニケーションや社会性に関わる発達障がいの総称であり、近年は自閉スペクトラム症（ASD）\*と呼ばれることが多い。

\*DSM-5(米国精神医学会の診断基準)では、自閉症、広汎性発達障害、アスペルガー症候群などを、連続性があるという意味でまとめて、自閉スペクトラム症(ASD)と分類している。

### 【合理的配慮】

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに負担が重すぎない範囲で対応すること。2024(令和6)年4月から、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化された。

**【高齢者等サロン事業】**

地区社会福祉協議会が実施する高齢者や障がいのある人が参加できる地域の交流の場。

**【声の広報】**

視覚障がいのある人に、音声による広報春日井（カセットテープ又はCD）を毎月1回郵送する制度。事前に登録が必要。

**【コミュニケーションボード】**

聴覚障がいや言語障がいのある人などの意思疎通を支援するため、文字やイラストで分かりやすく表現したもの。

**さ行****【サービス等利用計画】**

障がい福祉サービス等を利用する障がいのある人（子ども）の生活を支えるために、生活の中で解決すべき課題や支援の内容を具体的にプラン化して、適切なサービス利用と効果的な問題解決につなげるために作成されるもの。計画には、サービス利用者の希望する生活を実現するために必要となるサービスが記載される。

**【災害時要援護者避難支援制度】**

ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などで、災害時に情報提供や避難所への避難支援を必要としている人に対して、区、町内会などの協力のもと、地域の人との支え合い、助け合いによる避難の支援を行うもの。

**【サポートブック】**

支援者が、障がいのある人の支援内容等について、食事等項目ごとに記入できる支援ツール（道具）。いつでも誰からでも同じ支援を受けることができ、安心して社会生活を送ることができるようにするためのものであり、春日井市では、市のホームページからダウンロードできる。

**【さわやか収集事業】**

家庭から出るごみをごみステーションまで持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られないひとり暮らしの人などを対象に、分別されたごみを玄関先まで取りに行くことにより排出の支援を行う。

**【施設入所支援】**

施設入所者を対象に、主に夜間、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを行う。

### 【指定障がい児相談支援事業所】

障がい児通所支援を申請した障がいのある子どもに、障がい児支援利用計画を作成、支給決定後の障がい児支援利用計画の見直し（モニタリング）を行う。市町村長が事業所指定を行う。

### 【指定特定相談支援事業所】

障がい福祉サービス等を申請した障がいのある人（子ども）に、サービス等利用計画を作成、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。市町村長が事業所指定を行う。

### 【指定福祉避難所】

高齢者や障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病弱者など、特別に配慮が必要な人を受け入れるために市が指定する避難所。

### 【自動車運転免許取得・改造助成】

自動車運転免許の取得に要する費用の助成、又は自動車の改造に要する費用を助成により、就労その他の社会活動への参加を促進する。

### 【児童発達支援】

0歳～小学校入学前の障がいのある子どもを対象に、児童発達支援センターなどの施設で、基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う。

### 【児童発達支援事業所】

身近な地域で、通所利用の障がいのある子どもやその家族への支援（児童発達支援）を行う事業所。

### 【児童発達支援センター】

児童発達支援事業所の機能に加え、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がいのある子どもやその家族への相談、障がいのある子どもを預かる施設への援助・助言を合わせて行う、地域の中核的な療育支援施設。

### 【自閉症】

発達障がいのひとつ。近年は自閉スペクトラム症（ASD）\*と呼ばれることが多い。言語の発達遅れ、対人関係や社会的コミュニケーションの困難、パターン化した興味や活動といった特徴がある。

\*DSM-5(米国精神医学会の診断基準)では、自閉症、広汎性発達障害、アスペルガー症候群などを、連続性があるという意味でまとめて、自閉スペクトラム症(ASD)と分類している。

**【市民後見人】**

一般市民による成年後見人。認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分になった場合に、家庭裁判所から選任された同じ地域に住む市民が、身近な存在として本人に寄り添い、財産の管理や身上保護などの契約や手続きのサポートを行う。

**【社会的障壁】**

障がいのある人にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものごと。

**【社会福祉協議会】**

社会福祉法 109 条に基づきほぼすべての市町村に設置されている団体。地域住民、ボランティア、福祉関係団体等と連携しながら、地域福祉を推進するための様々な事業に取り組んでいる。

**【就学支援員】**

障がい等により就学に不安のある未就学児を支援するため、就学に関する相談・情報提供を行う者。

**【重症心身障がい児】**

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している子ども。

**【重層的支援体制の整備】**

属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することで、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備すること。

**【重度障がい者等包括支援】**

介護の必要性が高い人を対象に、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行う。

**【重度訪問介護】**

重度の肢体不自由の人などで常に介護を必要とする人を対象に、居宅で入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動支援などを総合的に行う。

**【就労移行支援】**

一般企業などへの就労を希望する人を対象に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。

### 【就労継続支援】

一般企業などでの就労が困難な人を対象に、働く場の提供や知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。A型は、雇用契約に基づき、継続的に就労が可能な65歳未満の人、B型は、一般企業の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人が対象となる。

### 【就労選択支援】

障がい者本人が就職先、働き方についてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する障がい福祉サービス。2025（令和7）年10月施行。

### 【就労定着支援】

就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人を対象に、就労の継続を図るため、一定期間、企業・事業所・家族などとの連絡調整や必要な支援を行う。

### 【障がい者虐待防止センター】

障がい者虐待の防止及び早期対応を図るために、障がいのある人や養護者、周囲の人からの障がい者虐待に関する通報や届け出などを受付している。主な業務は、障がい者虐待に関する通報や届け出の受理、虐待を受けた障がいのある人の保護のための相談・指導及び助言、障がい者虐待防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発を行う。春日井市では、基幹相談支援センターしゃきょうに設けられている。

### 【障がい者虐待防止ホットライン】

障がい者虐待の防止及び早期対応を図るために、障がい者虐待に関する通報の電話受付（24時間対応）のこと。基幹相談支援センターしゃきょうに設置している。

### 【障害者就業・生活支援センター】

障がいのある人が職業生活における自立を図るため、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を行う。

### 【障がい者生活支援センター】

主に障がいのある人等からの相談、必要な情報の提供その他の福祉サービスの利用援助、各種支援施策に関する助言、指導その他の社会資源を活用するための支援、権利擁護のために必要な援助等を行う。市内4か所に設置。

### 【障がい者施策推進協議会】

障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進、関係者相互の連絡調整を要する事項等について調整審議する。

### 【障がい者相談支援事業】

障がいのある人及びその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行う。

**【障がい児相談支援】**

障がいのある子どもの課題の解決や適切なサービス利用に向けて、障がい児支援利用計画の作成、利用状況の検証及び障がい児支援利用計画の見直し（モニタリング）を行う。

**【障害児等療育支援事業】**

在宅の障がいのある人や障がいのある子ども、その家族が安心して地域で暮らせることを目標として、身近な地域での療育指導や療育相談等の支援活動を行う愛知県の事業。

**【障がい福祉サービス】**

障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が自らサービス内容や事業者・施設を選択し、契約により各種サービスを利用する制度。

**【ジョブコーチ】**

障がいのある人と一緒に職場に入り、障がいのある人が一人で作業できるよう作業遂行上の支援をしたり、安定した職業生活が送れるよう支援を行う人のこと。必要に応じて、事業所や家族に対しても提案・助言を行い、障がいのある人・事業所・家族のかけ橋となるような支援を行う。

**【自立訓練】**

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練などを行う。

**【自立支援医療（精神通院）】**

精神疾患があり、継続的に通院治療を受ける人が、公費によって医療費の補助を受けることができる制度。

**【自立生活援助】**

居宅において、単身等で生活することに不安がある人を対象に、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応を行う。

**【新生児聴覚スクリーニング】**

新生児を対象にした聴覚検査。先天性難聴が早期に発見されることで、難聴の程度に合わせた治療（補聴器や人工内耳の使用など）が早期に開始できるようになる。

**【身体障がい者手帳】**

身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に交付されるもの。障がいがある証明となり、各種サービス等を受けやすくなる。

### 【スクールソーシャルワーカー】

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭・学校・地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門職。

### 【生活介護】

常に介護を必要とする人を対象に、主に昼間に入浴、排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供する。

### 【精神障がい者保健福祉手帳】

一定の精神障がいの状態に該当すると認められた場合に交付されるもの。障がいがある証明となり、各種サービス等を受けやすくなる。

### 【成年後見制度】

知的や精神などに障がいのある人で判断能力が不十分な人が、財産管理や身上保護などの契約や手続きをする際にサポートする制度。家庭裁判所が判断能力の程度に応じて補助人、保佐人、成年後見人を選任する。

### 【成年後見制度利用支援事業】

市長が後見等の開始の審判請求を行うとともに、報酬費用を助成することで、成年後見制度の利用を支援する。

### 【セルフネグレクト】

生活において当然行うべき行為を行わない、あるいは行う能力がないことから、自己の心身の安全や健康が脅かされる状態に陥ること。

### 【セルフプラン】

サービス利用者、家族や支援者が作成するサービス等利用計画のこと。

### 【相談支援専門員】

障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する者をいう。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。

## た行

### 【大活字図書】

低視力者、高齢者などの弱視者が読みやすいよう、文字の大きさや行間などを調整し、大きな字で組み直した本。



**【第六次春日井市総合計画】**

春日井市の最上位の計画であり、まちづくりの指針となるもので、市政全般にわたる政策分野を網羅し、市の将来像や施策の基本的な方向性などを総合的かつ体系的に示したものの。計画期間は、2018（平成 30）年度を初年度として、2037（令和 19）年度を目標年次とする 20 年間。

**【ダブルケア】**

子育てと親の介護を同時に抱えている状態。

**【短期入所】**

介護者が病気などの場合に、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行う。

**【地域移行支援】**

主に施設に入所している障がいのある人や病院に入院している精神障がいのある人を対象に、住居の確保や地域で生活するために必要な相談などを行う。

**【地域活動支援センター】**

創作的活動、生産的活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図る基礎的事業を行う。I 型は、基礎的事業に併せて相談支援事業を行うもの。職員は精神保健福祉士などの専門職員を配置し、1 日当たり実利用者人員は概ね 20 人以上のもの。

**【地域共生社会】**

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

**【地域共生プラン】**

社会福祉法第 107 条に基づく「地域福祉計画」と社会福祉法 109 条に定める社会福祉協議会が中心となって策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定したもの。

**【地域自立支援協議会】**

地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備を行う組織。障がい者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される。

### 【地域生活支援拠点】

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス。

### 【地域生活支援事業】

地域の実情に応じて柔軟に行われることが望ましい事業として、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業など市町村の必須事業と、日中一時支援事業や訪問入浴サービス事業など市町村の判断により行う任意事業がある。

### 【地域定着支援】

主に居宅でひとり暮らしをする障がいのある人を対象に、連絡体制を確保し、障がいによる緊急の事態などに必要な相談などを行う。

### 【地域包括ケアシステム】

地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステム。

### 【地域包括支援センター】

地域において、①介護予防ケアマネジメント事業②総合相談支援事業③包括的・継続的マネジメント事業④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の4つの基本的な機能を持つ総合的マネジメントを担う中核機関。

社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師などが専門性を活かして、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援を行う。中学校区を基本に、地域包括支援センターを市内12か所設置。

また、各地域包括支援センターの総合調整や後方支援を行う基幹型地域包括支援センターを、春日井市では社会福祉協議会に設置している。

### 【地域見守り連絡会議】

電気、ガス、水道などのライフライン事業者、新聞販売店、郵便局などの事業者の協力のもと、通報体制を確保することで孤立世帯の早期発見に向けた取り組みを行うもの。

### 【注意欠陥多動性障がい】

注意欠如・多動症（ADHD）ともいう。発達障がいのひとつ。不注意や、多動・衝動性があり、具体的には集中力が続かない、じっとしてられないなどといった特徴がある。

### 【聴覚障がい者支援セット・聴覚障がい者支援ボード】

聴覚障がいのある人等、言葉でうまく伝えられない場合にイラストや文字を使用して意思疎通を図るためのもの。

**【聴導犬】**

耳の不自由な人の日常生活を助けるために特別な訓練を受けた犬で、玄関のチャイムやFAX着信音、危険を意味する音などを聞き分け、必要な情報を伝える。介助犬、盲導犬とともに、補助犬と呼ばれる。

**【同行援護】**

視覚障がいにより移動が著しく困難な人を対象に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行う。

**【特定健康診査】**

医療保険者が生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までを対象としてメタボリックシンドロームに着目して行う健康診査。

**【特定保健指導】**

医療保険者が特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる人に対して、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すサポートを行う支援。

**【特別支援学級】**

学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障がいのある児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。児童・生徒は障がいに応じた教科指導や障がいに起因する困難の改善・克服のための指導を受ける。対象となるのは、知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他障がいのある人で特別支援学級において教育を行うことが適当なもの。

**【特別支援学校】**

学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。

**【特別支援教育】**

学習障がい（LD）、注意欠如・多動症（ADHD）、自閉スペクトラム症（ASD）\*など発達障がいも含めて障がいのある児童・生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、当該児童・生徒のもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

\*DSM-5(米国精神医学会の診断基準)では、自閉症、広汎性発達障害、アスペルガー症候群などを、連続性があるという意味でまとめて、自閉スペクトラム症(ASD)と分類している。

### 【特別支援教育コーディネーター】

校内における特別支援教育の体制や整備を推進するために、保護者の相談窓口となったり、学校関係者や就学前、進学先の教育機関、医療機関などとの連携や調整を行ったりする。障がいのある児童・生徒を支援するための「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成や、諸機関との「連携」をコーディネートできるなどの実践的能力が求められる。

### 【特別支援教育連携協議会】

障がいのある子どもやその保護者への相談・支援のため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局や、特別支援学校、福祉事務所、保健所、医療機関、公共職業安定所などの関係機関等の連携協力を円滑にするためのネットワーク。

### 【特別支援保育】

保護者の就労等により家庭での保育が困難な障がいのある子どもに対して、他の子どもとともに集団保育をすることで、健全な心身の成長発達を促進し、子どもの福祉の増進を図る。

## な行

### 【内部障がい】

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいの総称。

### 【日常生活自立支援事業】

判断能力が不十分な人を対象に、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その人の権利を擁護する。福祉サービスについての情報提供、利用手続き、福祉サービス利用料などの支払い、日常的な金銭管理、苦情解決制度の利用援助及び重要書類等の預かりを行う。

### 【日常生活用具】

障がい者の日常生活を便利にするための用具。特殊寝台、頭部保護帽など。

### 【日中一時支援】

活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練、その他の支援を行う。

### 【Net119】

聴覚障がいや言語障がいのある人の火災・救急通報をスマートフォンなどの携帯端末で受け付ける。

**は行****【「はたらく」ためのガイドブック】**

春日井市地域自立支援協議会の就労系事業所連絡会が発刊する障がいがある人の就労を支援する機関を紹介するガイドブック。

**【8050 問題】**

高齢(80歳代前後)の親が、自立できない事情を抱える中高年(50歳代前後)の子どもを養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子が共倒れになるリスクが指摘されている。

**【FAX119】**

聴覚障がいや言語障がいのある人の火災・救急通報をファクスで受け付ける。

**【フードドライブ】**

家庭等で余っている食品を集めて、食品を必要としている生活困窮者支援団体、福祉施設等に寄付する活動。

**【福祉応援券】**

障がい者手帳所持者や難病患者等を対象に、社会参加の促進などを目的に支給され、登録された店舗・事業所で商品やサービスを購入する際に利用できる。

**【福祉的就労】**

一般企業での就労が困難な障がいのある人が、作業所等で職業訓練等を受けながら働くことをいう。自立・更生を促進し生きがいをつくるという意味あいがある。

**【福祉文化体育館】**

障がいのある人の機能の回復、健康の増進及び教養文化の向上を図り、福祉の増進に寄与するために設置されている市の施設。通称 サン・アビリティーズ春日井。

**【ペアレントトレーニング】**

保護者や養育者を対象に子どもへの肯定的な働きかけを学び、かかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善をめざす家族支援のアプローチ。

**【ペアレントプログラム】**

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。

**【ヘルプカード】**

緊急連絡先や必要な支援内容などを記載し、障がいのある人などが災害時や日常生活で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのもの。

### 【ヘルプマーク】

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が周囲に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするもの。

### 【保育所等訪問支援】

保育所等に通う障がいのある子どもに、専門知識を有する支援者が保育所等を訪問し、他の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。

### 【放課後児童健全育成事業】

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業（児童福祉法第6条の3第2項）で、春日井市では、子どもの家等において実施している。

### 【放課後等デイサービス】

主に小中学校、高等学校に通う障がいのある子どもに、授業終了後や休業日に、施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行う。

### 【訪問入浴サービス事業】

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図る。

## ま行

### 【盲導犬】

目の不自由な人の日常生活を助けるために特別な訓練を受けた犬で、段差や交差点、障害物を教えるなどのサポートをする。路上では、白又は黄色のハーネスと呼ばれる胴輪を付けている。介助犬、聴導犬とともに、補助犬と呼ばれる。

## や行

### 【ヤングケアラー】

本来、大人が担うような家事や家族のケア（介護や世話）などを日常的に行う子どものこと。自分の時間が持てずに、友人関係や学校生活、進路や就職等に支障をきたすなど、ケアを担う子どもたち自身の人生に大きな影響を及ぼす可能性がある。

### 【ユニバーサルデザイン】

障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、全ての人にとって利用しやすい環境を作る（デザインする）こと。

**【要約筆記】**

聞こえない、聞こえにくい方の意思疎通の支援の一つ。職場や学校、講演会等で、話の内容を聞き取り、その場で文字により伝えること。

**ら行****【療育手帳】**

知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもの。障がいがある証明となり、一貫した指導・相談を行うとともに、各種サービス等を受けやすくなる。地域によって「愛護手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われる。

**【療養介護】**

医療と常に介護を必要とする人を対象に、医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話を行う。

**【レスパイト】**

「休息」「息抜き」「小休止」という意味であり、介護をしている家族等が一時的に介護から解放され、休息を取れるように障がい福祉サービス等を利用すること。

## 第6次春日井市障がい者総合福祉計画

発行年月 / 2024（令和6）年3月

編集・発行 / 春日井市 健康福祉部 障がい福祉課

〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町 5-44

電話：0568-85-6186

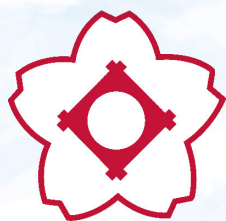
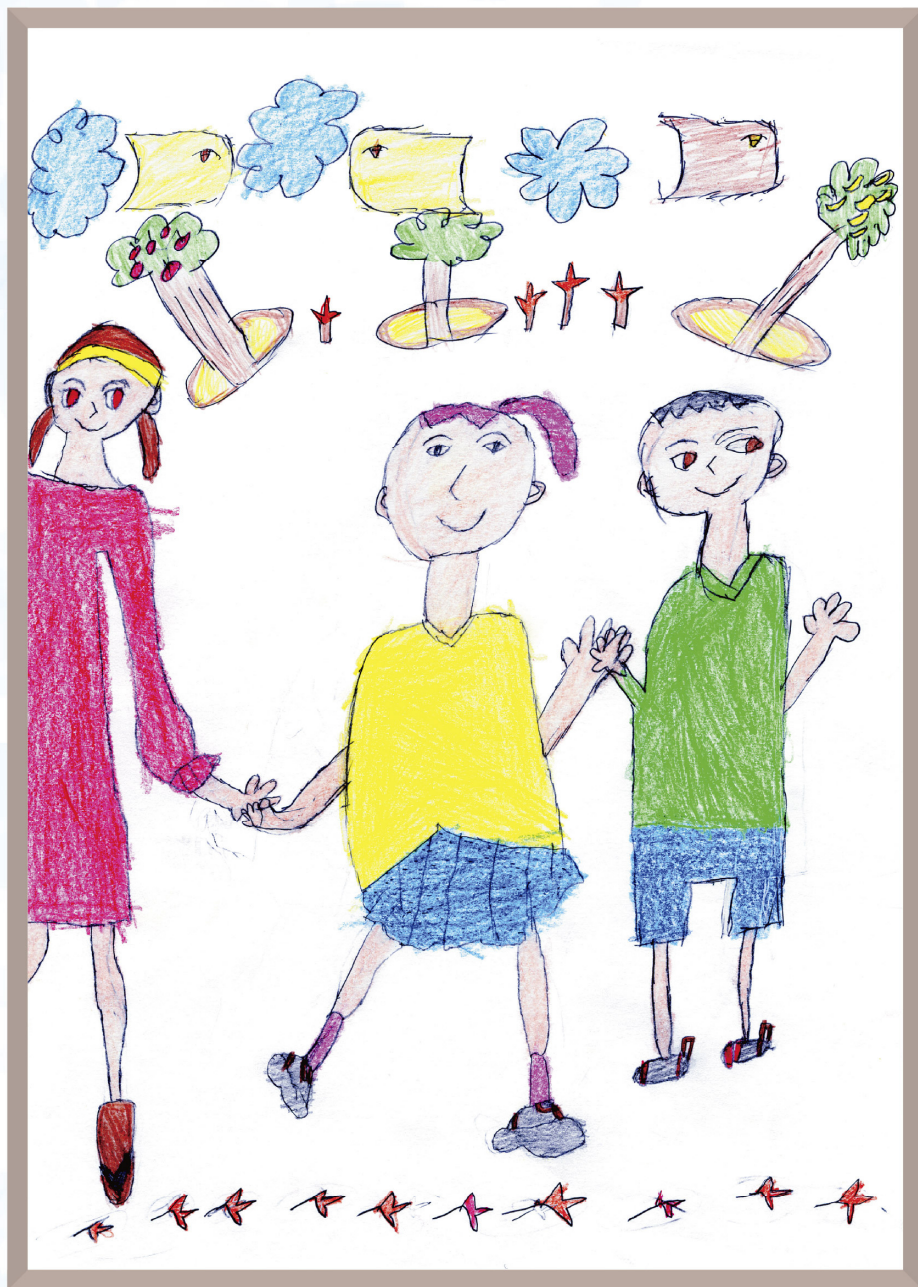
ファックス：0568-84-5764

<https://www.city.kasugai.lg.jp>

E-mail：shogai@city.kasugai.lg.jp







春唄

(表紙・裏表紙のイラスト 春日台特別支援学校児童・生徒作品)